

# 「生涯活躍のまち」に関する参考施策集

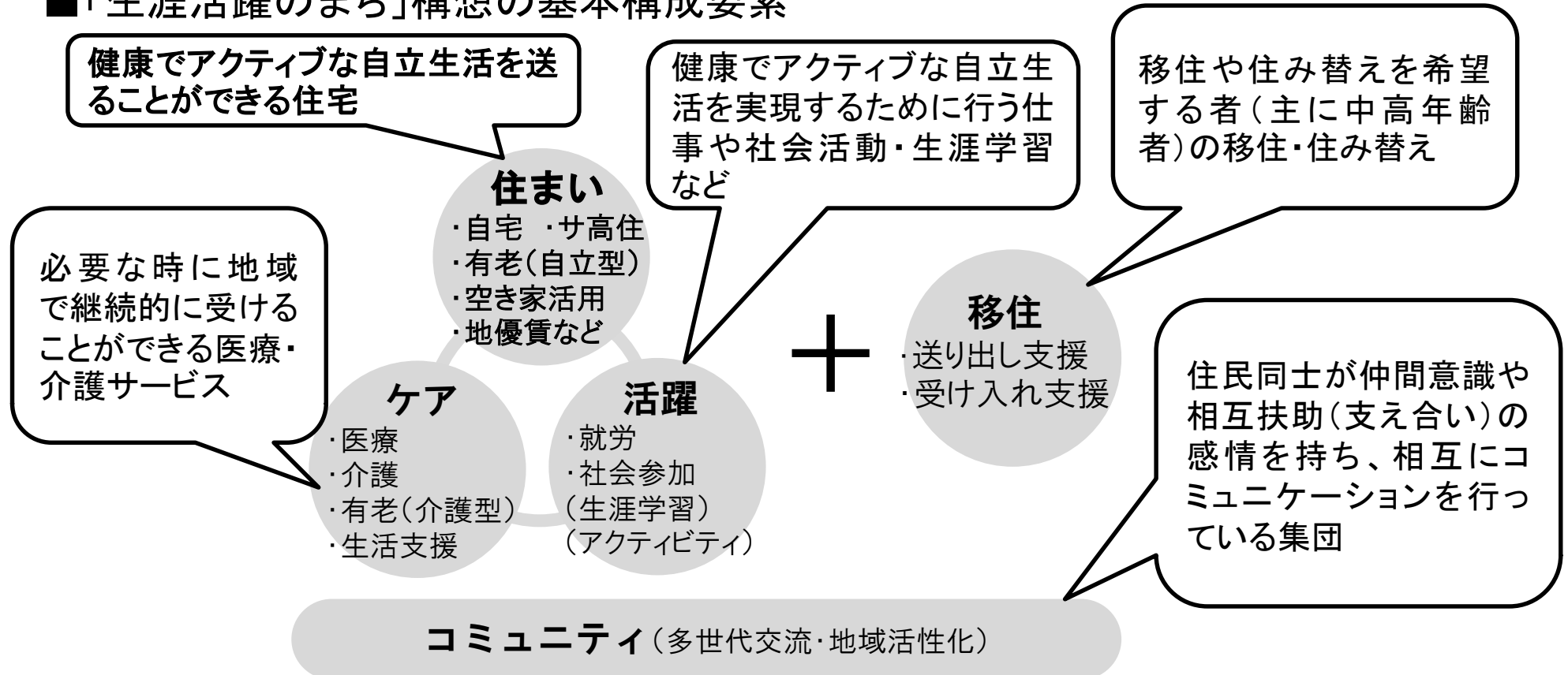
---

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局

# はじめに ～「生涯活躍のまち」の基本構成要素～

- 「生涯活躍のまち」の基本構成要素は、「住まい」、「ケア」、「活躍」を核に、「移住」を加えた「3+1」の要素、及びこれを下支えする重要要素である「コミュニティ」(多世代交流、地域活性化)を加えた5要素。
- 本施策集は、「関連制度等を「住まい」、「ケア」、「活躍」、「移住」の4要素に分類して整理。

## ■「生涯活躍のまち」構想の基本構成要素



# 「生涯活躍のまち」に関する参考施策集 目次

※令和元年7月1日時点

## 【1】住まい

### 【サービス付き高齢者向け住宅、居宅支援協議会】

- ◎サービス付き高齢者向け住宅の登録制度の概要・・・・・・・・・・ 1
- ～サービス付き高齢者向け住宅の供給促進のための支援措置～ ・・ 2
- ～サービス付き高齢者向け住宅整備事業の概要～ ・・・・・ 3
- ◎サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の概要 ・・・・・ 4
- ◎（独）住宅金融支援機構によるサービス付き高齢者向け住宅に関する融資等 ・・・・・ 5

### 【中古住宅流通の活性化】

- ◎中古住宅の建物評価手法の改善 ・・・・・ 6
- ◎的確なリフォームの推進 ・・・・・ 7
- ◎不動産総合データベースの整備 ・・・・・ 8
- ◎インスペクションの活用促進 ・・・・・ 9
- ◎既存住宅流通・リフォームに係る保険制度
  - ～既存住宅売買瑕疵保険～ ・・・・・ 10
  - ～リフォーム瑕疵保険～ ・・・・・ 11
- ◎「安心R住宅」（特定既存住宅情報提供事業者団体登録制度） ・・ 12

### 【空き家の有効活用促進】

- ◎「全国版空き家・空き地バンク」について ・・・・・ 13
- ◎空き家等の流通・活用促進 ・・・・・ 14
- ◎空き家再生等推進事業【活用事業タイプ】 ・・・・・ 15
- 空き家再生等推進事業【活用】の事例 ・・・・・ 16
- ◎新たな住宅セーフティネット制度の枠組み ・・・・・ 18
- ◎居宅支援協議会の概要 ・・・・・ 19

### 【住み替え円滑化】

- ◎高齢者等の住み替え支援事業 ・・・・・ 20
- 高齢者等の住み替え支援の取組み事例 ・・・・・ 21
- 高齢者等の所有する住宅の活用事業 ・・・・・ 22
- ◎多世代交流型住宅ストック活用推進事業 ・・・・・ 23
- ◎住宅金融支援機構によるフラット35（リフォーム一体型ローン）の概要 ・・・・・ 24

### 【都市計画、まちづくり】

- ◎「小さな拠点」の形成推進 ・・・・・ 25
- ◎スマートウェルネス住宅・シティの展開 ・・・・・ 26
- スマートウェルネス住宅等推進事業 ・・・・・ 27
- ◎街なみ環境整備事業の概要 ・・・・・ 28
- ◎住宅市街地総合整備事業の概要 ・・・・・ 29
- ◎地域におけるPREの活用推進 ・・・・・ 30
- ◎UR団地の地域医療福祉拠点化 ・・・・・ 31
- UR多摩平の森団地における住棟ルネッサンス事業 ・・・・・ 32

### ＜注釈＞

◎：制度概要

➢：地方公共団体、事業者の取組概要

# 「生涯活躍のまち」に関する参考施策集 目次

※令和元年7月1日時点

## 【2】ケア

### 【医療・介護】

- ◎ 地域包括ケアシステムの構築 . . . . . 33
- ◎ 地域支援事業の概要 . . . . . 35
- ◎ 地域包括支援センター . . . . . 36
- ◎ 在宅医療・介護連携の推進 . . . . . 37
- ◎ 地域ケア会議の推進 . . . . . 39
  - 取組例 . . . . . 40
- ◎ 地域医療介護総合確保基金 . . . . . 44
  - ～基金を活用した介護施設等の整備～ . . . . . 45
  - ～基金を活用した介護従事者の確保～ . . . . . 46
- ◎ 介護サービス情報の公表制度の仕組み . . . . . 47
  - ～介護サービス情報公表制度・システム見直し～ . . . . . 48
- ◎ 健康寿命延伸産業創出推進事業 . . . . . 49
- ◎ ロボットやICTを用いた先進的な取組 . . . . . 50
- ◎ 「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの強化のための取組の推進 . . . . . 51

### 【予防】

- ◎ 生活支援・介護予防サービスの充実と高齢者の社会参加 . . . . . 52
  - 取組例 . . . . . 53
  - 介護予防の取組 . . . . . 54
- ◎ 生活支援・介護予防の体制整備におけるコーディネーター・協議体の役割 . . . . . 59
- ◎ 介護支援ボランティアポイント . . . . . 60
  - 地方公共団体の取組  
～「ちょいワルじいさん」プロジェクト【岡山県奈義町】～ . . . . . 61

## 【3】活躍

### 【教育】

- ◎ 地域学校協働活動推進事業 . . . . . 62
- ◎ 大学等における履修証明(certificate)制度の概要 . . . . . 63
  - 生涯学習を目的とする履修証明プログラムの例 . . . . . 64
  - 地域学校協働活動の事例 . . . . . 65

### 【就労等】

- ◎ シルバー人材センター事業(概要) . . . . . 66
- ◎ シルバー人材センターの「臨・短・軽」要件の緩和 . . . . . 67
- ◎ 高齢者雇用に係る助成金 . . . . . 68
- ◎ 高齢者雇用継続給付 . . . . . 69
  - 高齢者の生きがい就労 . . . . . 70
  - 地方公共団体の取組  
～「まちの人事部」事業【岡山県奈義町】～ . . . . . 71

## 【4】移住

### 【移住の推進等】

- ◎ 「移住・交流情報ガーデン」 . . . . . 72
  - 地方公共団体の取組  
～都市部からの移住促進の取り組み【岩手県雫石町】～ . . . . . 73

# サービス付き高齢者向け住宅の登録制度の概要

○バリアフリー化や居住者への生活支援の実施等の基準を満たす住宅について都道府県等が登録を実施。

※サービス付き高齢者向け住宅の登録制度は、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」(高齢者住まい法)の改正により、平成23年10月に創設

○料金やサービス内容など住宅に関する情報が事業者から開示されることにより、居住者のニーズにあった住まいの選択が可能。

## 【登録基準】

<b>ハード</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○<u>床面積は原則25㎡以上</u></li> <li>○<u>構造・設備が一定の基準を満たすこと</u></li> <li>○<u>バリアフリー構造であること</u>(廊下幅、段差解消、手すり設置)</li> </ul>
<b>サービス</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○<u>必須サービス:安否確認サービス・生活相談サービス</u></li> <li>※その他のサービスの例:食事の提供、清掃・洗濯等の家事援助</li> </ul>
<b>契約内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○長期入院を理由に事業者から一方的に解約できないこととしているなど、居住の安定が図られた契約であること</li> <li>○敷金、家賃、サービス対価以外の金銭を徴収しないこと 等</li> </ul>

## 【入居者要件】

・60歳以上の者 又は要支援・要介護認定者 等

## 【登録状況(R1.5末時点)】

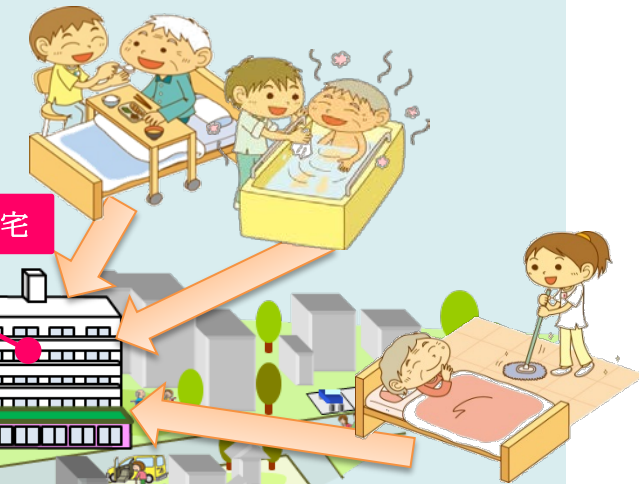
戸数	244,917戸
棟数	7,360棟



住み慣れた環境で必要なサービスを受けながら暮らし続ける

### 【併設施設】

診療所、訪問看護ステーション、ヘルパーステーション、デイサービスセンター など



## 予算

### 《スマートウェルネス住宅等推進事業：平成31年度予算 275億円》

「サービス付き高齢者向け住宅」の供給促進のため、建設・改修費に対して、国が民間事業者・医療法人・社会福祉法人・NPO等に直接補助を行う

<対象> 登録されたサービス付き高齢者向け住宅等  
 <補助額> 住宅：新築 1/10（上限 90・120・135万円/戸）※ 改修 1/3（上限 180万円/戸 等）  
※床面積等に応じて設定

高齢者生活支援施設※：新築 1/10、改修 1/3（上限 1,000万円/施設）

※訪問介護事業所、通所介護事業所、居宅介護支援事業所等の介護関連施設、病院、診療所、看護事業の用に供する施設の新築に係る整備費用は対象外。

## 税制

### 《サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制》

固定資産税	5年間 税額について2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲内において市町村が条例で定める割合を軽減	令和3年(2021年)3月31日までに取得等した場合に適用
不動産取得税	(家屋)課税標準から1,200万円控除/戸 (土地)家屋の床面積の2倍にあたる土地面積相当分の価格等を減額	

## 融資

### 《(独)住宅金融支援機構が実施》

#### ○サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資

「サービス付き高齢者向け住宅」として登録を受ける賃貸住宅の建設・改良に必要な資金、又は当該賃貸住宅とする中古住宅の購入に必要な資金を貸し付け

#### ○住宅融資保険の対象とすることによる支援

民間金融機関が実施するサービス付き高齢者向け住宅の入居一時金に係るリバースモーゲージ(死亡時一括償還型融資)に対して、住宅融資保険の対象とすることにより支援

## サービス付き高齢者向け住宅整備事業の概要

## 要件

## 「サービス付き高齢者向け住宅」として登録

- 高齢者住まい法に規定する「サービス付き高齢者向け住宅」として10年以上登録すること

## その他の要件

- 入居者の家賃の額が、近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失ないように定められていること
- 入居者からの家賃等の徴収方法が、前払いによるものに限定されていないこと
- 事業に要する資金の調達が確実であること
- 市町村のまちづくり方針と整合していること
- 運営情報の提供を行うこと

## 予算案のポイント

## ○既存ストックの活用の推進

- ・ 既存ストックを改修する場合の補助限度額:180万円/戸
- ・ 新築(25㎡未満の住宅)の補助限度額:90万円/戸

## ○地域交流施設等の整備を推進

## ○既存物件を含む運営情報の提供の推進(※)

- ※ 新たに補助を受けるサービス付き高齢者向け住宅については、当該住宅を整備又は運営する事業者が、既に整備又は運営しているサービス付き高齢者向け住宅も含めて運営情報の提供を行うことが必要。



学校を改修して整備した事例



地域交流施設のイメージ

## 補助内容の概要

## 住宅

		補助率	限度額	補助対象(※1)
改修		1/3	180万円/戸(※2)	調査設計計画費用を補助対象に追加(※2)
新築	床面積30㎡以上 (かつ一定の設備完備)	1/10	135万円/戸	住棟の全戸数の2割を上限に適用(※3)
	床面積25㎡以上		120万円/戸	
	床面積25㎡未満		90万円/戸	

※1 家賃30万円/月以上の住戸は補助対象外とする。また、事業目的の達成のために必要な範囲を逸脱する華美又は過大な設備は補助対象外とする。改修は、共用部分及びバリアフリー化に係る工事、用途変更に伴い建築基準法等の法令に適合させるために必要となる構造・設備の改良に係る工事(高齢者住まい法上必要となる住宅設備の設置等)に限る。

※2 限度額の引上げと補助対象の追加は、①階段室型の共同住宅を活用し、新たに共用廊下を設置する、②戸建住宅や事務所等を活用し、用途変更に伴い建築基準法等の法令適合のための工事が新たに必要となる、のいずれかに該当する改修が対象。その他の改修は、新築と同じ限度額と補助対象が適用される。

※3 住棟の全戸数の2割を超える住戸については限度額を120万円/戸とする。ただし、入居世帯を夫婦等に限定する場合には、上限に関わらず当該住戸の補助限度額を135万円/戸とする。

## 高齢者生活支援施設

		補助率	限度額	補助対象(※1)
改修		1/3	1000万円/施設	○
新築	地域交流施設等(※2)	1/10	1000万円/施設	○
	介護関連施設等(※3)			×

※1 事業目的の達成のために必要な範囲を逸脱する華美又は過大な設備は補助対象外とする。

※2 地域交流施設、生活相談サービス施設、健康維持施設等で、地方公共団体など地域との連携を行うもの。

※3 訪問介護事業所、通所介護事業所、居宅介護支援事業所等の介護関連施設、病院、診療所、看護事業の用に供する施設。

# サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の概要

## 固定資産税

適用期限  
令和3年(2021年)3月31日まで

5年間 税額について2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲内において市町村が条例で定める割合を軽減  
(一般新築特例は1/2軽減)

※平成27年4月1日から「地域決定型地方税制特例措置」(通称:わがまち特例)を導入

- 要件**
- ① 床面積: 30㎡以上/戸(共用部分含む。一般新築特例は40㎡以上/戸)
  - ② 戸数: 10戸以上
  - ③ 補助: 国又は地方公共団体からサービス付き高齢者向け住宅に対する建設費補助を受けていること
  - ④ 構造: 主要構造部が耐火構造又は準耐火構造であること 等
- 等

## 不動産取得税

適用期限  
令和3年(2021年)3月31日まで

家屋 課税標準から1200万円控除/戸(一般新築特例と同じ)

土地 次のいずれか大きい方の金額を税額から控除(一般新築特例と同じ)

ア: 4万5,000円(150万円×3%)

イ: 土地の評価額/㎡×1/2(特例負担調整措置)×家屋の床面積の2倍(200㎡を限度)×3%

- 要件**
- ① 床面積: 30㎡以上/戸(共用部分含む。一般新築特例は40㎡以上/戸)
  - ② 戸数: 10戸以上
  - ③ 補助: 国又は地方公共団体からサービス付き高齢者向け住宅に対する建設費補助を受けていること
  - ④ 構造: 主要構造部が耐火構造又は準耐火構造であること 等
- 等



# (独)住宅金融支援機構によるサービス付き高齢者向け住宅に関する融資等

## サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資

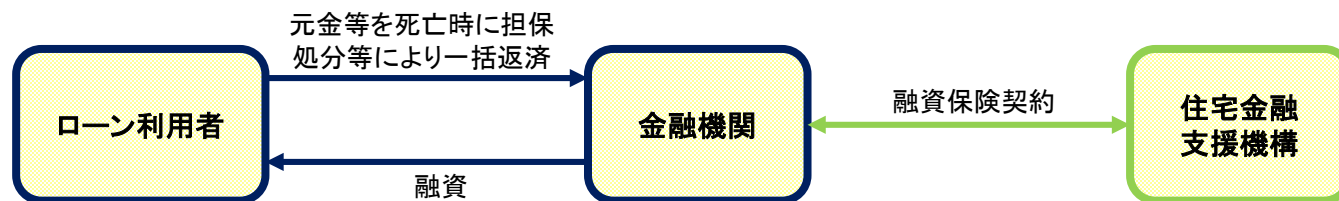
サービス付き高齢者向け住宅としての登録を受ける賃貸住宅の建設に必要な資金、当該賃貸住宅に係る改良に必要な資金又は当該賃貸住宅とすることを目的とする中古住宅の購入に必要な資金を貸し付ける。

【例：サービス付き高齢者向け賃貸住宅の建設資金に係る主な融資条件等】

対象住宅	次の(1)～(5)の全てに該当する賃貸住宅 (1) 高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項に規定する「サービス付き高齢者向け住宅」としての登録を受ける賃貸住宅(賃貸借契約による住宅に限る)であること(借入期間中は、5年ごとの登録の更新を行うこと) (2) 次のいずれかに該当する性能を有する住宅であること ① 断熱等性能等級3以上 ② 一次エネルギー消費量等級4以上 ③ 建築物エネルギー消費性能基準 (3) 融資対象となる賃貸住宅部分の延べ面積が200㎡以上であること (4) 敷地面積が165㎡以上であること (5) その他機構が定める技術基準に適合すること
借入額	借入れの対象となる事業費の100%以内(10万円単位)
借入金利	35年固定金利 または 15年固定金利
返済方法	元利均等毎月払い または 元金均等毎月払い
返済期間	35年以内(1年単位)※当初1年間の元金据置可(返済期間内)

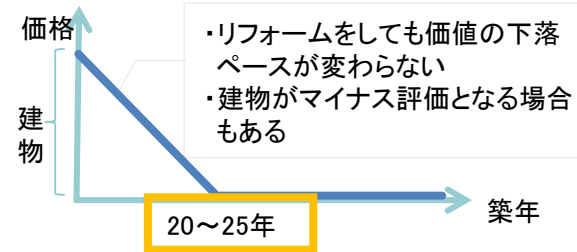
## サービス付き高齢者向け住宅の入居一時金に係る住宅融資保険の付保

サービス付き高齢者向け住宅への入居を促進するため、民間金融機関によるサービス付き高齢者向け住宅の入居一時金に係るリバースモーゲージを住宅金融支援機構による住宅融資保険制度の対象としている。償還方法は、①毎月利息のみ返済、死亡時に元金を一括返済、②死亡時に元金を一括返済、のいずれかによる。



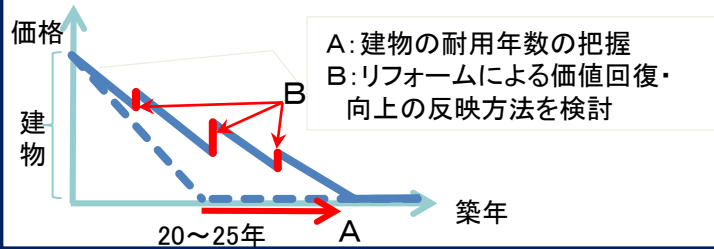
中古戸建て住宅の建物評価の現状・課題

流通市場において、戸建て住宅が一律に経年減価し、築20～25年程度で市場価値がゼロとなる慣行が存在。



木造戸建て住宅の建物評価改善の方向性

住宅の性能や維持管理の状態など、個別の住宅の状態に応じて適切に評価。



■ 中古戸建て住宅に係る建物評価の改善に向けた指針(H26.3)

- ① 建物を基礎・躯体部分と内外装・設備部分に区分
- ② 基礎・躯体は性能に応じて20年より長い耐用年数を設定  
例: 長期優良住宅: 100年超、住宅性能表示劣化対策等級3: 75～90年等
- ③ 適切な内外装・設備の補修等を行えば、価値が回復・向上

建物評価改善の市場への定着に向けた取組

◆ 不動産鑑定評価の実務への反映

平成27年7月に、「既存戸建住宅の評価に関する留意点」を策定

◆ 宅地建物取引業者の査定への反映

平成27年7月に、宅建業者が値付けのための査定に用いる「既存住宅価格査定マニュアル」を改訂

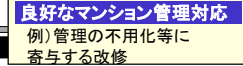
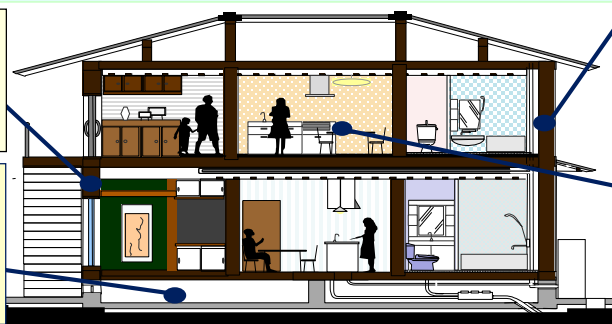
# 既存住宅流通の活性化に向けた取組 的確なリフォームの推進

## 長期優良住宅化リフォーム推進事業

良質な住宅ストックの形成や、若者による既存住宅の取得環境の改善、子育てをしやすい環境の整備等を図るため、**既存住宅の長寿命化や省エネ化、三世帯同居など複数世帯の同居の実現等に資するリフォームに対する支援を行う。**

【補助率】1/3 【限度額】100万円/戸 等

- インスペクションの実施
- 維持保全計画・履歴・長期修繕計画の作成
- 性能向上等
  - ・耐震性
  - ・劣化対策
  - ・省エネルギー性
  - ・維持管理・更新の容易性
  - ・バリアフリー性
  - ・可変性
- 三世帯同居改修
- 良好なマンション管理対応



## 住宅リフォーム事業者団体登録制度

住宅リフォーム事業者の業務の適正な運営の確保や消費者への情報提供を行うなど、一定の要件を満たす住宅リフォーム事業者の団体(※)を国が登録する制度を創設(H26.9～)。住宅リフォーム事業の健全な発達及び消費者が安心してリフォームを行うことができる環境の整備を図る。

※15団体が登録(H31.7.1現在)

ロゴマーク(商標登録済)



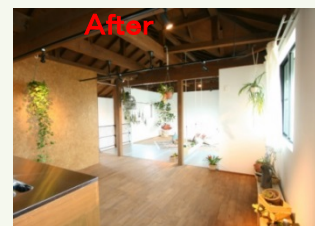
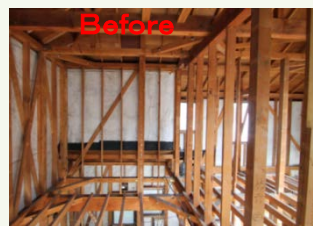
## 買取再販で扱われる住宅の取得に係る税制特例措置

買取再販(※)で扱われる住宅の取得について、以下の税制特例措置を創設。

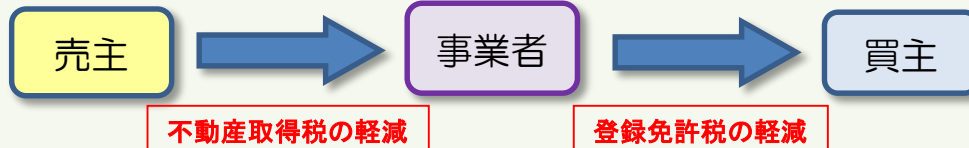
※事業者が既存住宅を一旦買い取り、性能・質の向上を図るための一定のリフォームを行い、消費者に販売すること

○買取再販事業者に課される不動産取得税の減額  
(適用期間: H27.4.1～R3.3.31)

○買主に課される登録免許税の軽減  
(適用期間: H26.4.1～R2.3.31)

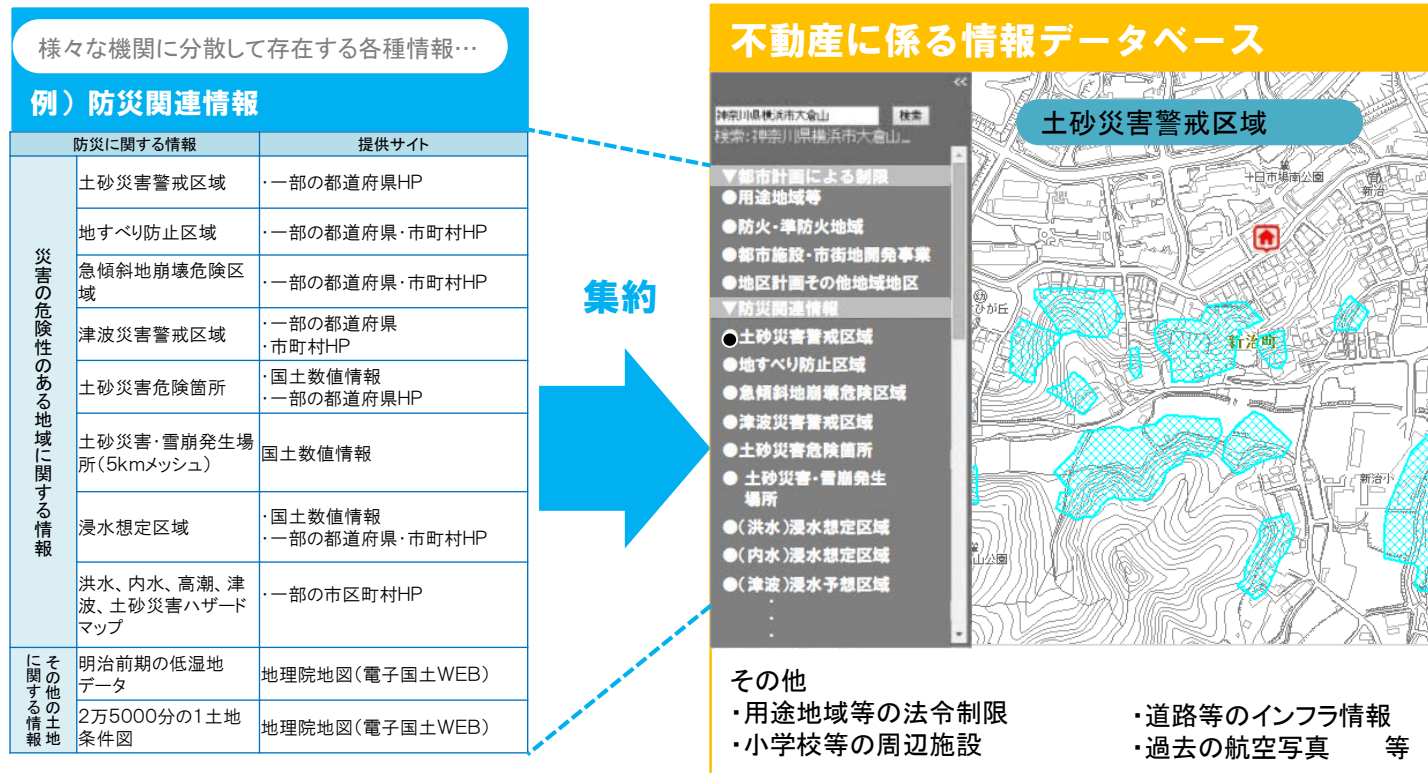


リフォーム工事  
(耐震・省エネ・バリアフリー・水回り等の一定のリフォーム)



# 不動産総合データベースの整備

- 不動産に関する情報のうち、売り出し物件や成約物件の所在地や間取り、価格等はレインズ<sup>®</sup>上に集約されているが、防災に係るハザードマップや都市計画等の法令制限、過去の土地利用や周辺施設の状況など、地域に関する情報は網羅されておらず、様々な機関に分散しているため、情報を集めることが困難。
- これらの情報を一元的に把握できる「不動産総合データベース」を整備し、業務の効率化や消費者サービスの向上等に繋げる。



平成29年3月末までの横浜市、静岡市、大阪市、福岡市の試行運用を踏まえて、現在、本格運用に向けた調整等を進めている段階。

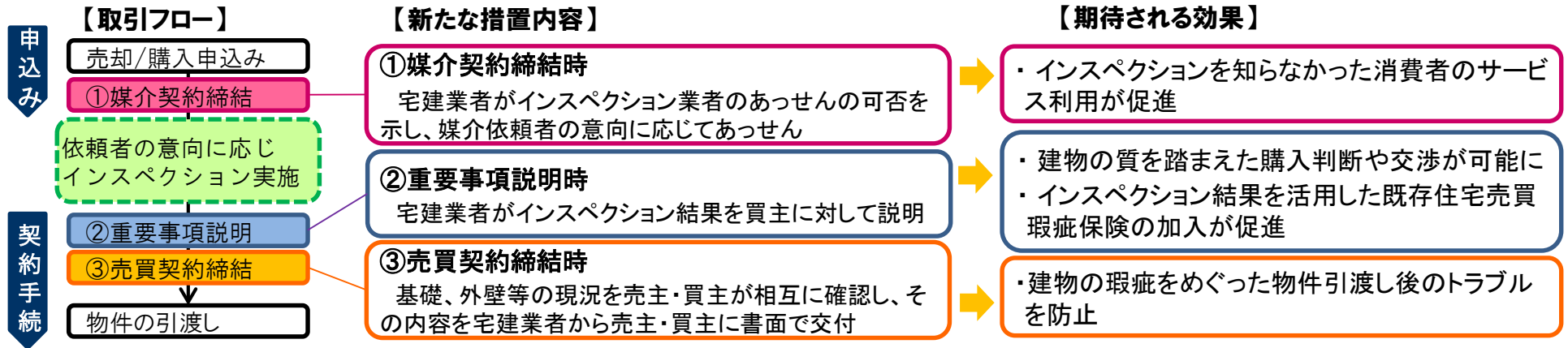
## 既存住宅状況調査方法基準の策定と既存住宅状況調査技術者講習制度の創設

- 既存住宅売買瑕疵保険の現場検査と同等の調査方法等(構造耐力上主要な部分及び雨水の浸入を防止する部分の調査・耐震性に関する書類の確認)を規定した既存住宅状況調査方法基準を策定。
- 国の登録を受けた講習機関が建築士に講習を実施し、修了した建築士(既存住宅状況調査技術者)は調査方法基準に従って適正に調査を実施。

## 宅地建物取引業法の改正

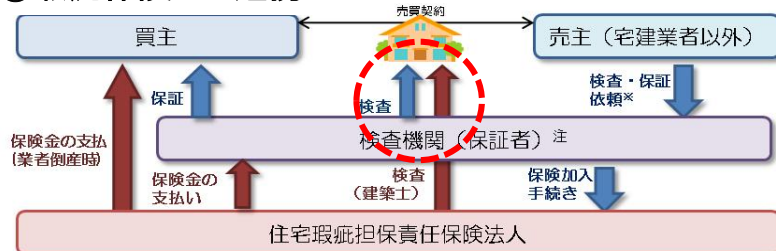
平成30年4月1日施行

売主・買主が安心して取引ができる市場環境を整備するため、宅建業者が建物状況調査(インスペクション)の活用を促進。建物状況調査は既存住宅状況調査技術者講習を修了した建築士が、既存住宅状況調査方法基準に従って実施。



## インスペクションの活用

### ①瑕疵保険との連携 [既存住宅売買瑕疵保険(個人間売買 検査事業者タイプ)]



\*検査・保証依頼は、買主(予定者)からの依頼も可能です。

一定の講習を受講・修了し、登録された建築士が検査(左図の青矢印の検査)を実施する場合は、保険法人の現場検査(左図の赤矢印の検査)を書面審査化(通常は2回の検査が必要) → 利用者の負担軽減

### ②補助事業を通じた活用・普及

- 「長期優良住宅化リフォーム推進事業」において、リフォーム前のインスペクションの実施を要件化。
- 「住宅ストック維持・向上促進事業」において、インスペクション費用を補助。
- 「次世代住宅ポイント制度」で支援。

既存住宅の売買に関する保険制度（保険金の支払い対象は構造部分・防水部分など。保険加入は任意）。  
 既存住宅売買瑕疵保険の仕組みは、「売主が宅建業者の場合（保険期間5年または2年）」と「売主が宅建業者以外（個人間売買）の場合（保険期間5年、2年、1年）」で異なる。

## 売主が宅建業者の保険の仕組み

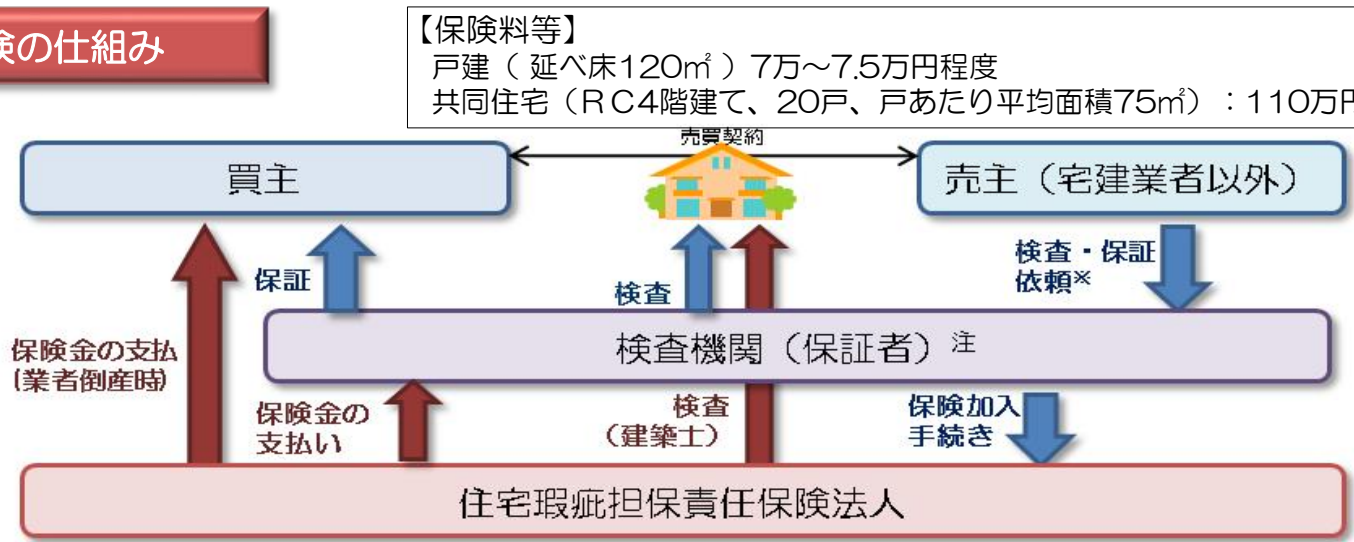
宅建業者が買主に対して負担する瑕疵担保責任を履行することによって生じる損害について保険金を支払う



<申込み実績> 62,648戸（H31.3時点）

## 売主が宅建業者以外の保険の仕組み

個人間での売買の対象となる住宅の検査を行い、売買後に隠れた瑕疵が発見された場合に保証する「検査機関」の保証責任について保険金を支払う  
 ※個人間での売買において保険法人が検査し、宅建業者の保証責任について保険金を支払う商品（仲介事業者コース）もある。



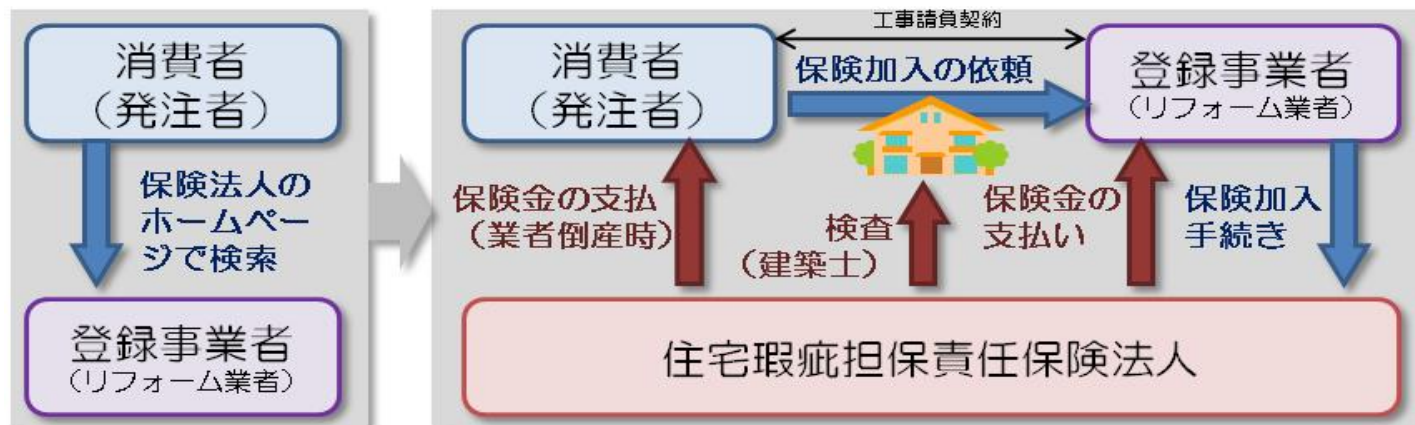
※検査・保証依頼は、買主（予定者）からの依頼も可能です。

<申込み実績> 12,103戸（H31.3時点）

リフォーム工事の瑕疵に関する保険制度(保険金の支払い対象は、リフォーム工事を実施したすべての部分。保険期間は構造部分・防水部分は5年間、その他の部分は1年間。保険加入は任意)

リフォーム事業者登録について

- ・ リフォームかし保険に加入する事業者は、保険法人への事業者登録が必要
- ・ 事業者登録された事業者は、保険法人が一般に公開  
一般社団法人住宅瑕疵担保責任保険協会HPにおいて全保険法人に登録された事業者の検索システムを運用 URL：<http://search-kashihoken.jp/>



【保険料等】

保険金額 300万円		保険金額 1000万円	
設備のみ	構造等を含む	設備のみ	構造等を含む
3.5万～4万程度	5万～6万程度	5万～6万程度	6.5万～7.5万程度

＜申込み実績＞35,797件 (H31.3時点)

# 「安心R住宅」(特定既存住宅情報提供事業者団体登録制度)

- 既存住宅の流通促進に向けて、「不安」「汚い」「わからない」といった従来のいわゆる「中古住宅」のマイナスイメージを払拭し、「住みたい」「買いたい」既存住宅を選択できるようにする。
- このため、耐震性があり、インスペクション(建物状況調査等)が行われた住宅であって、リフォーム等について情報提供が行われる既存住宅に対し、国が商標登録したロゴマークを事業者が広告時に使用することを認める「安心R住宅」制度を創設。【平成29年11月6日告示公布、平成29年12月1日告示施行、平成30年4月1日標章使用開始】

## 従来のいわゆる「中古住宅」

「品質が不安、不具合があるかも」  
「古い、汚い」  
「選ぶための情報が少ない、わからない」

(既存住宅を紹介しているwebサイト(イメージ))



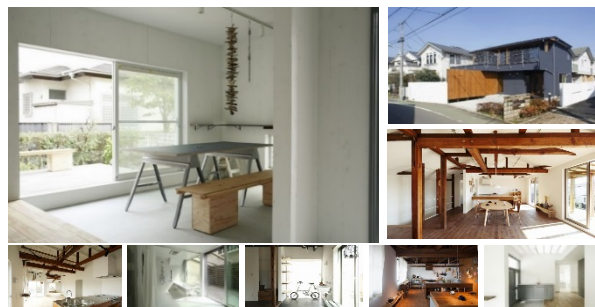
## 登録団体一覧

令和元年6月末時点

番号	登録日	名称(略称)	番号	登録日	名称(略称)
1	平成29年12月25日	一般社団法人優良ストック住宅推進協議会(スムストック)	6	平成30年6月29日	一般社団法人住まい管理支援機構(HMS機構)
2	平成30年1月26日	一般社団法人リノベーション協議会	7	平成30年8月27日	公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会(全宅連)
3	平成30年3月13日	公益社団法人全日本不動産協会((公社)全日本不動産協会)	8	平成30年9月25日	一般社団法人全国住宅産業協会(全住協)
4	平成30年6月8日	一般社団法人石川県木造住宅協会	9	平成31年4月26日	一般社団法人ステキ信頼リフォーム推進協会
5	平成30年6月28日	一般社団法人日本住宅リフォーム産業協会(JERCO)			

## 「安心R住宅」～「住みたい」「買いたい」既存住宅～

「品質が良く、安心して購入できる」  
「既存住宅だけどきれい、既存住宅ならではの良さがある」  
「選ぶ時に必要な情報が十分に提供され、納得して購入できる」



安心R住宅

「安心R住宅」ロゴマーク

耐震性あり

インスペクション済み

現況の写真

リフォーム等の情報

など

※事業者が既存住宅を買い取り、質の向上を図るリフォームを行ってエンドユーザーに販売する事業(買取再販事業)で扱われる住宅について、**事業者**に課される**不動産取得税を減額**する現行の特例措置の対象を、**対象住宅が「安心R住宅」である場合**等に、敷地部分に拡充(平成30年度税制改正)



## 現状・課題

- 空き家バンクは、全自治体の約4割(763自治体)が設置済み、約2割(276自治体)が準備中又は今後設置予定である等、各地域の空き家対策として取組が進みつつある状況。
- しかしながら、自治体ごとに各々設置されているだけでは、開示情報の項目が異なり分かりづらく、検索が難しいなど、課題も存在。

## 全国版空き家・空き地バンクの構築

- 国土交通省では、各自治体の空き家等情報の標準化・集約化を図り、全国どこからでも簡単にアクセス・検索できるよう「全国版空き家・空き地バンク」の構築を支援。
- 平成29年10月より、公募により選定した2事業者【(株)LIFULL・アットホーム(株)】が<sup>ライフフル</sup>試行運用を開始。
- 準備が整った自治体から順次掲載を進め、システムの改善等を行った上で、平成30年4月より本格運用を開始。

株式会社LIFULL



アットホーム株式会社



URL: <https://www.homes.co.jp/akiyabank/>

URL: <https://www.akiya-athome.jp/>

※ 国土交通省HPにも下記バナーを設置



←バナーをクリックすると各社のサイトをご覧ください。

## 現在の運用状況

- 令和元年6月末日時点で622自治体参加。
- 順次、物件情報の掲載等を推進中。  
(現在、444自治体が掲載中)

## これまでの成約実績

- 自治体へのアンケート調査等によると、約2,150件の物件が成約済。※令和元年5月末日時点

- 需給のミスマッチ解消や新たな需要の創出等により、**空き家・空き地等の流動性を高め有効活用**を推進。
- 不動産取引の専門家である**宅建業者等のノウハウを生かし、地域における空き家等の利活用**を促進。

## 施策

### 【空き家等の流通・活用促進に向けた地域活動の支援】

- 地方公共団体等と連携して地域の不動産ストックである空き家等の流通・活用促進を図る不動産業団体等のモデル的な取組を支援し成功事例を蓄積。
- H29年度・H30年度 of 取組事例から成功要因を分析・ポイントを整理し自治体への横展開を実施(説明会の開催)。

### 【対象となる取組例】

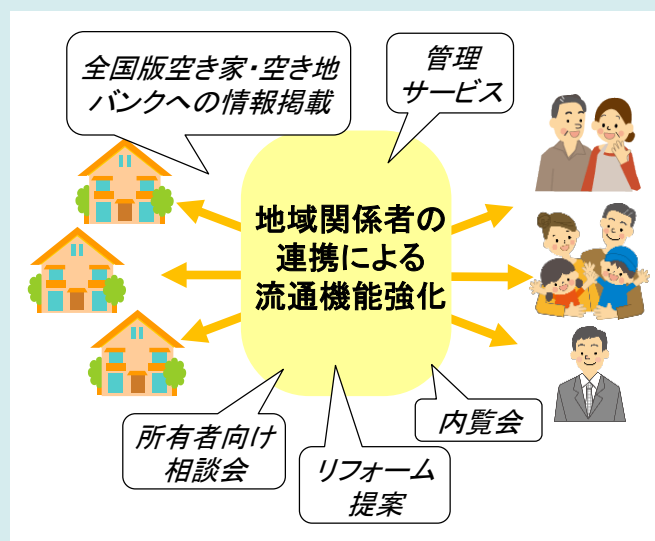
- 空き店舗を活用した起業スキームの研究  
(チャレンジショップの運営)



- 空き家を活用した「コミュニティカフェ」の運営  
(小規模ビジネスの開業支援モデルの開発と普及)



- 空きビルのサテライトオフィスとしての活用



## 効果

- ◎不動産流通市場の活性化
- ◎空き家・空き地等の有効活用の推進

居住環境の整備改善を図るため、空き家住宅又は空き建築物の活用を行う。

## 対象地域

- 空家等対策計画※1に定められた空家等に関する対策の対象地区
- 空き家住宅等の集積が居住環境を阻害し、又は地域活性化を阻害している一因となっている産炭等地域又は過疎地域
- 空き家住宅等の集積が居住環境を阻害し、又は地域活性化を阻害しているため、空き家住宅等の計画的な活用を推進すべき区域として地域住宅計画※2又は都市再生整備計画※3に定められた区域（居住誘導区域※4を定めた場合はその区域内に限る。）

## 対象施設

- 本事業を実施しようとする際に使用されておらず、かつ、今後も従来の用途に供される見込みのない空き家住宅又は空き建築物

※ 民間企業等又は個人に補助する場合は、地域コミュニティ維持・再生の用途に10年以上活用されるものに限る

- ※1 空家等対策の推進に関する特別措置法に規定する空家等対策計画
- ※2 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法に規定する地域住宅計画
- ※3 都市再生特別措置法に規定する都市再生整備計画
- ※4 都市再生特別措置法に規定する居住誘導区域

## 事業内容

- 空き家住宅及び空き建築物を、居住環境の整備改善及び地域の活性化に資する滞在体験施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設等の用途に供するため、当該住宅等の取得（用地費を除く。）、移転、増築、改築等を行う



【奈良県五條市】  
町家を滞在体験施設として活用



【広島県庄原市】  
長屋住宅を交流・展示施設として活用

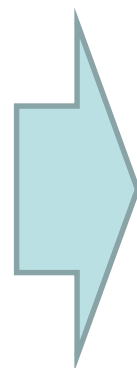
## 助成対象費用

- 空き家住宅・空き建築物の改修等に要する費用  
空き家住宅等を滞在体験施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設等の用に供するため行う住宅等の取得（用地費を除く。）、移転、増築、改築等
- 空き家住宅・空き建築物の所有者の特定に要する費用  
所有者の特定のための交通費、証明書発行閲覧費、通信費、委託費等
- 空家等対策計画の策定等に必要となる空き家住宅等の実態把握に要する費用

事業主体	地方公共団体	民間(例)※5※6
負担割合 ( <input type="checkbox"/> が 交付対象 限度額)	国費	国費
	地方公共団体	地方公共団体
	1/2	1/3
	1/2	1/3
		民間
		1/3

※5 要する費用に2/3を乗じた額と地方公共団体が交付する補助金の額のうちいずれか少ない額  
※6 国費は、地方公共団体補助の1/2

空き家となっている古民家を田舎暮らしが体験できる交流滞在体験施設として整備。施設の運営については、地元のNPO法人と地元住民が一体となり運営をしている。



改修前

改修後

伝統的な町家の魅力を活かし、若い世代が希望をもてるようなまちづくりを目指して、空き家となっていた町家の離れと蔵を改修し、滞在体験施設として活用。



改修前



改修後

# 新たな住宅セーフティネット制度の枠組み

## 住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度

### 1. 都道府県・市区町村による住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の供給促進計画の策定【法律】

- ・国の基本方針に基づき、供給目標、施策等を規定
- ・住宅確保要配慮者の範囲
  - 高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯、被災者世帯
  - 低額所得世帯(収入分位25%以下) - その他外国人世帯等

### 2. 賃貸人が住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として都道府県・政令市・中核市に登録【法律】 ※指定登録機関による登録も可能とする

- ・登録基準 - 耐震性能 - 一定の居住面積等
- ※上記の供給促進計画により、登録基準の強化・緩和が可能
- ※共同居住型住宅(いわゆるシェアハウス)の面積等の基準を設定予定

### 3. 都道府県等が登録住宅の情報開示・賃貸人の指導監督【法律】

## 登録住宅の改修・入居への経済的支援

### 1. 登録住宅の改修に対する支援措置

#### ① 登録住宅に対する改修費補助【予算】(補助を受けた住宅は専用住宅化)

補助対象工事	バリアフリー工事、耐震改修工事、用途変更工事等
補助率	【補助金(制度の立上り期)の場合】: 国1/3 (国の直接補助) 【交付金の場合】: 国1/3+地方1/3 (地方公共団体が実施する場合の間接補助)
入居者要件等	入居者収入及び家賃水準(特に補助金の場合)について一定要件あり

#### ② (独)住宅金融支援機構による登録住宅に対する改修費融資【法律・予算】

### 2. 低額所得者の入居負担軽減のための支援措置【予算】

(専用の住宅として登録された住宅の場合)

補助対象	① 家賃低廉化に要する費用 (国費上限2万円/月・戸)	② 入居時の家賃債務保証料 (国費上限3万円/戸)
補助率	国1/2+地方1/2 (地方が実施する場合の間接補助)	
入居者要件等	入居者収入及び補助期間について一定要件あり	

## 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

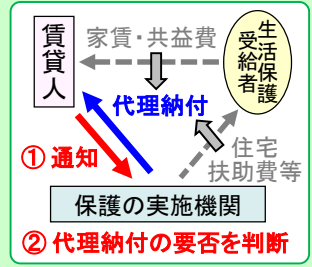
### 1. 都道府県による居住支援法人の指定【法律】

・都道府県が家賃債務保証等の居住支援活動を行うNPO法人等を指定

### 2. 居住支援法人等による登録住宅等の情報提供・入居相談【法律】

### 3. 生活保護受給者の住宅扶助費等について賃貸人からの通知に基づき代理納付(\*)の要否を判断するための手続を創設【法律】

※ 本来、生活保護受給者が賃貸人に支払うべき家賃等を、保護の実施機関が賃貸人に直接支払うこと



### 4. 居住支援活動への支援措置等【予算】

補助対象	居住支援協議会等の活動支援等
補助率	国定額(国の直接補助)

### 5. 住宅確保要配慮者への家賃債務保証の円滑化

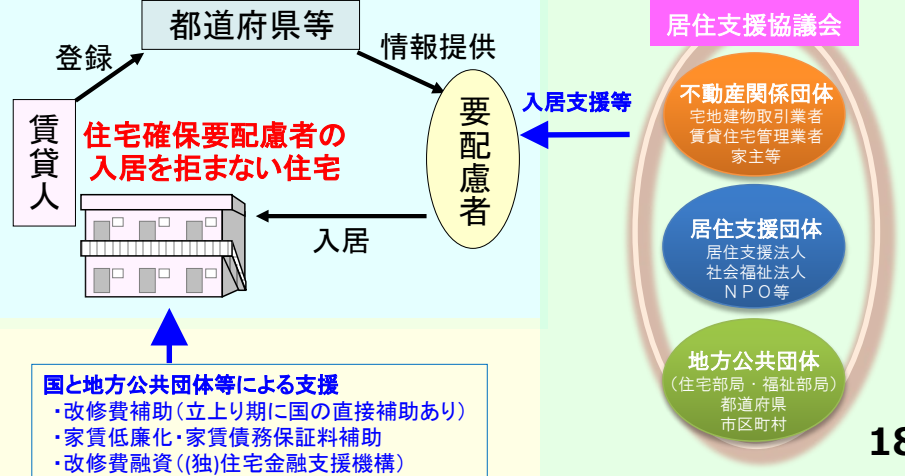
#### ① 適正に家賃債務保証を行う業者について、情報提供を行うとともに、(独)住宅金融支援機構の保険引受けの対象に追加【法律・予算】

・一定の要件を満たす家賃債務保証業者を国で登録(省令等で規定)

※ 登録要件等 - 社内規則等の整備、相談窓口設置 - 契約時の重要事項説明・書面交付 ほか

#### ② 居住支援法人による家賃債務保証の実施【法律】

## 新たな住宅セーフティネット制度のイメージ



# 居住支援協議会の概要

- 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図るために、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携して、居住支援協議会※を設立
- 住宅確保要配慮者・民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施

※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第51条第1項に基づく協議会

## 概要

### (1) 設立状況 85協議会が設立（令和元年6月30日時点）

- 都道府県（全都道府県）
- 区市町（38市区町）

北海道本別町、横手市、鶴岡市、千葉市、船橋市、千代田区、文京区、台東区、江東区、豊島区、北区、杉並区、板橋区、世田谷区、江戸川区、八王子市、調布市、日野市、多摩市、川崎市、横浜市、鎌倉市、岐阜市、名古屋市、京都市、豊中市、神戸市、宝塚市、姫路市、広島市、東みよし町、北九州市、福岡市、大牟田市、うきは市、熊本市

### (2) 居住支援協議会による主な活動内容

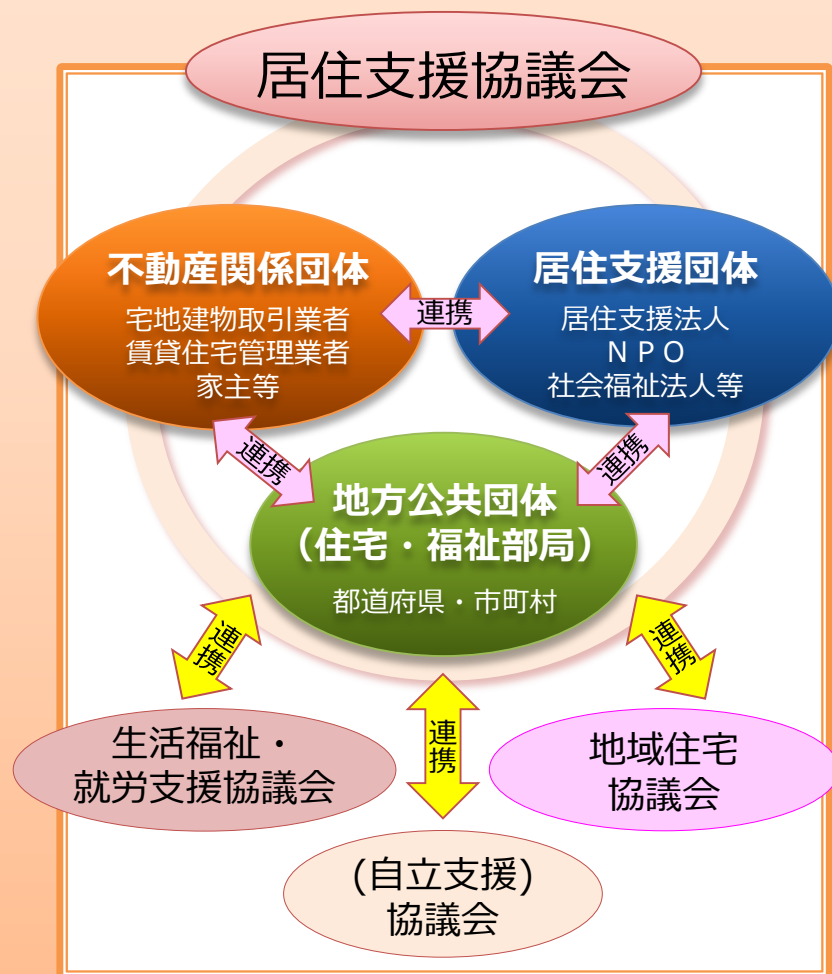
- ・メンバー間の意見・情報交換
- ・要配慮者向けの民間賃貸住宅等の情報発信、紹介・斡旋
- ・住宅相談サービスの実施  
（住宅相談会の開催、住宅相談員の配置等）
- ・家賃債務保証制度、安否確認サービス等の紹介
- ・賃貸人や要配慮者を対象とした講演会等の開催

### (3) 支援

居住支援協議会が行う住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅等への入居の円滑化に関する取り組みを支援

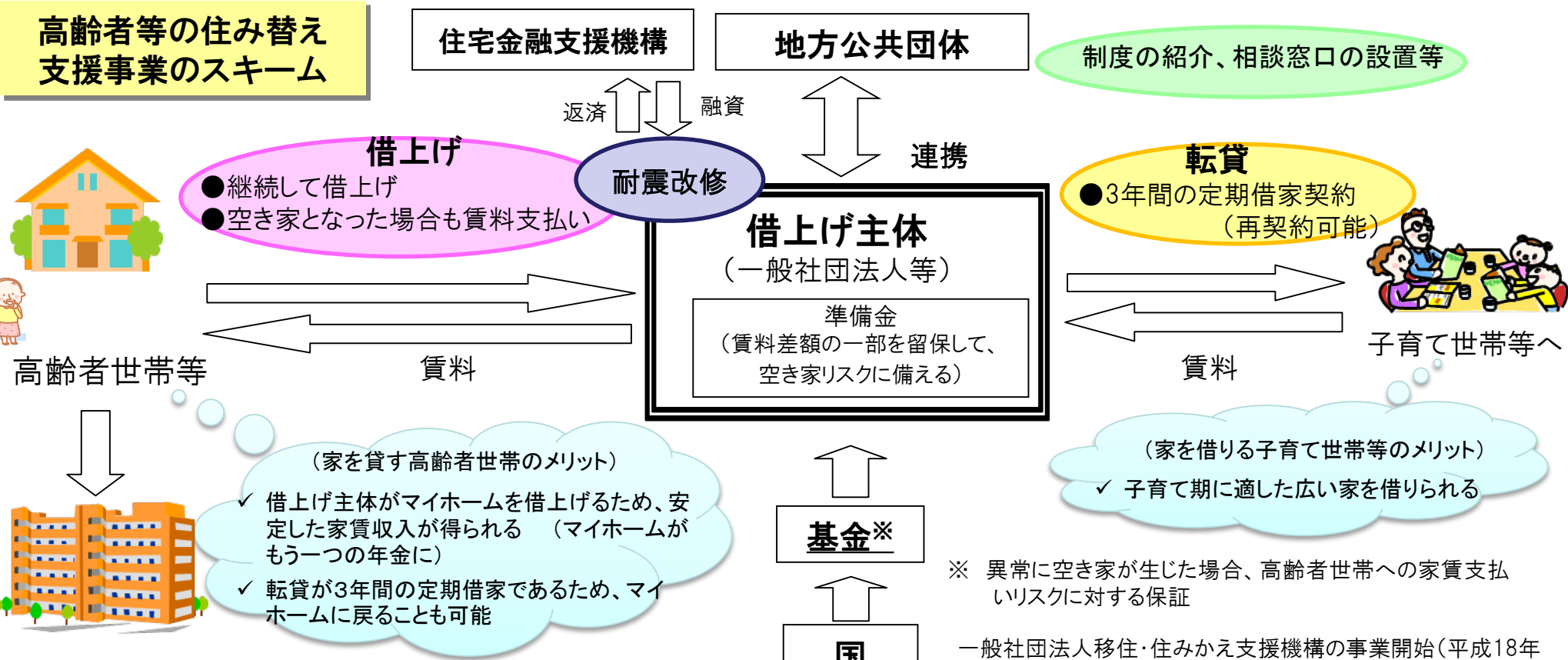
〔H31年度予算案〕

重層的住宅セーフティネット構築支援事業（9.3億円）の内数



# 高齢者等の住み替え支援事業

高齢者等の所有する戸建て住宅等を広い住宅を必要とする子育て世帯等へ賃貸することを円滑化する制度により、子育て世帯等に広い住生活空間を提供するとともに、高齢者の高齢期の生活に適した住宅への住み替え等を促進。



- 高齢期に適した住宅への住み替え
- Uターン等による地方への住み替え

【地方公共団体等と移住・住みかえ支援機構との連携について】

- ・全国317の地方公共団体において、「マイホーム借上げ制度」の紹介や相談窓口の設置など、宅建事業者や地域住民等と機構との橋渡しを行っている。(平成30年4月1日時点)。
- ・住宅金融支援機構は借上げ主体に対し、子育て世帯への転貸に係る賃料等を担保に、耐震改修融資を実施。

※ 異常に空き家が生じた場合、高齢者世帯への家賃支払いリスクに対する保証

一般社団法人移住・住みかえ支援機構の事業開始(平成18年10月)からの制度活用実績は、情報会員登録8,536件、制度利用申し込み1,248件、入居者決定972件(平成30年3月末現在)



# 高齢者等の住み替え支援の取組み事例

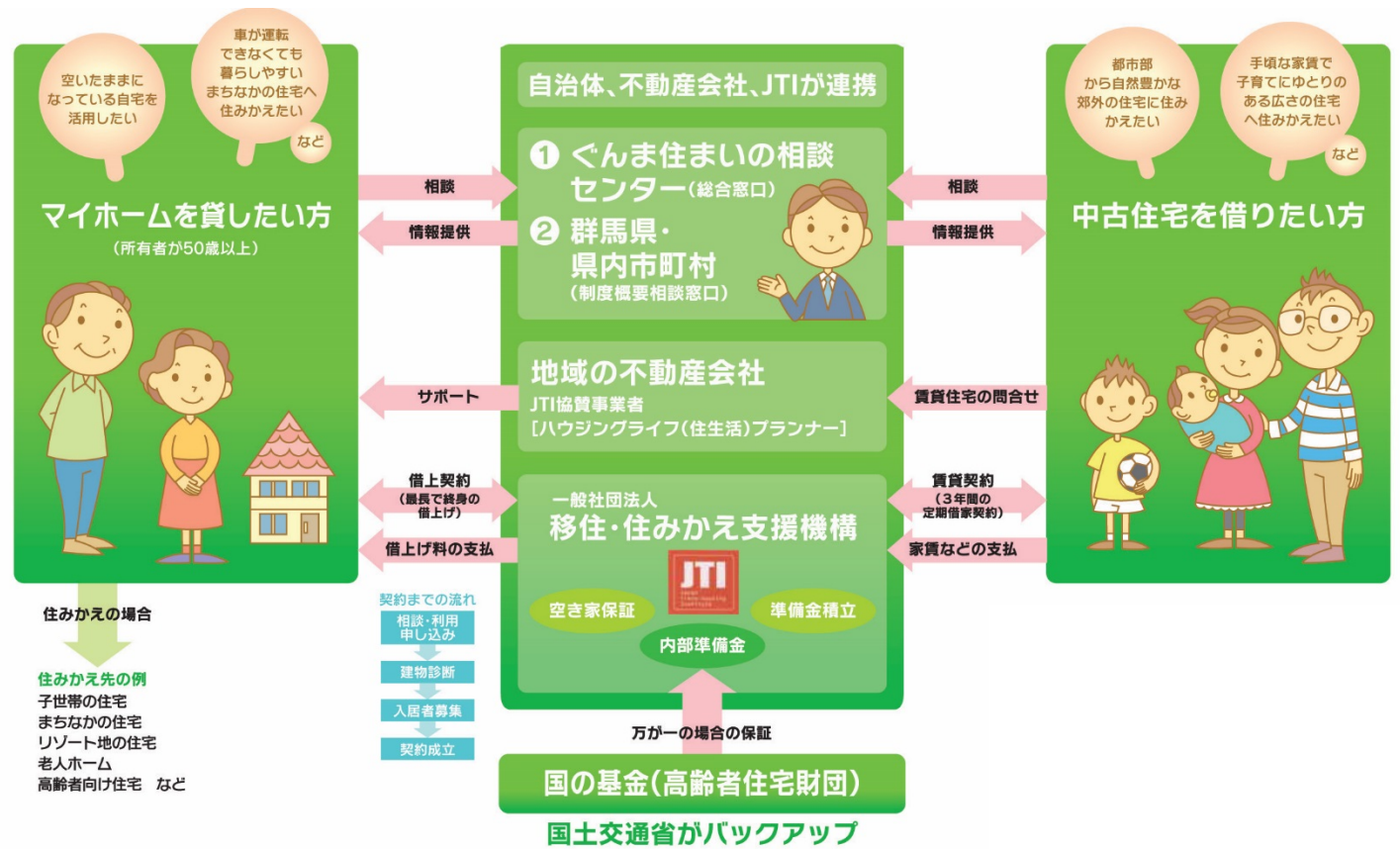
## 群馬県空き家活用・住みかえ支援事業(群馬県)

県内での空き家の増加や比較的広い持ち家に居住する高齢者世帯とゆとりある住宅を求めている子育て世帯の住宅ニーズのミスマッチを受け、県と県内35市町及び（一社）移住・住みかえ支援機構（JTI）等で構成する協議会を設立。JTIの「マイホーム借上げ制度」を活用し、空き家の有効活用や住みかえ支援に取り組む。

県住宅供給公社の「ぐんま住まいの相談センター」が相談受付や情報提供などの総合窓口になるとともに、県や市町村でも相談受付を実施。「マイホーム借上げ制度」の利用実績は16件（H30.3月末現在）



マイホームを貸したい方が相談に訪れる



# 高齢者等の所有する住宅の活用事業(子育て世帯等へ転貸)

## 事業の概要

※高齢者等の住み替え支援事業(国土交通省)を活用

一般社団法人移住・住みかえ支援機構(JTI)が、高齢者世帯の所有する住宅を定期借家契約により借り上げ子育て世帯等へ転貸。

高齢者世帯は、自宅を売却することなく住み替えや老後の資金として活用することが可能。



所在地	構造	築年数	土地面積	建物面積	間取り
大阪府豊中市	木造2階	31年	110.1㎡ (33.3坪)	90.7㎡ (27.4坪)	5LDK

所在地	構造	築年数	土地面積	建物面積	間取り
神奈川県相模原市	軽量鉄骨造2階	27年	189㎡ (57.1坪)	117.92㎡ (35.7坪)	4LDK

# 住み替え円滑化に向けた取組

## 多世代交流型住宅ストック活用推進事業

### 背景

- 個人住宅の有効活用のためには専門家のサポートが必要
- 都市部では、不動産市場が成熟しているが、様々な事業者が消費者サービスを個別に展開
- 地方部・市場が活発でない都市部では、事業者の規模が大きくなり、消費者サービスを幅広く展開できない

### 事業内容と効果

地域における重要な資産である個人住宅が持続的に居住・利用されるよう、以下の取組みを行う地方公共団体、民間事業者等により構成される協議会等に対し、その取組みに要する費用を支援

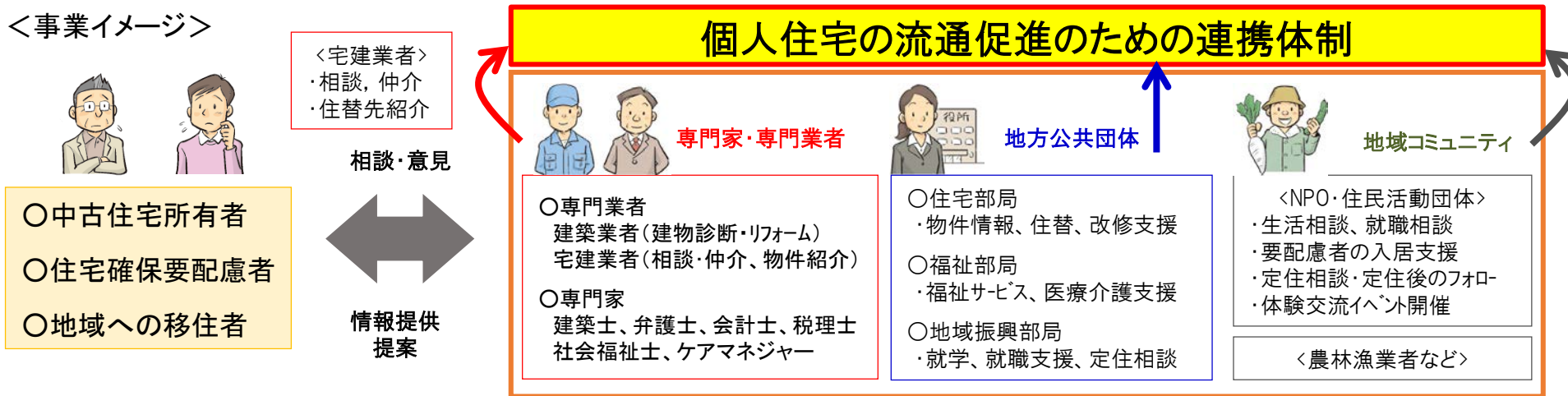
- ①流通、リフォーム、管理等に関する個人住宅の所有者、住まいの確保及び他の地域からの移住や住替え検討者の疑問や不安の解消とニーズに一元的に対応するため、総合的な相談をワンストップで受け付ける体制整備
- ②官・民・地域コミュニティが連携した特色ある有効活用事業を誘導するための個人住宅の有効活用に資する関連事業間の総合調整や住宅の管理活用に係るモデル的な取組み

### 【期待される効果】

- 多世代の住替え促進、移住・二地域居住等の多様なライフスタイル促進
- 住宅確保要配慮者の住まいの確保
- 地域事業者のビジネス機会の創出

➡ 移住・住替え・多世代交流を通じて地域活性化に寄与

### <事業イメージ>



## 住宅金融支援機構による既存住宅取得・住み替えの支援策

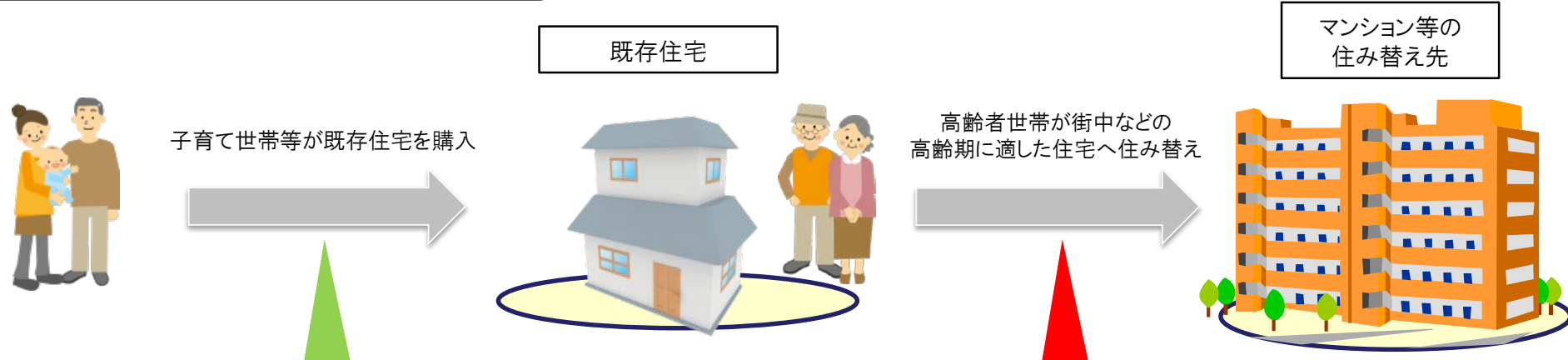
### (1) 既存住宅の取得支援

- 既存住宅の購入について、長期固定金利の住宅ローンを提供(フラット35、フラット35S)
- 既存住宅の購入費用と、購入に併せて行うリフォームの資金について、一体的なローンを提供(フラット35(リフォーム一体型))
- 既存住宅取得に併せて性能向上リフォームを行う場合に、金利引下げを実施(フラット35リノベ)
- 既存住宅を買い取り、リフォームした上で販売する買取再販事業者に対する、民間金融機関による融資を支援(住宅融資保険(特定買取再販ローン保険))

### (2) 高齢者の住み替え支援

- 高齢者の住宅建設・購入資金について、民間金融機関によるリバースモーゲージ型住宅ローン(※)の供給を支援 (住宅融資保険(リ・バース60))  
※毎月のお支払は利息のみで、元金は、お客さまがお亡くなりになられたときに、相続人の方から一括してご返済いただくか、担保物件(住宅および土地)の売却により一括してご返済いただく住宅ローン。

## 既存住宅取得・住み替えの促進のイメージ



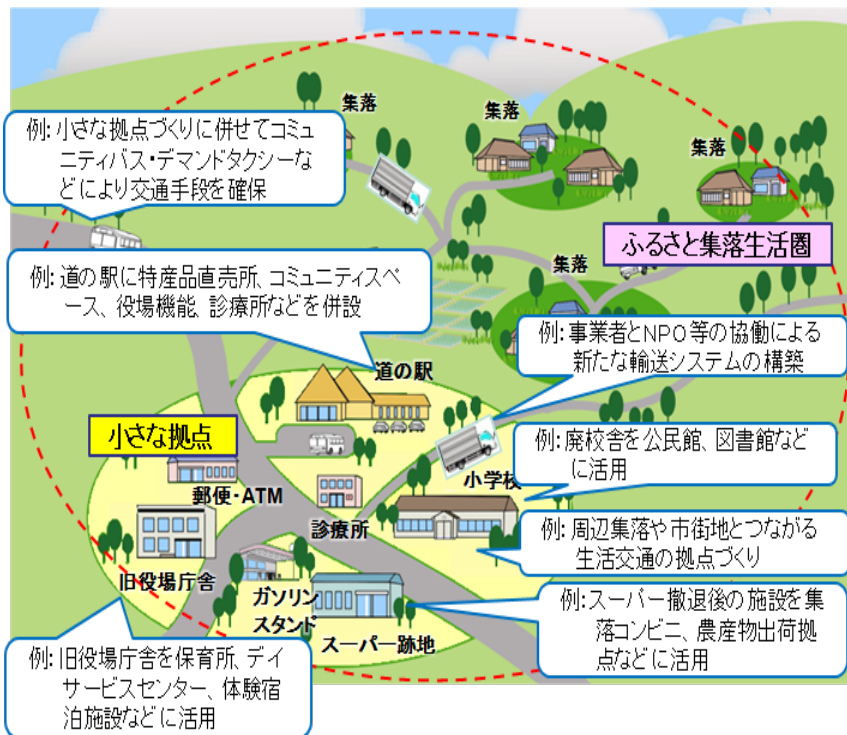
- 長期固定金利の住宅ローンで既存住宅を取得(フラット35(一定の基準を満たす場合はフラット35S))
- 既存住宅の購入に併せてリフォームを実施(フラット35(リフォーム一体型)又はフラット35リノベ)
- 買取再販事業者が既存住宅の取得及びリフォームする場合の民間金融機関による融資に、住宅融資保険(特定買取再販ローン保険)を付保

- 住み替え先の購入額について、リバースモーゲージ型住宅ローンで借入れ(リバースモーゲージ型住宅ローンに住宅融資保険(リ・バース60)を付保)

# 「小さな拠点」の形成推進

人口減少・高齢化が進む中山間地域等において、基幹集落に複数の生活サービスや地域活動の場を集め、周辺集落とネットワークで結ぶモデル的な「小さな拠点」の形成を推進する。

このため、「小さな拠点」の形成に取り組む地域について、既存施設を活用した生活機能の再編・集約に係る改修等の施設整備に対し支援を行う。



「小さな拠点」: 日常生活に必要な機能・サービスを集約・確保し、周辺集落との間を交通ネットワークで結んだ地域の拠点

## ○補助制度の概要

「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業  
(集落活性化推進事業費補助金)

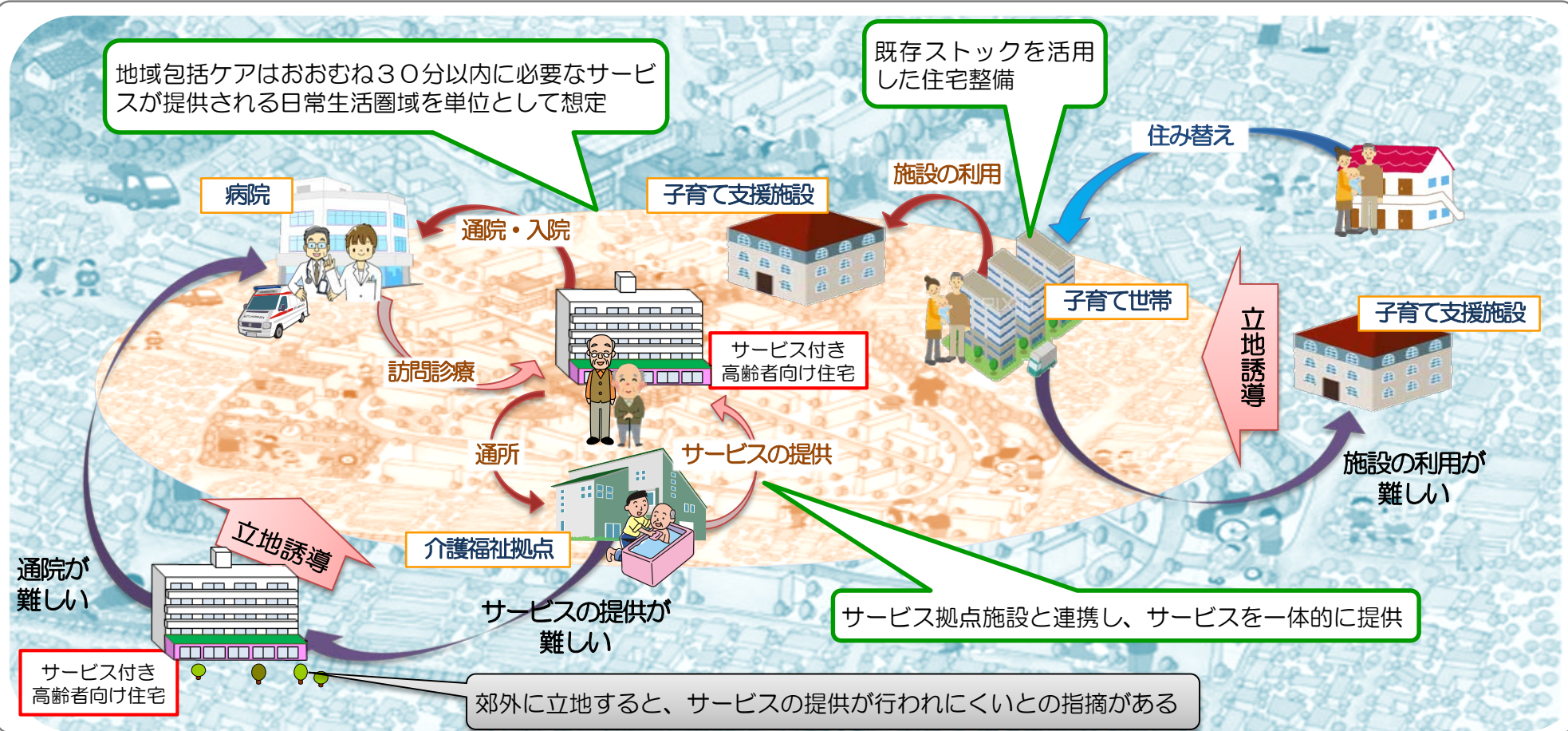
- 対象地域: 過疎、山村、半島、離島、豪雪の各法指定地域
- 実施主体: 市町村、NPO法人等 (間接補助)
- 補助率: 1/2以内(市町村)、1/3以内(NPO法人等)
- 対象事業  
既存施設を活用した、小さな拠点の形成に向けた生活機能の再編・集約に係る改修等

# スマートウェルネス住宅・シティの展開

街なかにおいて、子育て家庭や高齢者等がいきいきと生活し活動できる住環境を実現するため、

- ・ サービス付き高齢者向け住宅等の整備、
- ・ 空き家を活用した子育て世帯向け住宅やコミュニティ施設等の確保、
- ・ 介護・医療・子育て等のサービス拠点施設の設置

など、厚生労働省と連携し、**地域包括ケアとコンパクトなまちづくりを一体的に推進**する。



# スマートウェルネス住宅等推進事業

令和元年度予算額：  
27,500百万円

高齢者、障害者、子育て世帯等の多様な世帯が安心して健康に暮らすことができる住環境(スマートウェルネス住宅)を実現するため、サービス付き高齢者向け住宅の整備、住宅確保要配慮者専用の住宅とする場合の改修、介護予防や健康増進、多世代交流等を考慮した先導的な住環境整備に係る取組に対して支援を行う。

## ① サービス付き高齢者向け住宅整備事業

サービス付き高齢者向け住宅の供給の加速や多様な居住ニーズに応じた整備の推進を図るため、整備費に対して支援を実施

【住宅】 新築 1/10(上限 90・120・135万円/戸\*)  
改修 1/3 (上限 180万円/戸 等)

※床面積等に応じて設定

【高齢者生活  
支援施設※】 新築 1/10(上限1,000万円/施設)  
改修 1/3(上限1,000万円/施設)

※新築の場合は、介護関連施設(デイサービス、訪問介護事業所、居宅介護支援事業所等)、病院、診療所、訪問看護事業所を補助対象外とする。(平成30年度までに着手する事業は補助対象。)

## ② セーフティネット住宅改修事業 (住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業)

新たな住宅セーフティネット制度の枠組みのもと、既存住宅等を改修して住宅確保要配慮者専用の住宅とする場合の改修費に対して支援を実施

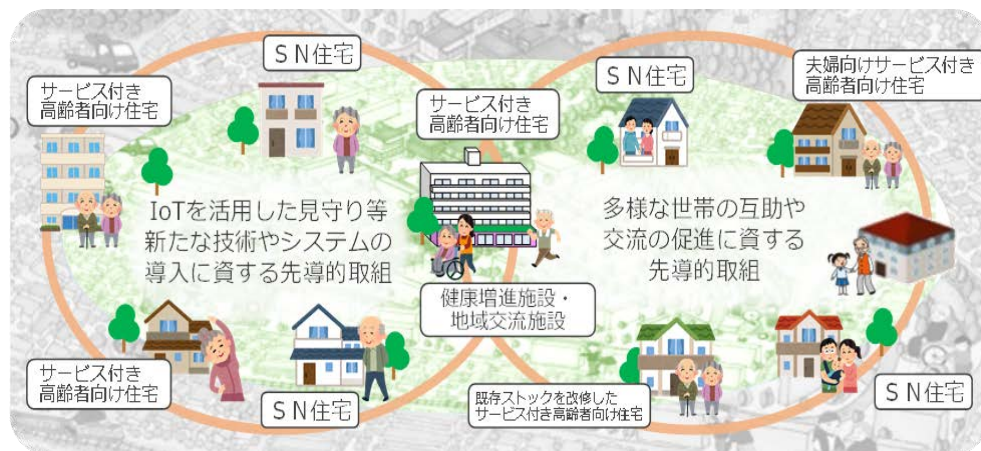
補助率: 1/3 補助限度額: 50万円/戸 等 対象工事: バリアフリー改修工事、耐震改修工事、共同居住用のための改修工事、間取り変更工事 等

## ③ 人生100年時代を支える住まい環境整備モデル事業

介護予防や健康増進、多世代交流等を考慮した先導的な住環境整備に係る取組として選定されるものに対して支援を実施

【工事費】補助率: 新築1/10、改修2/3

【技術の検証等に係る費用】補助率: 2/3



○住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び街づくり協定を結んだ住民が協力して、住宅、地区施設等の整備改善を行うことにより、ゆとりと潤いのある住宅地区を形成する

## 【街なみ環境整備促進区域】

面積1ha以上かつ、①～③のいずれかの要件に該当する区域

- ① 接道不良住宅\*率70%以上かつ、住宅密度30戸/ha以上
- ② 区域内の幅員6m以上の道路の延長が区域内の道路総延長の1/4未満であり、かつ、公園、広場及び緑地の面積の合計が区域の面積の3%未満である区域
- ③ 景観法による景観計画区域又は景観地区の一部又は全部を含む区域、歴史的風致維持向上計画の重点区域の一部又は全部を含む区域及び条例等により景観形成を図るべきこととされている区域

\*接道不良住宅とは、幅員4m以上の道路に接していない住宅をいう

## 【街なみ環境整備事業地区】

街なみ環境整備促進区域において、地区面積0.2ha以上かつ、区域内土地所有者等による「街づくり協定」が締結されている地区

## 街なみ景観整備の助成

### 住宅等の修景

(外観の修景の整備)

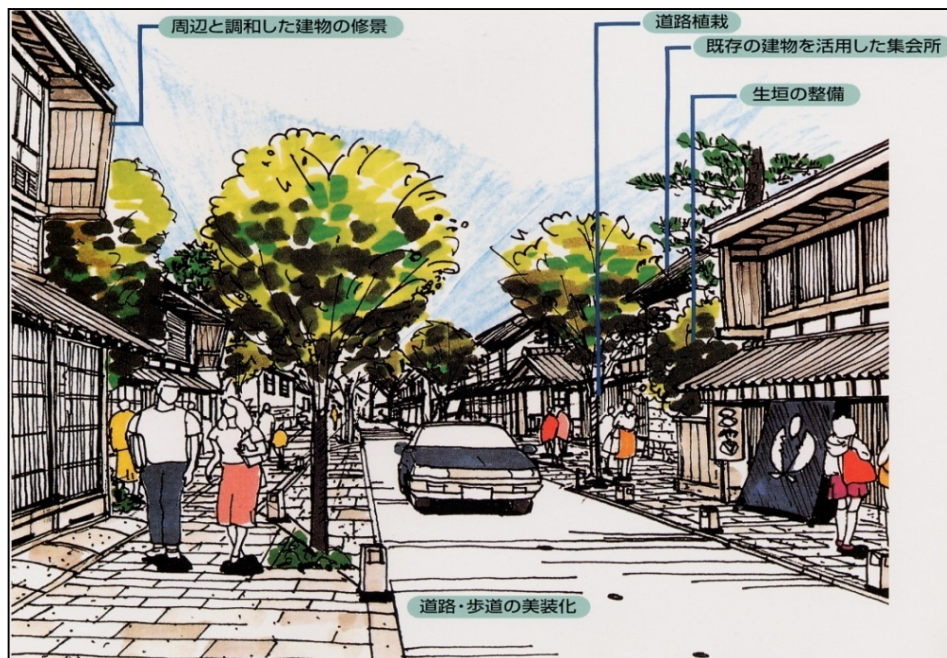


景観重要建造物、歴史的風致形成建造物の活用

(修理、移設、買取等)



(交付率：1/2,1/3)



## 協議会の活動の助成

### 協議会の活動の助成

勉強会、見学会、資料収集等 (交付率：1/2)

## 空家住宅等の除却

### 空家住宅等の除却

(交付率：1/2)

## 地区内の公共施設の整備

### 道路・公園等の整備



### 生活環境施設の整備

(集会所、地区の景観形成のため設置する非営利的施設等)



### 公共施設の修景

(道路の美装化、街路灯整備等)

### 電線地中化



(交付率：1/2)



# 住宅市街地総合整備事業（拠点開発型・街なか居住再生型）の概要

○既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、街なか居住の推進等を図るため、住宅市街地の再生・整備を総合的に行う

## 拠点開発型の地区要件

### 【整備地区の要件】

- ・重点整備地区を一つ以上含む地区
- ・整備地区の面積が概ね5ha以上（重点供給地域は概ね2ha以上）
- ・原則として住宅戸数密度が30戸/ha以上の地区

### 【重点整備地区の要件】

- ・重点整備地区の面積が概ね1ha以上（重点供給地域は概ね0.5ha以上）
- ・三大都市圏の既成市街地、重点供給地域、県庁所在地、一定の条件を満たす中心市街地等
- ・原則として概ね1ha以上かつ重点整備地区面積の20%以上の拠点の開発を行う区域を含む

## 街なか居住再生型の地区要件

### 【整備地区の要件】

- ・重点整備地区を一つ以上含む地区
- ・整備地区の面積が概ね5ha以上（重点供給地域は概ね2ha以上）

### 【重点整備地区の要件】

- ・重点整備地区の面積が概ね1ha以上30ha以下（重点供給地域は概ね0.5ha以上30ha以下）
- ・一定の条件を満たす中心市街地
- ・重点整備地区で概ね50戸以上かつ10戸/ha以上の住宅整備を行う

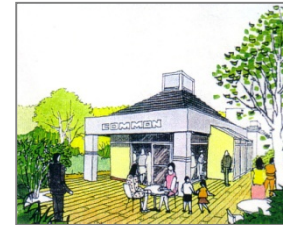
## 地区内の公共施設の整備

### 道路・公園等の整備



### コミュニティ施設の整備

（集会所、子育て支援施設等）



### 空き家等の活用

・空き家又は空き建築物の取得（用地費は除く。）、移転、増築、改築等



（交付率：1/3）

## 良質な住宅の供給

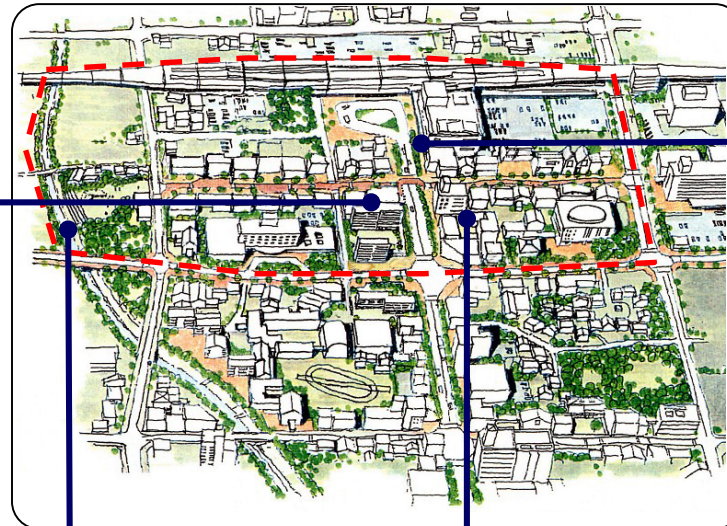
拠点開発地区における良質な住宅の供給



市街地住宅等整備事業

調査設計計画、土地整備、共同施設整備

（交付率：1/3）



## 事業に関連する公共施設の整備

道路・都市公園・河川等の整備

関連公共施設整備

（交付率：通常事業に準ずる）

## 受け皿住宅の整備

従前居住者用の受け皿住宅の整備

都市再生住宅等整備事業

調査設計計画、従前居住者用賃貸住宅整備等（交付率：1/3、1/2）

# 地域におけるPREの活用推進

○不動産証券化手法等による公的不動産(PRE)の活用促進により、公共施設の再編、地方公共団体のPRE有効活用による地域の活性化を支援する。

○PRE等を活用した、民間都市開発事業と一体となった公共公益施設の再編・更新等に資する事業に対して、金融支援を行う。

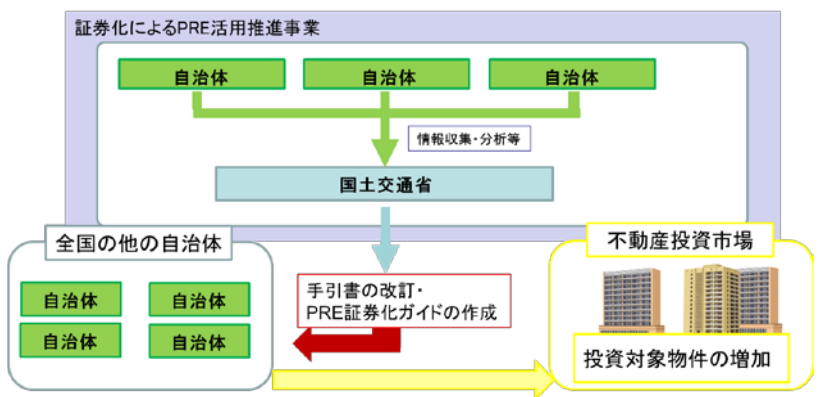
骨太の方針2015 第2章3[2](2)  
第3章4[1]、第3章5  
日本再興戦略改訂2015 第二一、5-  
2.(3) i)②  
まち・ひと・しごと創生総合戦略(2017改訂版) Ⅲ3(4)(ア)F①  
まち・ひと・しごと創生基本方針2017. Ⅲ4  
③

## PREに係る不動産証券化手法等の活用推進

○国土交通省で策定した「公的不動産(PRE)の民間活用の手引き～不動産証券化手法を用いたPRE民間活用のガイドライン～」を活用し、地方公共団体における、不動産証券化手法等による公的不動産(PRE)の民間活用を促進する。

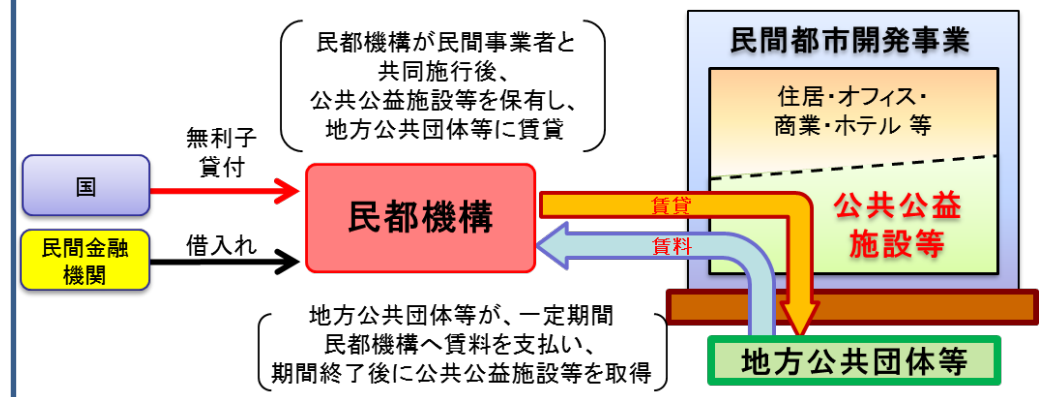
○全国の空き家・空き地の情報が検索可能な「全国版空き家・空き地バンク」において、公的不動産の情報公開サイトを新設。更なる公的不動産の利活用を促進する。

○国・地方公共団体の職員向けに毎年開催しているPRE/FM研修において、公的不動産に係る施策に関する講演等を実施。



## 民間都市開発事業と一体となった公共公益施設の再編・更新等に資する事業への金融支援の強化

◆ 民間都市開発推進機構が、PRE等を活用しつつ、民間事業者とともに事業に参加することで、公共公益施設等の更新・再編等を加速する。



# UR賃貸住宅団地の地域医療福祉拠点化

UR賃貸住宅団地の再編等に併せ、医療福祉施設等の誘致を推進し、団地周辺地域も含めた地域医療福祉拠点の形成を図る。

＜取組みの状況＞ 計174団地にて拠点形成に向けて着手済(令和元年7月1日時点)

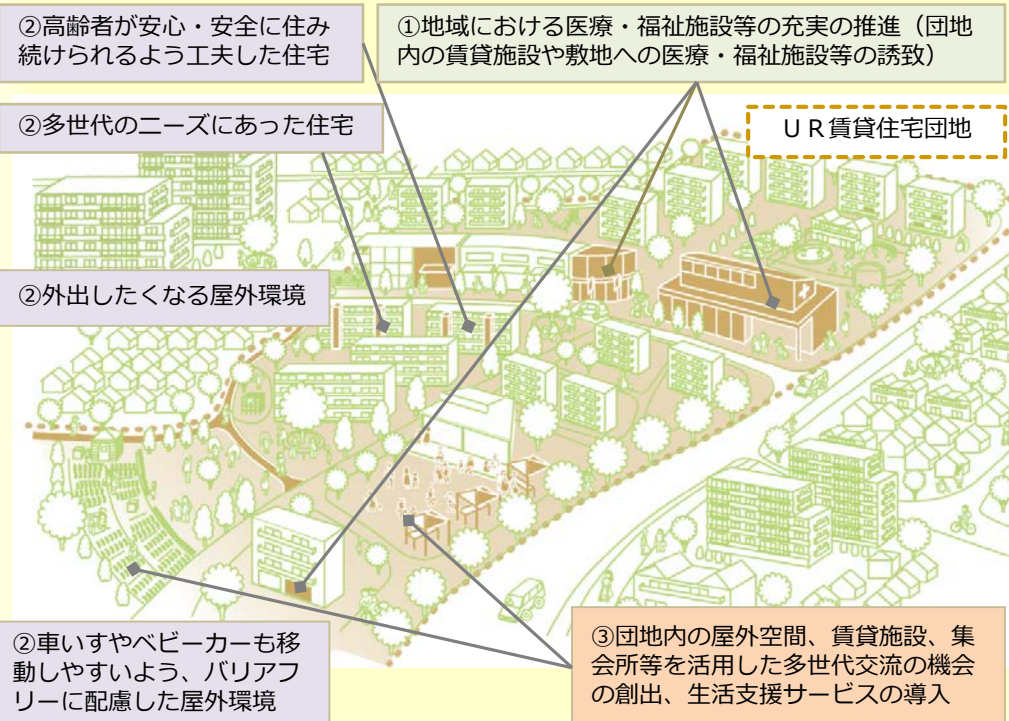
- 2019(平成31・令和元)年度において新たに20団地(累計で69団地)の形成を目指す。
- 2018(平成30)年度までに形成した団地については、引き続き環境整備等に努める。

■地域医療福祉拠点化とは  
地域の関係者の方々と連携・協力しながら、地域に必要な住宅・施設・サービスの整備を推進。

＜主な3つの取組み＞

- ①地域における医療福祉施設等の充実の推進
- ②高齢者等多様な世代に対応した居住環境の整備推進
- ③若者世帯・子育て世帯等を含むコミュニティ形成の推進

## 【地域医療福祉拠点のイメージ】



## 地域医療福祉拠点の形成に取り組んでいる174団地 (令和元年7月1日現在)

東京都	希望ヶ丘、エステト千歳希望ヶ丘(世田谷区)/大島四丁目、大島六丁目、北砂五丁目(江東区)/高島平、光が丘パークタウンゆりの木通り北、光が丘パークタウンゆりの木通り33番街(板橋区)/アパマンライフゆりの木通り東(板橋区・練馬区)/むつみ台(練馬区)/豊島五丁目、スウェル赤羽台、王子五丁目、神谷堀公園ハイツ(北区)/大谷田一丁目(足立区)/金町駅前、金町第二、金町第一(葛飾区)/多摩ニュータウン(諏訪、永山、貝取、豊ヶ丘)(多摩市)/館ヶ丘、グリーンヒル寺田(八王子市)/多摩平の森、高橋台(日野市)/ひばりが丘パークヒルズ(西東京市・東久留米市)/グリーンヒルズ東久留米、滝山、滝山東(東久留米市)/鶴川(町田市)/武蔵野緑町パークタウン、サンワアエ桜堤(武蔵野市)/立川若葉町(立川市)/グリーンタウン美住一番街(東村山市)
千葉県	千葉幸町、花見川、千草台、高洲第一、高洲第二、あやめ台、さつきが丘(千葉市)/アパマン高根台(船橋市)/コンフォール柏豊四季台、豊四季台第二(柏市)/村上、米本、高津(八千代市)/ハイタウン塩浜、ハイタウン塩浜第二(市川市)
茨城県	戸頭(取手市)
神奈川県	奈良北、公田町、左近山、左近山第三、西菅田、金沢シサイドタウン並木一丁目第一、西ひかりが丘、港南台ちどり、港南台かもめ、南永田、南永田第二(横浜市)/相模台(相模原市)/コンフォール茅ヶ崎浜見平(茅ヶ崎市)/平塚高村(平塚市)/上和田(大和市)/虹ヶ丘(川崎市)/辻堂、善行、善行第二、善行第三、善行第四(藤沢市)
埼玉県	武里、武里第二(春日部市)/みさと(三郷市)/西大和(和光市)/コンフォール松原(草加市)/原市、尾山台、西上尾第一、西上尾第二(上尾市)/狭山台(狭山市)/吉川(吉川市)/北坂戸、北坂戸駅前ハイツ、北坂戸駅前第二ハイツ、若葉駅前ハイツ(坂戸市)/若葉台、ハルハイム若葉、コンフォール若葉、かわつるグリーンタウン松ヶ丘、かわつるグリーンタウン松ヶ丘第二、かわつるグリーンタウン新鶴(鶴ヶ島市)/新座、新座ハイツ(新座市)/所沢パークタウン駅前通り、所沢パークタウン公園通り、所沢パークタウン並木通り、所沢パークタウン駅前プラザ、プラザシティ新所沢けやき通り、プラザシティ新所沢緑町第二、プラザシティ新所沢けやき通り第二、プラザシティ新所沢緑町第三、プラザシティ新所沢けやき通り第三、プラザシティ新所沢駅前(所沢市)/田島(さいたま市)/幸手(幸手市)/わし宮(久喜市)
大阪府	新千里西町、北緑丘、東豊中第二、シャレル東豊中、新千里東町、アルピス旭ヶ丘(豊中市)/千里津雲台、千里竹見台(吹田市)/森之宮、森之宮第二、千島、新豊里(大阪市)/金剛(富田林市)/香里、香里ヶ丘みずき街、香里ヶ丘けやき東街、香里ヶ丘さくらぎ街、中宮第三(枚方市)/南花台(河内長野市)/富田、玉川橋(高槻市)/泉北竹城台一丁、泉北茶山台二丁、泉北茶山台三丁、泉北竹城台二丁(堺市)/泉南一丘(泉南市)
兵庫県	有野、花山東、グリーンヒルズ 六甲、多聞台、新多聞(神戸市)/浜甲子園さくら街、浜甲子園なぎさ街、武庫川(西宮市)
奈良県	奈良学園前・鶴舞、富雄、中登美第三、平城第二(奈良市)/郡山駅前(大和郡山市)
京都府	男山(八幡市)/久御山(久世郡久御山町)
中部・九州	愛知県 豊明(豊明市)/アパマンラフ鳴子、尾上、千代が丘(名古屋市)/岩倉(岩倉市)/高蔵寺ニュータウン(中央区、藤山台、岩成台、高森台、岩成台西)(春日井市)/知立(知立市)/江南(江南市)/朝倉(知多市) 福岡県 長住、長住五丁目、アパマン長住三丁目、アパマン長住、原、アパマン若久、星の原、四箇田(福岡市)/徳力、志徳(北九州市)/日の里、日の里一丁目(宗像市)

# UR多摩平の森団地における住棟ルネッサンス事業

所在地	東京都日野市
団地概要	昭和33年 入居開始 平成9年 建替え事業着手



- 5棟(144戸)を民間事業者3者へ建物賃貸
- 民間事業者が改修して、民間の賃貸住宅等として活用

◆ **事業者: ㈱コミュニティネット** 「ゆいま〜る多摩平の森」

- ・サービス付き高齢者向け住宅、コミュニティハウス
- ・1階部分に高齢者施設を増築
- ・賃貸期間: 20年 ・平成23年10月管理開始



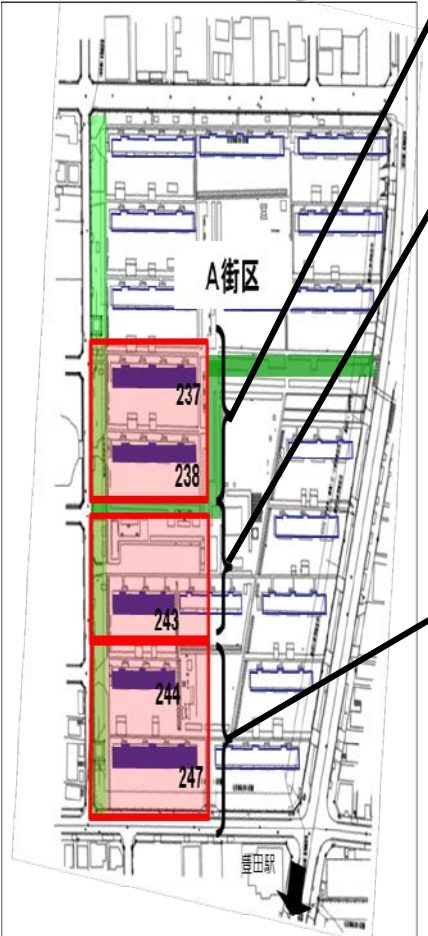
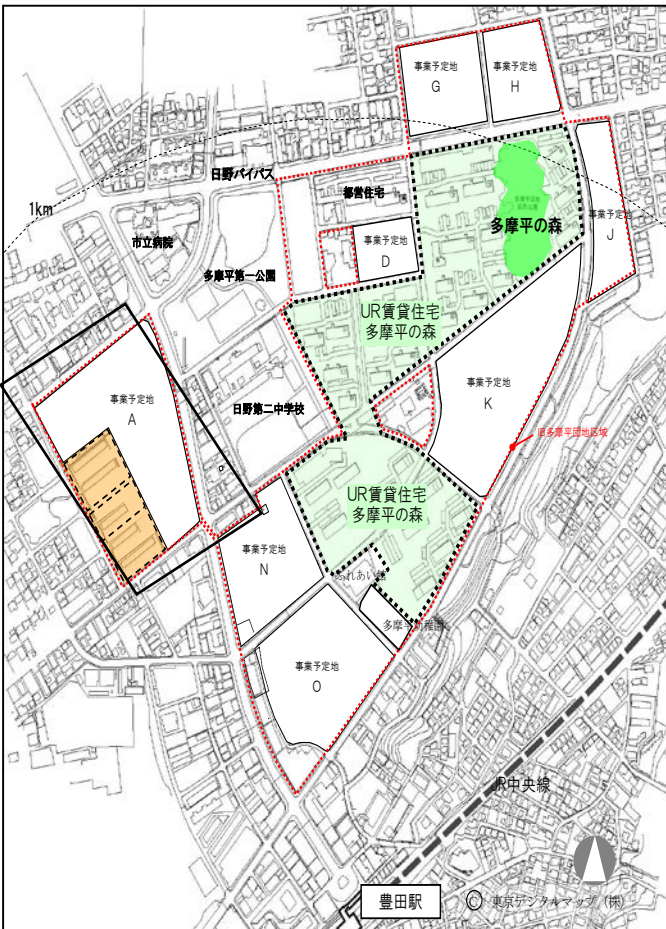
◆ **事業者: たなべ物産㈱** 「AURA243 多摩平の森」

- ・専用庭や貸し農園のある賃貸住宅
- ・賃貸期間: 15年 ・平成23年7月管理開始



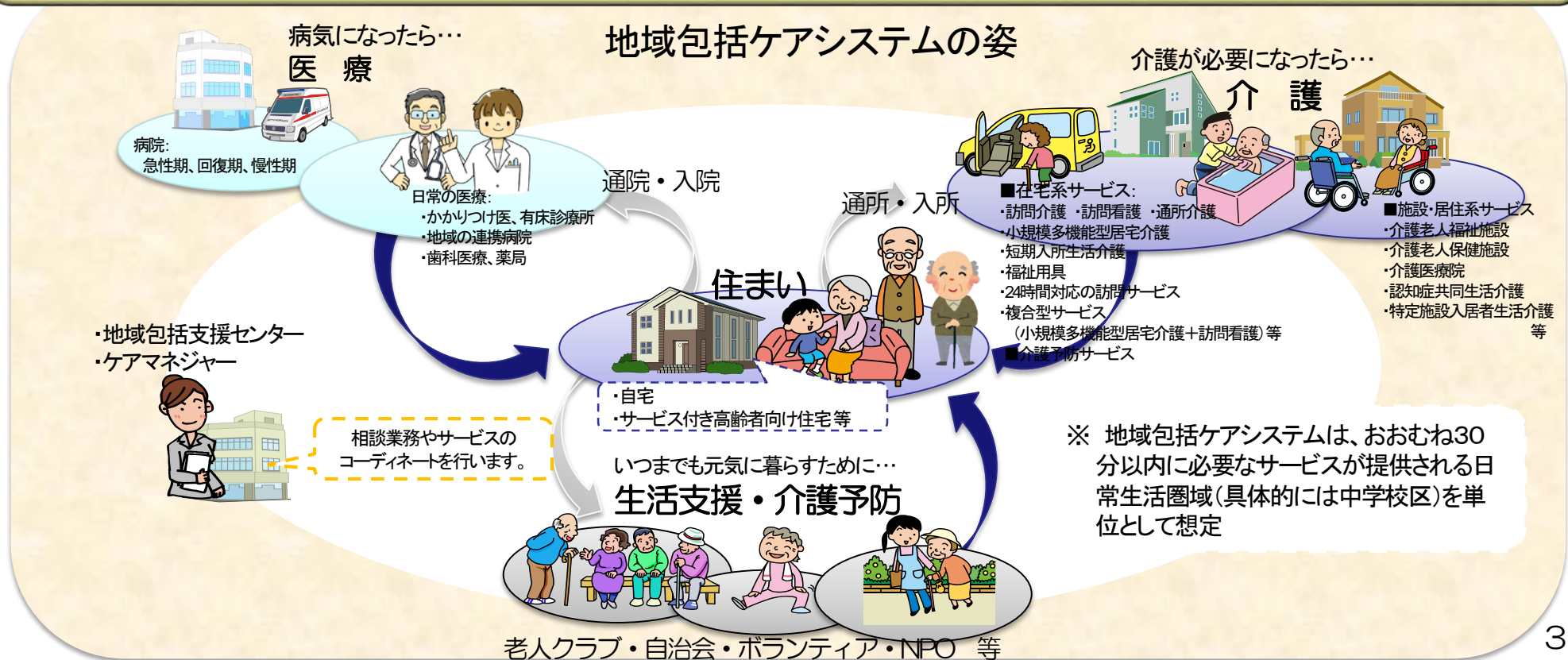
◆ **事業者: 東電不動産㈱** 「リエんと多摩平」

- ・シェアハウス 1階 共用施設(シャワー、リビング等)等 2〜4階 シェアハウス(2,3室/戸)
- ・賃貸期間: 15年 ・平成23年3月管理開始



# 地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**



団塊の世代が75歳以上となり医療・介護等の需要の急増が予想される2025(平成37)年を目途に、医療や介護が必要な状態になっても、できるだけ住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築に向けて取組を進める。

## I 介護サービスの充実と人材確保

### (1) 地域医療介護総合確保基金(介護分) 824億円

- 医療介護総合確保推進法に基づき、各都道府県に設置した地域医療介護総合確保基金(介護分)を活用し、介護施設等の整備を進めるほか、介護人材の確保に向けて必要な事業を支援する。

#### ① 介護施設等の整備に関する事業

地域密着型特別養護老人ホーム等の地域密着型サービス施設の整備に必要な経費や、介護施設(広域型を含む)の開設準備等に必要な経費、特養多床室のプライバシー保護のための改修など介護サービスの改善を図るための改修等に必要な経費の助成を行う。(701億円)

#### ② 介護従事者の確保に関する事業

多様な人材の参入促進、資質の向上、労働環境・処遇の改善の観点から、介護従事者の確保対策を推進する。(124億円)

※基金の負担割合  
国2/3 都道府県1/3

### (2) 平成27年度介護報酬改定における消費税財源の活用分(介護職員の処遇改善等) 1,196億円

- 平成27年度介護報酬改定による介護職員の処遇改善等を引き続き行う。
  - ・1人あたり月額1万2千円相当の処遇改善(893億円<改定率換算で+1.65%>)
  - ・中重度の要介護者や認知症高齢者等の介護サービスの充実(303億円<改定率換算で+0.56%>)

## II 市町村による在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実 534億円

- 以下の取組について、必要な財源を確保し、市町村の取組を支援する。

### 在宅医療・介護連携

地域の医療・介護関係者による会議の開催、在宅医療・介護関係者の研修等を行い、在宅医療と介護サービスを一体的に提供する体制の構築を推進

### 認知症施策

初期集中支援チームの関与による認知症の早期診断・早期対応や、地域支援推進員による相談対応、社会参加活動の体制整備、認知症カフェの設置や認知症の本人が集う取組を推進

### 地域ケア会議

地域包括支援センター等において、多職種協働による個別事例の検討等を行い、地域のネットワーク構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等を推進

### 生活支援の充実・強化

生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置等により、地域における生活支援の担い手やサービスの開発等を行い、高齢者の社会参加及び生活支援の充実を推進

※ 上記の地域支援事業(包括的支援事業)の負担割合は、国38.5%、都道府県19.25%、市町村19.25%、1号保険料23%

# 地域支援事業の概要

令和元年度予算 公費3,882億円、国費1,941億円

○ 地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者の社会参加・介護予防に向けた取組、配食・見守り等の生活支援体制の整備、在宅生活を支える医療と介護の連携及び認知症の方への支援の仕組み等を一体的に推進しながら、高齢者を地域で支えていく体制を構築するため、市町村において「地域支援事業」を実施。

## ○地域支援事業の事業内容 ※金額は積算上の公費（括弧書きは国費）

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業） 1,978億円（989億円）

### ① 介護予防・生活支援サービス事業

- ア 訪問型サービス
- イ 通所型サービス
- ウ その他の生活支援サービス（配食、見守り等）
- エ 介護予防ケアマネジメント

### ② 一般介護予防事業（旧介護予防事業を再編）

- ア 介護予防把握事業
- イ 介護予防普及啓発事業
- ウ 地域介護予防活動支援事業
- エ 一般介護予防事業評価事業
- オ 地域リハビリテーション活動支援事業

(2) 包括的支援事業・任意事業

1,905億円（952億円）

### ① 包括的支援事業

- ア 地域包括支援センターの運営
  - うちイ、社会保障充実分 534億円（267億円）
  - i) 介護予防ケアマネジメント業務
  - ii) 総合相談支援業務
  - iii) 権利擁護業務（虐待の防止、虐待の早期発見等）
  - iv) 包括的・継続的マネジメント支援業務  
※支援困難事例に関するケアマネジャーへの助言、地域のケアマネジャーのネットワークづくり 等

### イ 社会保障の充実

- i) 認知症施策の推進
- ii) 在宅医療・介護連携の推進
- iii) 地域ケア会議の実施
- iv) 生活支援コーディネーターの配置

### ② 任意事業

- ・ 介護給付等費用適正化事業、家族介護支援事業 等

## ○地域支援事業の事業費

市町村は、政令で定める事業費の上限の範囲内で、介護保険事業計画において地域支援事業の内容、事業費を定めることとされている。

### 【事業費の上限】

#### ① 介護予防・日常生活支援総合事業

- 事業移行前年度実績に市町村の75歳以上高齢者の伸びを乗じた額

#### ② 包括的支援事業・任意事業

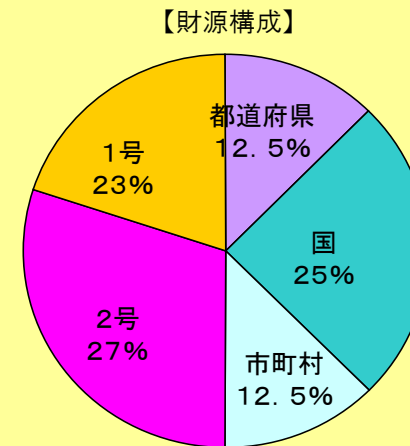
- 「26年度の介護給付費の2%」×「高齢者数の伸び率」

## ○地域支援事業の財源構成

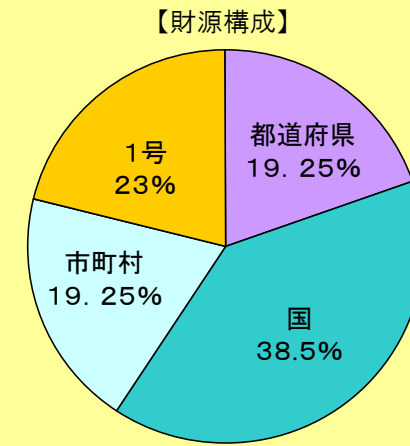
（財源構成の割合は第7期以降の割合）

介護予防・日常生活支援総合事業

包括的支援事業・任意事業



○ 費用負担割合は、居宅給付費の財源構成と同じ。



○ 費用負担割合は、第2号は負担せず、その分を公費で賄う。

（国：都道府県：市町村＝2：1：1）

# 地域包括支援センターについて

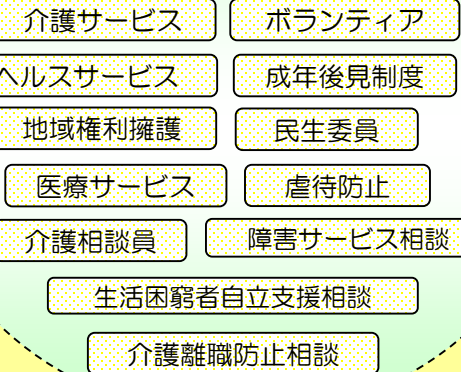
地域包括支援センターは、市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域の住民を包括的に支援することを目的とする施設。（介護保険法第115条の46第1項）

## 総合相談支援業務

住民の各種相談を幅広く受け付けて、  
制度横断的な支援を実施

## 多面的（制度横断的）支援の展開

行政機関、保健所、医療機関、  
児童相談所など必要なサービスにつなぐ

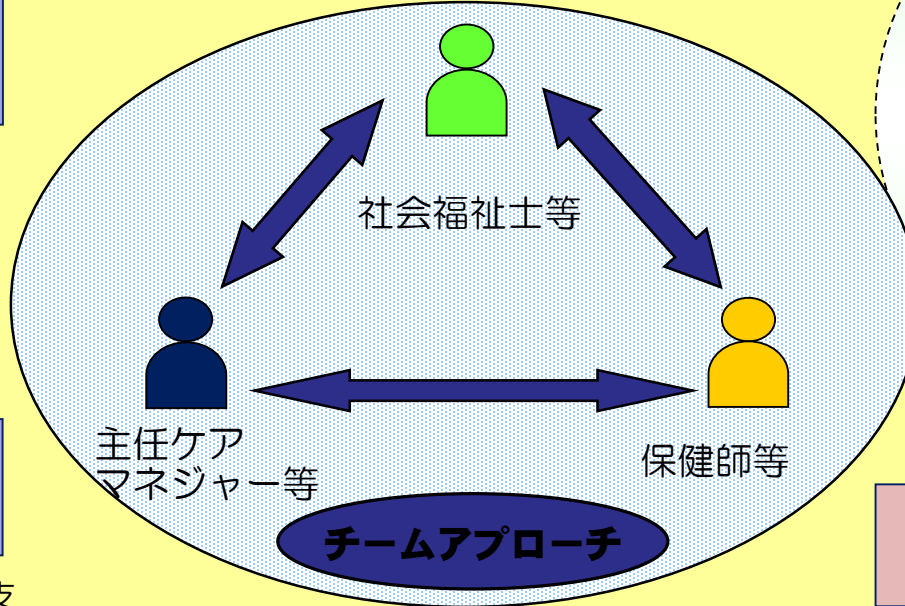


## 権利擁護業務

・成年後見制度の活用促進、  
高齢者虐待への対応など

## 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- ・「地域ケア会議」等を通じた自立支援型ケアマネジメントの支援
- ・ケアマネジャーへの日常的個別指導・相談
- ・支援困難事例等への指導・助言



## 介護予防ケアマネジメント (第一号介護予防支援事業)

要支援・要介護状態になる可能性のある方に対する介護予防ケアプランの作成など

全国で5,079か所。  
(ブランチ等を含め7,256か所)

※平成30年4月末現在、厚生労働省老健局振興課調べ。  
※倉敷市を除く。

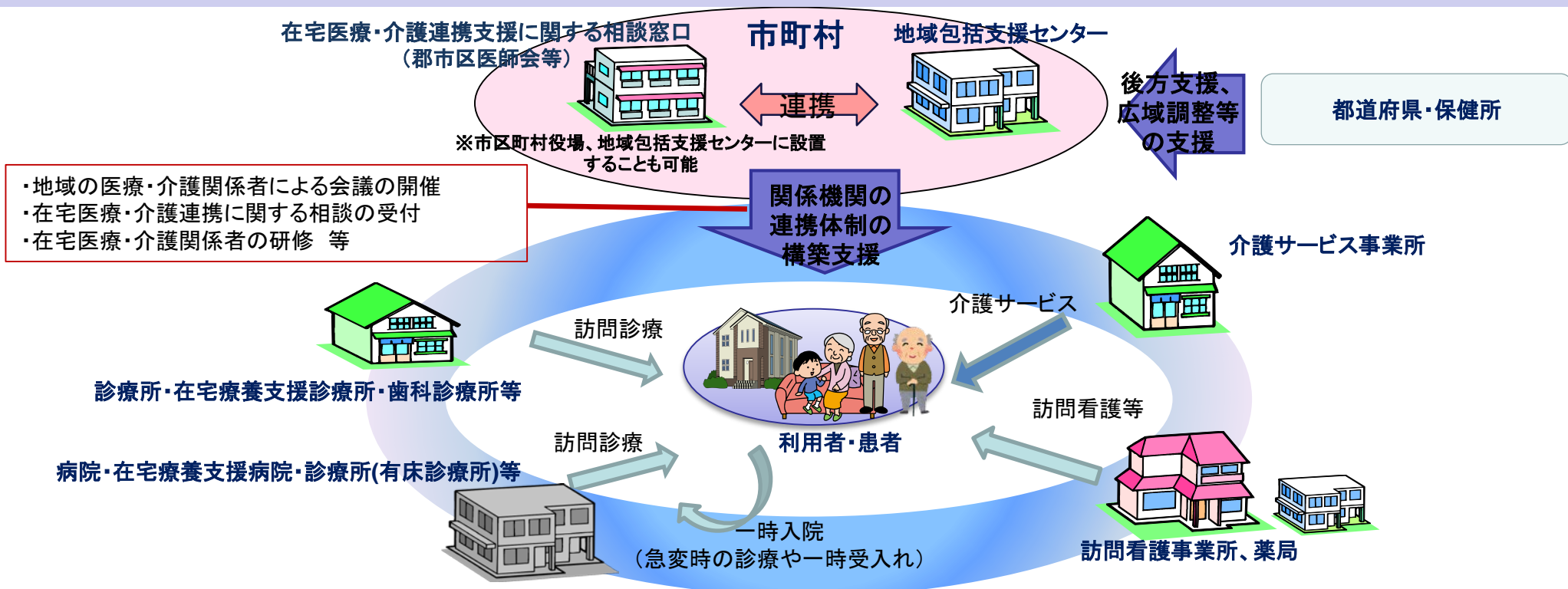


# 在宅医療・介護連携の推進

○ 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関(※)が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することが重要。(※)在宅療養を支える関係機関の例

- ・診療所・在宅療養支援診療所・歯科診療所等（定期的な訪問診療等の実施）
- ・病院・在宅療養支援病院・診療所(有床診療所)等（急変時の診療・一時的な入院の受入れの実施）
- ・訪問看護事業所、薬局（医療機関と連携し、服薬管理や点滴・褥瘡処置等の医療処置、看取りケアの実施等）
- ・介護サービス事業所（入浴、排せつ、食事等の介護の実施）

○ このため、関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、都道府県・保健所の支援の下、市区町村が中心となって、地域の医師会等と緊密に連携しながら、地域の関係機関の連携体制の構築を推進する。



# 在宅医療・介護連携推進事業

- 在宅医療・介護の連携推進については、これまで医政局施策の在宅医療連携拠点事業(平成23・24年度)、在宅医療推進事業(平成25年度～27年度)により一定の成果。それを踏まえ、平成26年介護保険法改正により制度化。
- 介護保険法の地域支援事業に位置づけ、市区町村が主体となり、郡市区医師会等関係団体と連携しつつ取り組む。
- 本事業の(ア)～(ク)の8つの事業項目すべてを、平成30年4月にはすべての市区町村が実施。
- 8つの事業項目は、郡市区医師会等(地域の医療機関や他の団体を含む)に委託することも可能。
- 都道府県は、市町村における事業の進捗状況等を把握し、地域の課題等を踏まえ、都道府県医師会等関係団体と緊密に連携しつつ、保健所等を活用しながら、市区町村と郡市区医師会等関係団体等との協議の支援や、複数市区町村の共同実施に向けた調整等により支援。
- 国は、事業実施関連の資料や手引き、事例集の整備、セミナーの開催等により支援するとともに、都道府県を通じて実施状況を把握。

## 事業項目と事業の進め方のイメージ

### ①地域の医療介護連携の実態把握、課題の検討、課題に応じた施策立案

#### (ア)地域の医療・介護の資源の把握

- 地域の医療機関、介護事業所の機能等を情報収集
- 情報を整理しリストやマップ等必要な媒体を選択して共有・活用

#### (イ)在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

- 地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状を把握・共有し、課題の抽出、対応策を検討

### ②地域の関係者との関係構築・人材育成

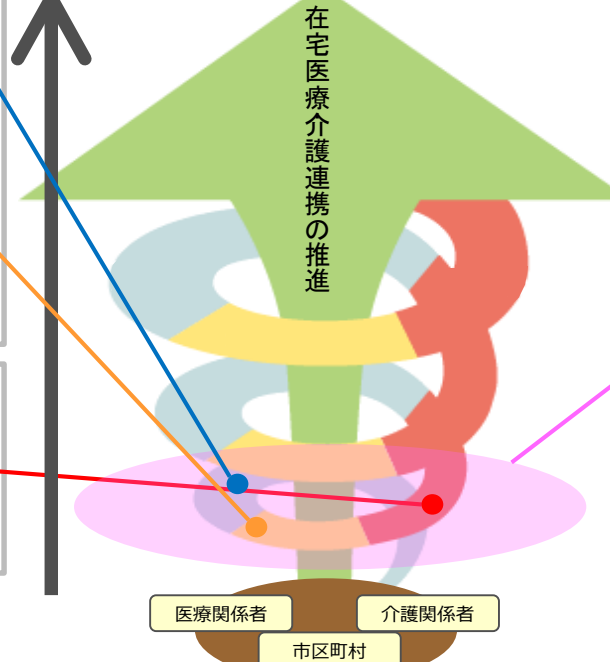
#### (カ)医療・介護関係者の研修

- 地域の医療・介護関係者がグループワーク等を通じ、多職種連携の実際を習得
- 介護職を対象とした医療関連の研修会を開催 等

\* 図の実情に応じて②と③を同時並行で実施する場合もある。



PDCAサイクルで継続的に実施することで成長



### ③(ア)(イ)に基づいた取組の実施

#### (ウ)切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進

- 地域の医療・介護関係者の協力を得て、在宅医療・介護サービスの提供体制の構築を推進

#### (エ)医療・介護関係者の情報共有の支援

- 情報共有シート、地域連携パス等の活用により、医療・介護関係者の情報共有を支援
- 在宅での看取り、急変時の情報共有にも活用

#### (オ)在宅医療・介護関係者に関する相談支援

- 医療・介護関係者の連携を支援するコーディネーターの配置等による、在宅医療・介護連携に関する相談窓口の設置・運営により、連携の取組を支援

#### (キ)地域住民への普及啓発

- 地域住民を対象にしたシンポジウム等の開催
- パンフレット、チラシ、区報、HP等を活用した、在宅医療・介護サービスに関する普及啓発
- 在宅での看取りについての講演会の開催等

#### (ク)在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携

- 同一の二次医療圏内にある市区町村や隣接する市区町村等が連携して、広域連携が必要な事項について検討

# 地域ケア会議の推進

地域包括支援センター等において、多職種協働による個別事例の検討等を行い、地域のネットワーク構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等を推進する。

※従来の包括的支援事業(地域包括支援センターの運営費)とは別枠で計上

(参考)平成27年度より、地域ケア会議を介護保険法に規定。(法第115条の48)

- 市町村が地域ケア会議を行うよう努めなければならない旨を規定
- 地域ケア会議を、適切な支援を図るために必要な検討を行うとともに、地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行うものとして規定
- 地域ケア会議に参加する関係者の協力や守秘義務に係る規定 など

個別の  
ケアマネジメント

サービス  
担当者会議  
(全ての  
ケースにつ  
いて、多職  
種協働によ  
り適切なケ  
アプランを  
検討)

事例提供

支援

## 地域包括支援センターレベルでの会議(地域ケア個別会議)

- 地域包括支援センターが開催
  - 個別ケース(困難事例等)の支援内容を通じた
    - ①地域支援ネットワークの構築
    - ②高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援
    - ③地域課題の把握などを行う。
- ※幅広い視点から、直接サービス提供に当たらない専門職種も参加
- ※行政職員は、会議の内容を把握しておき、地域課題の集約などに活かす。

《主な構成員》

医療・介護の専門職種等

医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、  
歯科衛生士、PT、OT、ST、管理栄養士、介  
護福祉士、社会福祉士、ケアマネジャーなど

地域の支援者

自治会、民生委員、ボランティア、NPOなど

その他必要に応じて参加

地域課題の把握

地域づくり・資源開発

政策形成

介護保険事業計画等への位置づけなど

市町村レベルの会議(地域ケア推進会議)

在宅医療・介護連  
携を支援する相  
談窓口

郡市区医師会等  
連携を支援する専  
門職等

生活支援  
体制整備

生活支援コー  
ディネーター  
協議体

認知症施策

認知症初期  
集中支援  
チーム

認知症地域  
支援推進員

# 地域ケア会議でケアマネジメントのレベルアップを図っている取組例 ～奈良県生駒市～

○生駒市は、複数の地域包括支援センターが事例を持ち寄り、多職種協働でケース検討を実施。会議で方向付けられた支援内容を実際に行い、その結果を次の会議で報告し、支援の妥当性を検討。これを繰り返すことで地域包括支援センター全体で自立支援のプロセスが共有され、成功体験の蓄積がケアマネジメントのレベルアップにつながっている。

## 【ここがポイント！】

- ①ケース検討は、要点を押さえる。漫然と行わない。(1事例15分以内)
- ②1事例につき、初回、中間、最終の最低3回検討。(モニタリングが重要)
- ③疾患別等に体系化して集中議論で効率化
- ④継続(毎月1回)

- 保険者主催で毎回、25～30事例を検討。
- 検討会は180分以内に収める。(初回事例は1件15分、モニタリングは5分程度)
- 効率化を工夫(アセスメント様式の統一、初回・中間・終了の経過が一覧できる記録様式、疾患別属性別に事例の類型化等)
- 多職種で検討(通所スタッフ、リハ、栄養、歯科)



地域包括支援センター	委託 6カ所
総人口	121,031人
65歳以上高齢者人口	27,491人(22.7%)
75歳以上高齢者人口	11,496人(9.5%)
要介護認定率	15.6%
第5期1号保険料	4,570円

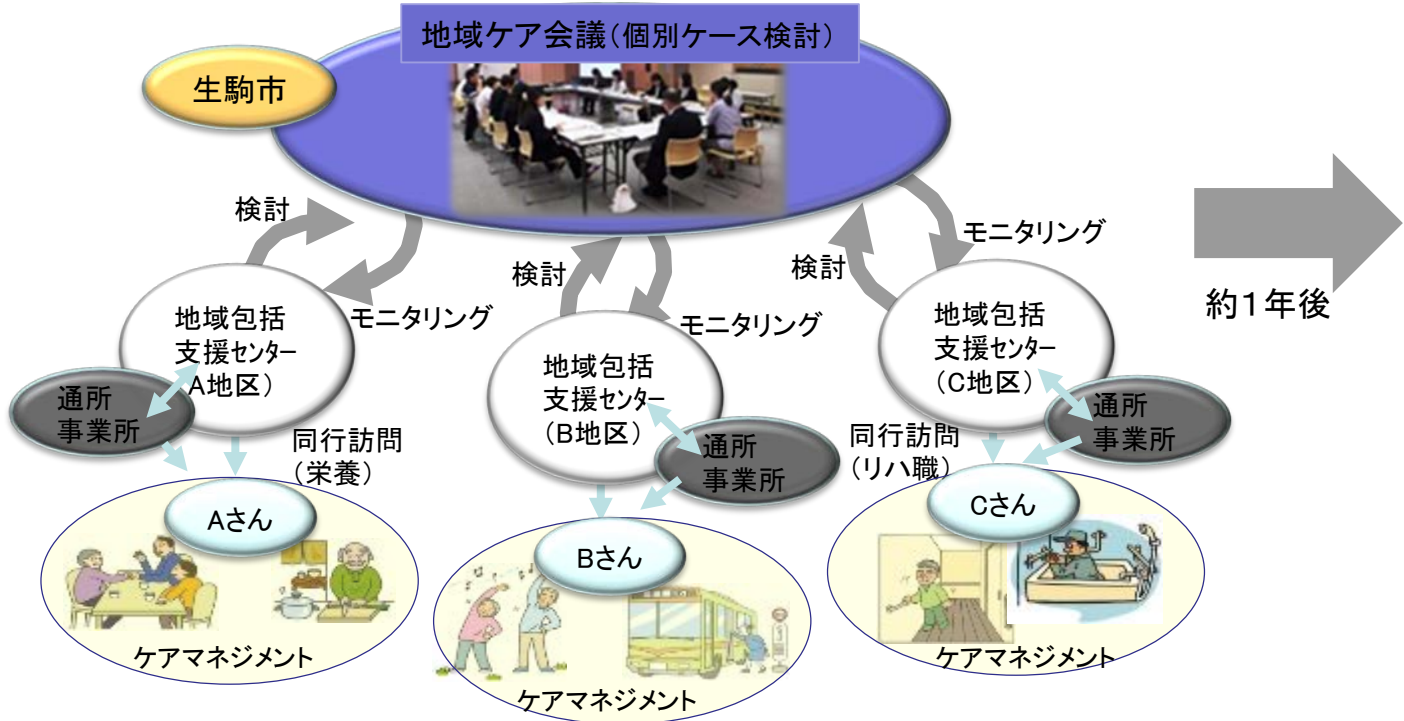
平成25年4月1日現在

## ○地域包括支援センター

- 自立支援の視点が定着
- アセスメント力が向上
- 個を視る目と地域を視る目の両方がバランスよく備わった
- 高齢者自身の自立の意識を高める関わり方が向上
- 家族の負担軽減策を具体的に立てられる
- 地域の資源や人材を活かすアイデアが豊富に

## ○通所事業所

- 自立支援の視点が定着
- アセスメント力が向上
- 的確な個別プログラムが立てられる
- 通所の“卒業”の意識が定着
- 通所卒業を念頭に置いて居場所と役割づくりを並行して行うようになり、“卒業”を達成できる



# 地域資源を活用した多様な通いの場の取組例 ～東京都世田谷区～

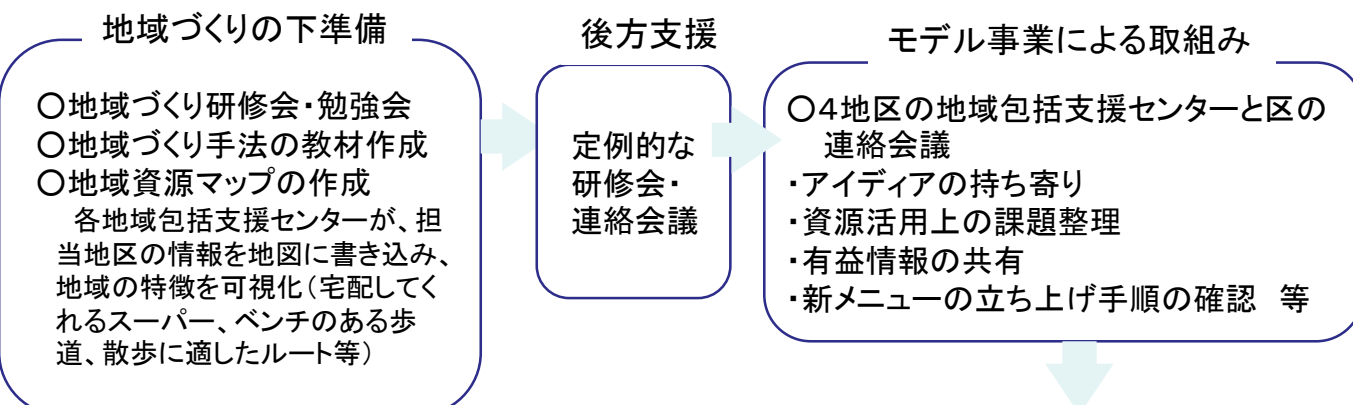
○世田谷区は、地域包括支援センターとの定期的な連絡会議で現場の問題を共有し、関係機関の調整など必要な行政対応を行いながら、地域包括支援センターの地域づくりをサポート。地域包括支援センター単位で都市部の豊富な地域資源を活用して多様な通いの場の創設や外出支援を実現している。

## 【ここがポイント！】

- ① 区の保健師が、地域包括支援センターと地域で行動を共にして地域づくりのノウハウを伝授
- ② その後、各地域包括支援センターが担当地域の自治組織や住民と会合等を通じて関係づくり



区の取組



地域包括支援センター	委託 27カ所
総人口	860,071人
65歳以上高齢者人口	161,843人 (18.8%)
75歳以上高齢者人口	82,556人 (9.6%)
要介護認定率	20.4%
第5期1号保険料	5,100円

地域包括支援センターの取組

町会会館の筋力アップ教室 (A地区)	大学を会場とした通所 (B地区)	喫茶店の集いの場 (C地区)	都営住宅の外出支援 (D地区)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内のサロンや住民の自主活動を全て調べ、通いの場が乏しい地区を特定。徒歩10分以内で行ける範囲で会場を確保し、新たな筋力アップ教室を立ち上げた。</li> </ul> <p>90分×週1回、参加費 無料 住民ボランティアの協力あり 理学療法士が定期的に指導助言</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学を会場として、デイサービスを利用していない要支援者等が行きたくなる通所プログラムを立ち上げた。(大学の使用交渉は区が担当)</li> <li>・アート体験、ヨガ、ミニ講義、民謡、子どもと遊ぶなどの多彩なプログラム</li> </ul> <p>120分×週1回 参加費 100円/回 学生・住民ボランティアの協力あり</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デイサービスを利用していない要支援者等の外出のきっかけづくりとして喫茶店を集いの場にした。</li> <li>・店の和式トイレは簡易洋式便座をかぶせて使用しやすくした(福祉用具事業者に協力要請)</li> </ul> <p>90分×月2回 参加費 300円/回 住民ボランティアの協力あり</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通量の多い国道を横断しなければ買物等に行けない都営住宅の要支援者等のための外出支援を立ち上げた</li> <li>・福祉施設の送迎車両の遊休時間帯を利用してスーパーや郵便局へ送迎</li> </ul> <p>月1回 参加費 300円/回 住民ボランティアの協力あり</p>

# 住民主体の活動による生活支援・介護予防の取り組み例 ～大分県竹田市～

○竹田市は、中高年齢層を対象に暮らしのサポーターの養成を行い、実践の場として「暮らしのサポートセンター」を立ち上げ、生活支援サービスや通いの場の運営を委託。人材養成と実践の場づくりを連動させることにより元気な高齢者が担い手として活躍できる地域づくりを実践している。

## 【ここがポイント！】

市長をトップに、関係機関と住民が自由に議論できる場を用意

竹田市経済活性化促進協議会  
竹田市雇用創造推進プロジェクト会議  
(会長:市長)  
商工団体、社会福祉協議会、医療機関、地域包括支援センター等

活動拠点  
「暮らしのサポートセンター」  
(空き店舗利用)



めざすべき姿を議論  
(自助互助の機運醸成へ)

(毎月2回、約半年)

立ち上げ準備(市) (約1年間)  
1 暮らしのサポーター養成  
2 活動拠点の整備・事業委託

活動開始(住民)  
(半年後)

住民互助の活動体「りんどう」  
(会員157人、平均年齢74.2歳)

活動会員(27人)：生活支援の提供者  
協力会員(19人)：寄り合い場の運営  
賛助会員(69人)：賛同者  
利用会員(42人)：生活支援の利用者

地域包括支援センター	委託1カ所
総人口	24,547人
65歳以上高齢者人口	9,890人(40.2%)
75歳以上高齢者人口	6,285人(25.6%)
要介護認定率	22.6%
第5期保険料	5,500円
平成25年1月末現在	

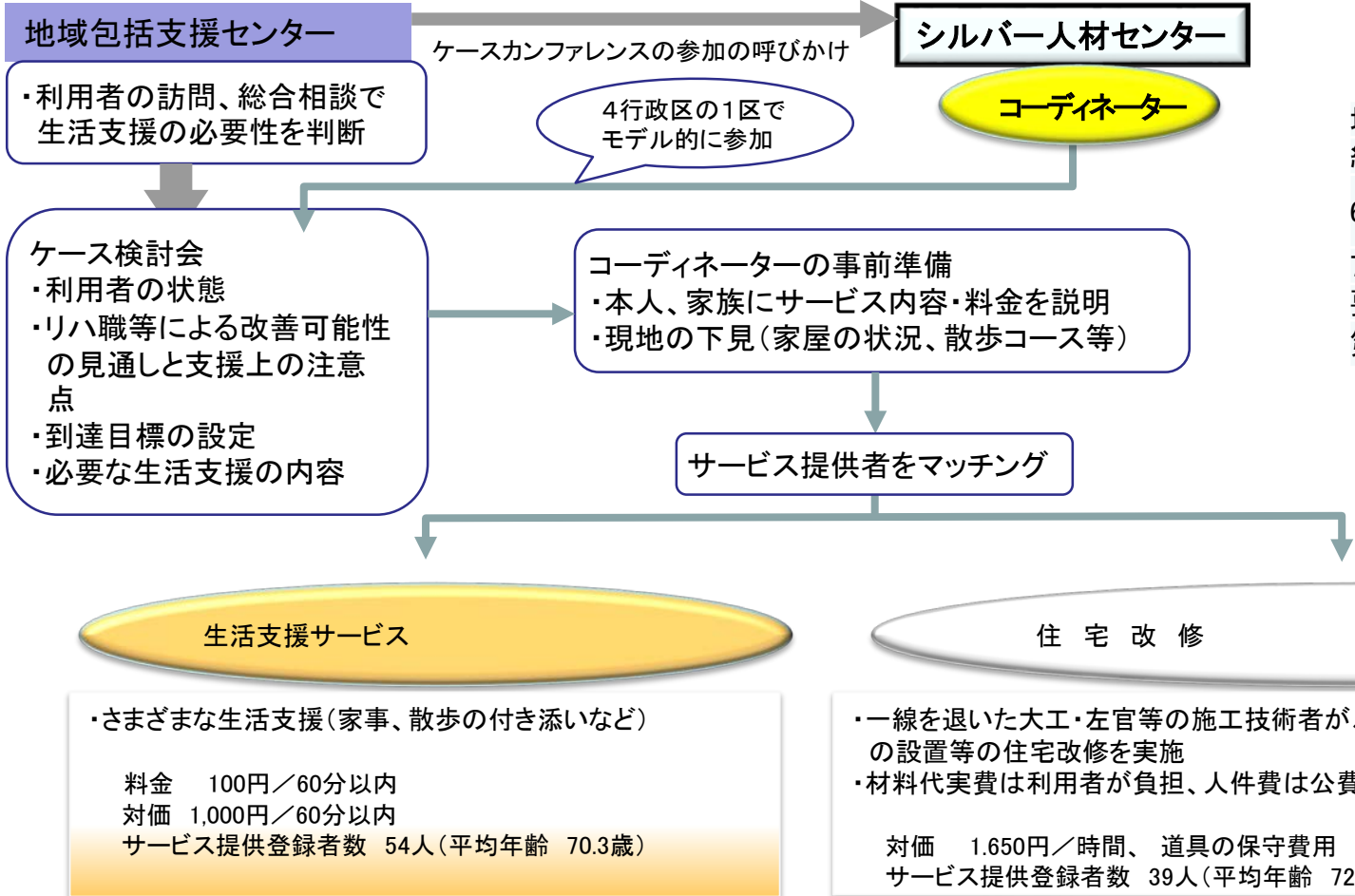
介護予防教室	通いの場(寄り合い処)	生活支援サービス	季節行事・イベント開催
<ul style="list-style-type: none"> <li>市の健康運動インストラクター養成研修を修了した住民が「竹田ヘルスフィットネス」を結成</li> <li>市の委託を受けて介護予防教室を企画実施(暮らしのサポートセンターを会場に体力測定と運動指導)</li> <li>地区の高齢者サロンで運動指導の出前も実施</li> </ul> <p>指導料 4,000円/人回 インストラクター 50~70歳代</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>暮らしのサポートセンターで「寄り合い処」を運営</li> <li>年代を問わず気軽に立ち寄りのできる場(手芸・囲碁等の趣味活動、世間話など、過ごし方はさまざま)</li> <li>木工・陶芸などの手作り品の展示販売</li> </ul> <p>オープン 月~金、9:00~17:00 (コーヒー100円、定食300円)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>さまざまな生活支援(家事、草取り、植木の水やり、ペットの世話、外出支援、簡単な修理修繕など)</li> <li>利用者サービス提供者のいずれも会員登録を行い、会費を支払う(年会費1,000円)</li> </ul> <p>料金(利用券) 30分400円、60分800円 対価 利用料金の75% (25%は「りんどう」の活動資金に充当)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>さまざまな年代が楽しめるイベントの企画と実施</li> <li>住民の交流促進、地域おこし</li> <li>地域への愛着を育む取組</li> </ul> <p>雪っこカーニバル・歌声喫茶 ミニコンサート・カラオケ大会 チャリティーコンサート・料理教室 クリスマスイベント・しめ縄作り かるた大会・紅白歌合戦 ヨガ・グランドゴルフ大会 など</p>

# シルバー人材センターを活用した生活支援の取組例 ～岡山県岡山市～

○岡山市は、シルバー人材センターにコーディネーターを配置して、利用者のニーズとサービス提供者のマッチングやサービス提供内容の調整を行い、生活支援を必要とする高齢者とその担い手となる高齢者の双方が安心してサービスの利用や提供ができるように配慮している。

## 【ここがポイント！】

- ・シルバー人材センターのコーディネーターが、地域包括支援センターのケース検討会に参加
- ・利用者の状態と到達目標を把握した上で人材をマッチングし、利用者と提供者の双方の安心感と満足度を高めている。



岡山市

地域包括支援センター	委託 6カ所
総人口	703,647人
65歳以上高齢者人口	162,809人 (23.1%)
75歳以上高齢者人口	79,660人 (11.3%)
要介護認定率	21.1%
第5期1号保険料	5,520円

**生活支援サービス**

- ・さまざまな生活支援(家事、散歩の付き添いなど)

料金 100円/60分以内  
 対価 1,000円/60分以内  
 サービス提供登録者数 54人(平均年齢 70.3歳)

**住宅改修**

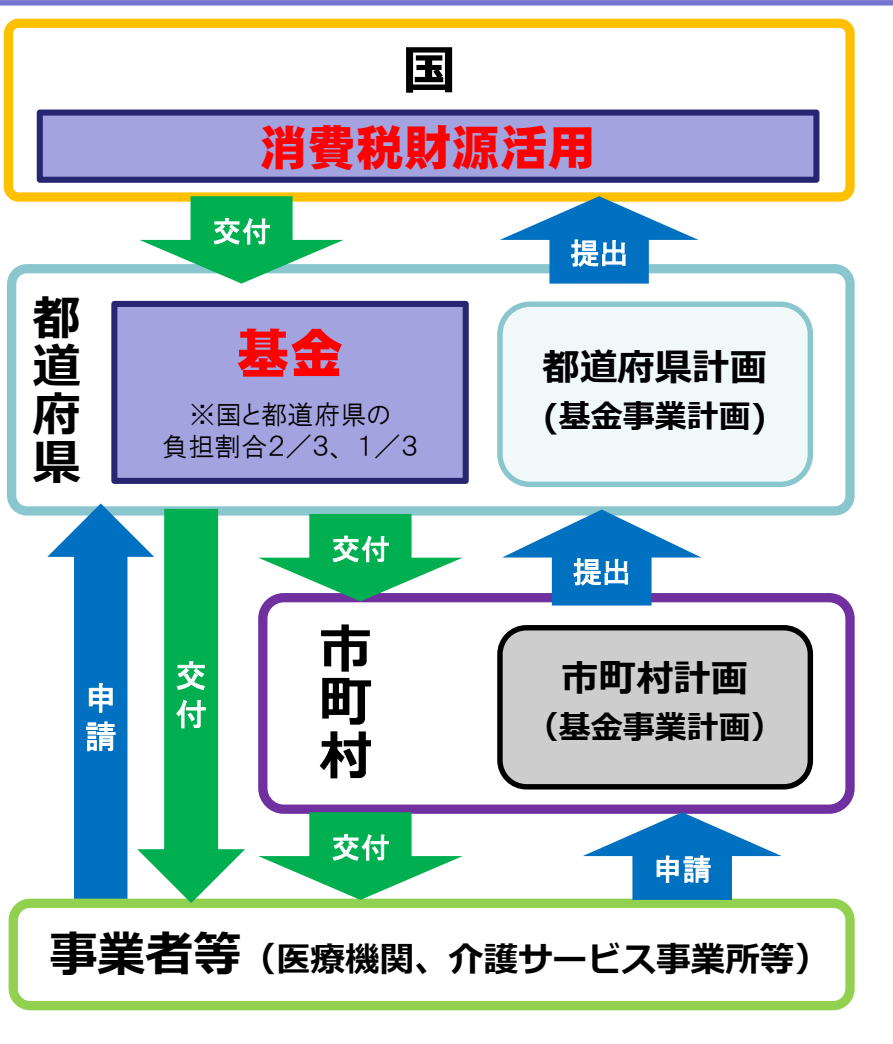
- ・一線を退いた大工・左官等の施工技術者が、シルバー人材センターに登録して、手すりの設置等の住宅改修を実施
- ・材料代実費は利用者が負担、人件費は公費

対価 1,650円/時間、道具の保守費用 一律1,000円(作業時間が4時間を越えた場合)  
 サービス提供登録者数 39人(平均年齢 72.2歳)

# 地域医療介護総合確保基金

令和元年度予算額 公費:1,858億円(国費:1,239億円)  
(医療分 公費:1,034億円(国費:689億円)、介護分 公費:824億円(国費:549億円))

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
- このため、消費税増収分を活用した新たな財政支援制度(地域医療介護総合確保基金)を創設し、各都道府県に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。



- ## 都道府県計画及び市町村計画（基金事業計画）
- **基金に関する基本的事項**
    - ・公正かつ透明なプロセスの確保(関係者の意見を反映させる仕組みの整備)
    - ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
    - ・診療報酬・介護報酬等との役割分担
  - **都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項**  
医療介護総合確保区域の設定※1 / 目標と計画期間(原則1年間) / 事業の内容、費用の額等 / 事業の評価方法※2
    - ※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏域を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏域を念頭に設定。
    - ※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施  
国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用
  - 都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成

- ## 地域医療介護総合確保基金の対象事業
- 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
  - 2 居宅等における医療の提供に関する事業
  - 3 介護施設等の整備に関する事業
  - 4 医療従事者の確保に関する事業
  - 5 介護従事者の確保に関する事業



- 地域包括ケアシステムの構築に向けて、都道府県計画に基づき、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行う。**令和元年度予算**では、**地域のニーズ等に適したメニューの充実**を行う（下線箇所）

## 対象事業

### 1. 地域密着型サービス施設等の整備への助成

- 可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域密着型サービス施設・事業所等の整備（土地所有者（オーナー）が施設運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する場合を含む）に対して支援を行う。  
 （対象施設）地域密着型特別養護老人ホーム（併設されるショートステイ用居室を含む）、小規模な老人保健施設、小規模な介護医療院、小規模な養護老人ホーム、小規模なケアハウス、都市型軽費老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型デイサービスセンター、介護予防拠点、地域包括支援センター、生活支援ハウス（離島・奄美群島・山村・水源地域・半島・過疎地域・沖縄・豪雪地帯に係る振興法や特別措置法に基づくものに限る）、緊急ショートステイ、施設内保育施設  
 ※定員30人以上の広域型施設の整備費については、平成18年度より一般財源化され、各都道府県が支援を行っている（介護医療院を含む）。
- 他の施設等との合築・併設を行う場合に補助単価の加算を行う。
- 空き家を活用した地域密着型サービス施設・事業所等の整備について支援を行う。

### 2. 介護施設の開設準備経費等への支援

- 特別養護老人ホーム等の円滑な開設のため、施設の開設準備（既存施設の増床を含む）に要する経費について支援を行う。  
 ※定員30人以上の広域型施設を含む。広域型・地域密着型の特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室を含む。
- 在宅での療養生活に伴う医療ニーズの増大に対応するため、訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に必要な設備費用等について支援を行う。
- 土地の取得が困難な都市部等での施設整備を支援するため、定期借地権の設定のため一時金について支援を行う。
- 施設整備候補地（民有地）の積極的な掘り起こしのため、地域の不動産事業者等を含めた協議会の設置等の支援を行う。また、土地所有者と施設整備法人のマッチングの支援を行う。
- 介護施設で働く職員等を確保するため、施設内の保育施設の整備に対して支援を行う。

### 3. 特養多床室のプライバシー保護のための改修等による介護サービスの改善

- 特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修費用について支援を行う。
- 特別養護老人ホーム等のユニット化に係る改修費用について支援を行う。
- 介護療養型医療施設等の老人保健施設等（介護医療院を含む）への転換整備について支援を行う。

※1～3を行う施設・事業所等が、特別豪雪地帯又は奄美群島・離島・小笠原諸島に所在する場合は、補助単価の8%加算が可能。

## ○ 地域の実情に応じた介護従事者の確保対策を支援するため、都道府県計画を踏まえて実施される「参入促進」・「資質の向上」・「労働環境・処遇の改善」に資する事業を支援。

### 参入促進

- 地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進
  - 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験
  - 高齢者など地域の住民による生活支援の担い手の養成
  - 介護未経験者に対する研修支援
  - 過疎地域等の人材確保が困難な地域における合同就職説明会の実施
  - ボランティアセンターとシルバー人材センター等の連携強化
  - 介護事業所におけるインターンシップ等の導入促進
  - 介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一体的支援、介護の周辺業務等の体験支援(新規)
  - 介護福祉士国家資格の取得を目指す外国人留学生の受入環境整備
- 等

### 資質の向上

- 介護人材キャリアアップ研修支援
    - ・ 経験年数3～5年程度の中堅職員に対する研修
    - ・ 喀痰吸引等研修
    - ・ 介護キャリア段位におけるアセッサー講習受講
    - ・ 介護支援専門員に対する研修
  - 各種研修に係る代替要員の確保、出前研修の実施(新規)
  - 潜在介護福祉士の再就業促進
    - ・ 知識や技術を再確認するための研修の実施
    - ・ 離職した介護福祉士の所在等の把握
  - 認知症ケアに携わる人材育成のための研修
  - 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成
    - ・ 生活支援コーディネーターの養成のための研修
  - 認知症高齢者等の権利擁護のための人材育成
- 等

### 労働環境・処遇の改善

- 新人介護職員に対するエルダー・メンター(新人指導担当者)制度等導入のための研修
  - 管理者等に対する雇用改善方策の普及
    - ・ 管理者に対する雇用管理改善のための労働関係法規、休暇・休職制度等の理解のための説明会の開催
    - ・ 介護従事者の負担軽減に資する介護ロボットの導入支援
    - ・ 新人教育やキャリアパスなど雇用管理体制の改善に取り組む事業所のコンテスト・表彰を実施
  - 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営等の支援
  - 子育て支援のための代替職員のマッチング
  - 介護事業所に対するICTの導入支援(新規)
  - 人材不足に関連した課題等が急務となっている介護事業所に対する業務改善支援(新規)
- 等

- 関係機関・団体との連携・協働の推進を図るための、都道府県単位での協議会の設置
- 介護人材育成等に取り組む事業所に対する都道府県の認証評価制度の運営支援

# 情報公表制度の概要

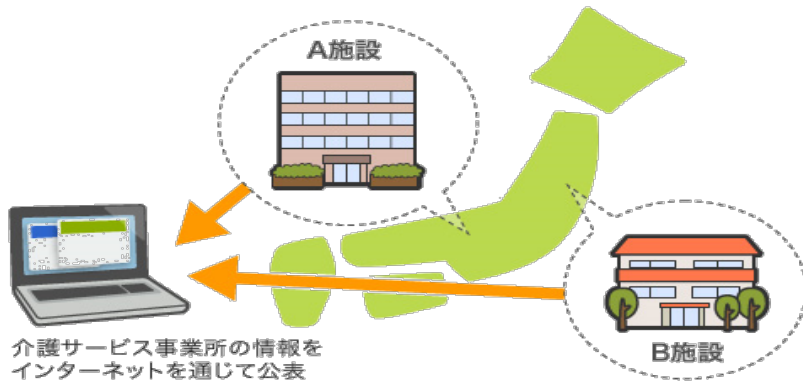
(介護保険の理念である「自己選択」の支援)

介護保険法に基づき、平成18年4月からスタート。

利用者が介護サービスや事業所・施設を比較・検討して適切に選ぶための情報を都道府県及び指定都市が提供する仕組み。

※「介護サービス情報公表システム」を使って、インターネットでいつでも誰でも情報を入手することが可能。平成30年度末時点で、全国約22万か所の事業所情報が公表されている。

## 介護サービス情報公表制度のしくみ



## 公表までのフロー図



## 情報公表される内容

### ① 基本情報

- 事業所の名称、所在地等
- 従業者に関するもの
- 提供サービスの内容
- 利用料等
- 法人情報

### ② 運営情報

- 利用者の権利擁護の取組
- サービスの質の確保への取組
- 相談・苦情等への対応
- 外部機関等との連携
- 事業運営・管理の体制
- 安全・衛生管理等の体制
- その他（従業者の研修の状況等）

※その他、法令上には規定がないが、事業所の積極的な取組を公表できるよう「事業所の特色」（事業所の写真・動画、定員に対する空き数、サービスの特色など）についても、情報公表システムにおいて、任意の公表が可能。

# 介護サービス情報の公表制度の仕組み(全体像)

## 【概要】

○利用者が介護サービスや事業所・施設を比較・検討して適切に選ぶための情報を都道府県及び指定都市が提供するもの

## 【ポイント】

○介護サービス事業所は、年一回、直近の介護サービス情報を都道府県又は指定都市に報告

○都道府県及び指定都市は、事業所から報告された内容についてインターネットで公表。また、報告内容について調査が必要と認める場合、事業所・施設に対して訪問調査を実施

## 介護サービス情報公表システム<国で一元管理>

### 都道府県及び指定都市

#### 介護サービス情報の公表

- 報告された内容について、公表を行う

反映

#### 介護サービス情報の調査

- 新規指定時、更新申請時、虚偽報告が疑われる場合など必要に応じ訪問調査を実施し、結果を公表情報に反映  
(調査項目は都道府県及び指定都市が設定)

※公表及び調査にかかる費用について地方自治法に基づき手数料を徴収することが可能

### 介護サービス事業所・施設

#### <介護サービス情報>

- 基本情報  
基本的な事実情報  
(例)事業所の所在地、従業員数、  
営業時間、サービスの内容など
- 運営情報  
介護サービスに関する具体的な取り組みの状況  
(例)外部機関との連携、苦情対応の状況、  
職員研修の状況など
- 都道府県独自項目  
都道府県が定める追加項目(任意設定)

報告  
(年1回)

訪問調査  
(適宜)

閲覧  
(インターネット)

利用者

# J-Startup 健康寿命延伸産業創出推進事業

## 平成31年度予算額 4.9億円（6.0億円）

### 事業の内容

#### 事業目的・概要

- 健康寿命を延伸し、高齢となっても自分らしく生きることの出来る「生涯現役社会」の実現を目指します。
- 政府方針として、日本再興戦略に、新たな「健康寿命延伸産業」の創出・育成が明記されており、これらを通じ、国民の健康増進、あるべき医療費・介護費の実現を目指すことが重要です。
- このため、本事業では①ヘルスケア産業における事業基盤整備を進めるとともに（委託事業）、②具体的なヘルスケアサービスの創出を支援（補助事業）します。
- ①事業基盤整備においては、健康経営の促進等を通じ、これらのビジネスの持続的な成長を促すとともに、健康寿命延伸に対する個人・保険者・企業等の意識・動機付けを高める社会基盤の構築を図ります。
- ②ヘルスケアサービス創出に向けては、医療・介護関係機関と民間企業の連携のもとでサービスを組み込んだモデルの構築を支援します。具体的には、例えば右図の5分野におけるサービスモデルの構築を想定しています。
- また、これらのサービスの創出拠点となる地域版協議会等（自治体、民間事業者、医療・介護関係機関等で構成）のコーディネート機能強化、他地域への展開の推進、制度的課題の洗い出しも行います。

#### 成果目標

- 平成26年度から平成31年度までの6年間の事業であり、最終的には平成32年に健康寿命延伸産業の市場規模10兆円を目指します。

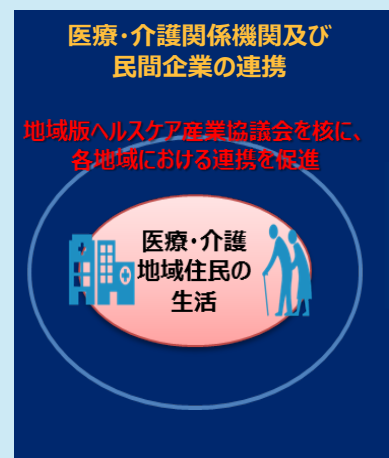
#### 条件（対象者、対象行為、補助率等）



### 事業イメージ

#### 公的保険外のサービスを組み込んだモデル構築支援

5 分野の具体例



- ① 中小企業等における健康経営の取組に資するサービス 等
- ② 次の世代の健康づくり・リテラシー向上に資するサービス 等
- ③ 認知症・フレイル等の予防に資するサービス 等
- ④ 高齢者の居場所と役割や仕事を創出し、介護予防や介護度の進行抑制に資するサービス 等
- ⑤ 人生の最終段階における生活のサポート等に資するサービス 等

公的保険外サービスを組みつつ予防から医療・介護、維持まで切れ目無く提供する体制を整備するためのモデル事業をPDCAサイクルを回しながら支援

#### STEP 1

地域におけるヘルスケアビジネス創出のプラットフォームである「地域版ヘルスケア産業協議会」の機能強化、活用、横展開。医療・介護関係機関及び民間企業が連携し、保険外のサービスを組み込んだモデル事業を支援。

#### STEP 2

高齢化社会を産業面から支える先進事例として、他地域への展開及び制度等の課題を抽出。

更に、これらのビジネスが持続的に成長する基盤を構築すべく以下の取組を実施。

- 健康経営に取り組んでいる企業等の顕彰や、健康経営実践に向けたノウハウの提供
- 国内・グローバルのビジネスコンテスト等のヘルスケアベンチャー支援
- 高齢者等就労、人生の最終段階、予防投資促進に関する論点整理
- 認知症の超早期のリスク低減・予防、認知症の人にやさしい新製品・サービスの普及促進
- ヘルスケアサービスの品質評価ガイドラインや第三者認証等の構築支援 等

# ロボットやICTを用いた先進的な取組

- 介護をはじめとする福祉分野においても、介護者・介助者の負担を軽減したり、高齢者や障害者の自立支援を行うロボットの導入が始まっている。
- また、タブレットなどのICT機器を用いて情報の記録・共有を効率的に行う取り組みも行われ始めている。

## 介護ロボット

(例) 移乗介助を支援するロボット

- 介護者が装着し、高齢者をベッドから車椅子などへ移乗する際の抱え上げ動作をパワーアシストするロボット



<実際に開発されているロボット>



介護者の腰に装着し、抱え上げ動作をサポート

## ICTの活用

(例) タブレットの活用による情報共有

- サービス提供記録の作成時間の短縮や、記録の重複記入の解消を図ることができる。(効率化)
- 関係者間で、利用者の経過的な情報が現場からでも即時に入手可能となる。(質の向上)



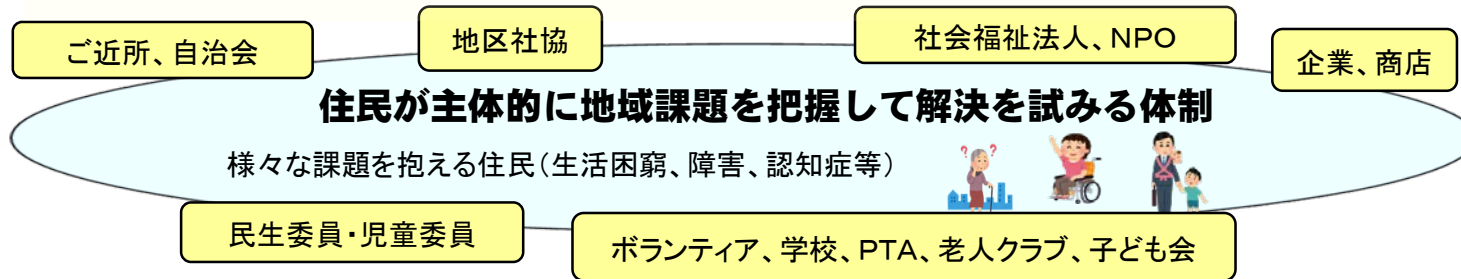
# 「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの強化のための取組の推進

平成31年度予算  
平成30年度予算  
平成29年度予算

28億円（200自治体）  
26億円（150自治体）  
20億円（100自治体）

## (1) 地域力強化推進事業（補助率3/4）

○ 住民の身近な圏域において、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができる体制を構築することを支援する。



地域における他分野  
まちおこし、産業、  
農林水産、土木、  
防犯・防災、環境、  
社会教育、交通、  
都市計画

## 住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援



**[1]** 地域福祉を推進するために必要な環境の整備(他人事を「我が事」に変えていくような働きかけ)



**[2]** 地域の課題を包括的に受け止める場 (※)

※ 地域住民ボランティア、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

○ 市町村レベルにおいて「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに係る普及啓発の取組や、都道府県による市町村における地域づくりへの支援を実施する。

ニッポン一億総活躍プラン  
(H28.6.2閣議決定)

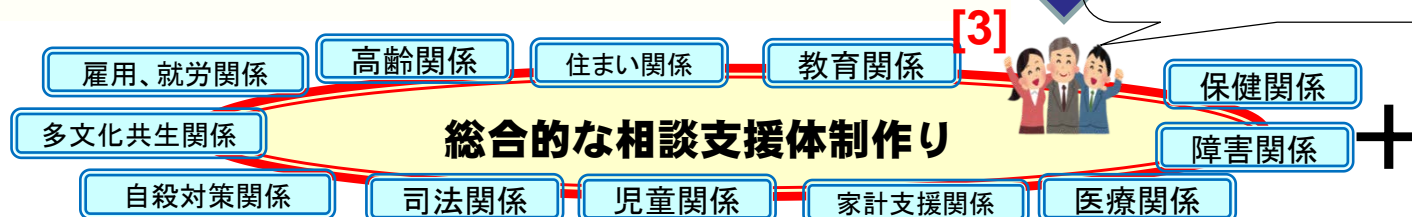
小中学校区等の住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりの支援。

世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める、市町村における総合的な相談支援体制づくりの推進。

## (2) 多機関の協働による包括的支援体制構築事業（補助率3/4）

○ 複合化・複雑化した課題に的確に対応するために、各制度ごとの相談支援機関を総合的にコーディネートするため、相談支援包括化推進員を配置し、チームとして包括的・総合的な相談体制を構築する。

相談支援包括化推進員  
世帯全体の課題を的確に把握  
多職種・多機関のネットワーク化の推進  
相談支援包括化推進会議の開催等



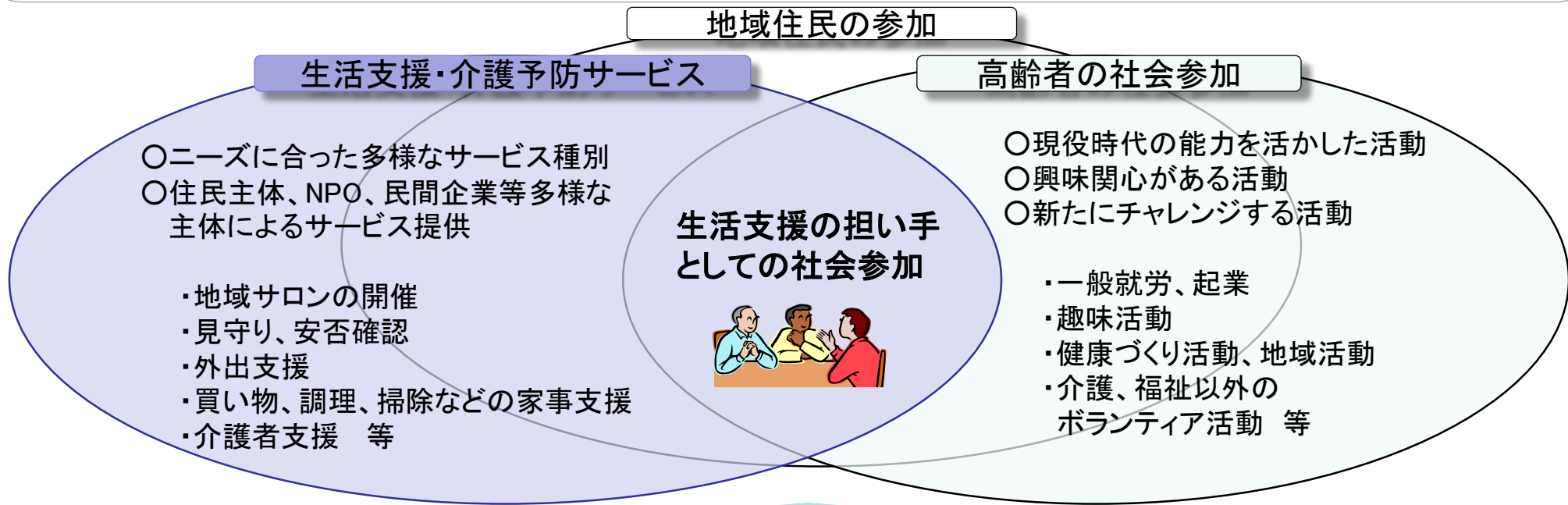
新たな社会資源の創出  
地域に不足する資源の検討

住民に身近な圏域

市町村域等

# 生活支援・介護予防サービスの充実と高齢者の社会参加

- 単身世帯等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、生活支援の必要性が増加。ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体が生活支援・介護予防サービスを提供することが必要。
- 高齢者の介護予防が求められているが、社会参加・社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながる。
- 多様な生活支援・介護予防サービスが利用できるような地域づくりを市町村が支援することについて、制度的な位置づけの強化を図る。具体的には、生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)」の配置などについて、介護保険法の地域支援事業に位置づける。



バックアップ

市町村を核とした支援体制の充実・強化

バックアップ

都道府県等による後方支援体制の充実



## 流山市の特徴・総合事業への早期移行

### ■ 背景

- 2025年には、高齢者人口が48,800人、高齢化率は26.7%、4人に1人が高齢者のまちとなる見込みであり、市内の北部地域の高齢化率は、30%を超える見込みであった。
- ‘高齢者が中心のまち’となっても、まちの活力を維持し、高齢者がいきいきとできるまちとするためには、どうあるべきかを市民とともに追及し、実践していくことが必要と考えた。

### ■ 取組

- 地域に出て状況を確認することが大前提と考えたところ、地域住民の中に「何とかしよう」と気概を抱いている住民がいることを確認。
- 総合事業を推進することが、地域コミュニティの再生に繋がり、高齢者が互いに支え合う仕組みを中心とし、子育てが一段落した主婦層も巻き込んで、高齢者が目標と生きがいをもてる地域づくりに取り組めることを確信。
- まちづくりには時間がかかる為、一刻も早く、こうした‘わがまちづくり’に着手することが市に求められていると判断。
- 総合事業のルールに合わせてモノをつくるのではなく、総合事業を手段として活用して、まちづくりを進めようと、発想の転換を行った。

## 介護予防・生活支援サービス事業

### ■ 訪問型サービス

- 平成27年4月に、既存の訪問介護サービスを、給付の人員基準を緩和した訪問型サービスとして開始。
- 高齢者生活協同組合が訪問介護事業所を行っており、そのノウハウを生かし、元気な高齢者や主婦、社会貢献意欲のあるヘルパーが買い物や掃除、調理等を実施。
- 市民からの要請に個別に対応していたシルバー人材センターに、地域包括支援センターのケアマネジメントに応じ、あらかじめ設定されたサービス内容、単価により、買い物や掃除、調理等を実施。

## 一般介護予防事業

### ■ ながいき応援団

- 要支援1の方の徒歩圏内に介護予防の通いの場を設けることを目標とし、生活支援サービスが不要となった方の受け皿となることを検討。
- 平成26年度より、空き家等を住民・NPOが運営し、高齢者の集いの場となっている「高齢者ふれあいの家」が15箇所あり、介護予防メニューを取り入れた介護予防教室も開催できるための人材を派遣できる取組「ながいき応援団」を実施。
- 平成27年4月からは、開催場所を拡大し、派遣のメニューに口腔機能、栄養改善等を追加して事業の取組を強化。



## 新しい総合事業への早期移行

### ■ 背景

- 平成26年度半ばに高齢化率40%を超え、早急に地域包括ケアシステムを構築する必要があった。また、移行先送りの場合、担当職員1名体制では、業務集中で対応出来なくなると危惧。

### ■ 実施体制

- 介護保険全般（総合事業含む）の担当が専任で1人、地域支援事業の包括的・任意事業担当が兼任で1人という少人数体制で平成27年4月に総合事業への移行を実施。
- 関係者があまり多くないことから、総合事業に対する考え方や進め方等の調整にあまり時間を要さなかった。

## 介護予防・生活支援サービス事業

### ■ 訪問型サービス

- 平成27年4月に、既存の訪問介護サービスを、現行の訪問介護に相当するサービスと位置付けた。
- 平成28年1月に、住民の主体が主体となり、生活援助等を中止とした訪問型サービスを開始。

### ■ 通所型サービス

- 平成27年4月に、既存の通所介護サービスを、現行の通所介護に相当するサービスと位置付けた。
- 同時に、以前より開設が予定されていたミニデイサービス「くるみ」（事業主体:町、管理運営:町社会福祉協議会）を、予防給付の人員基準を緩和した通所型サービスと位置付けた。

## 一般介護予防事業

### ■ こさかはっぴいカード

- 埼玉県志木市や神奈川県横浜市の取組を参考に、介護予防ポイントカード事業を平成27年4月より開始。交付数は、事業開始から半年で第1号被保険者の約20%に達した。
- 町内の65歳以上の高齢者を対象に、事業の参加者と運営ボランティアにポイントを付与し、1年間の累計ポイントに応じて、商品券と交換出来る仕組みとしている。

### ■ お元気くらぶ

- 地域包括支援センターの保健師等が、月1回、自治会館等に向いて体操等を実施する高齢者を対象とした既存事業。
- 「笑う」をテーマとしており、高齢者がいかに楽しみながら参加出来るかを意識して運営されている。
- 各自治会における地域の通いの場づくりの基礎となる。



ミニデイサービス「くるみ」で  
機能訓練を行っている利用者

「お元気くらぶ」で  
運動機能プログラム  
を受けている利用者



## 武蔵野市の特徴

- 介護保険制度施行当時から、現在の地域包括ケアと同様の理念を「高齢者福祉総合条例」制定により打ち出しており、地域全体で高齢者を支える仕組みの構築を推進してきた。

## 新しい総合事業

### ■ 武蔵野市認定ヘルパーを養成

- 介護人材が不足する中、有資格のヘルパーは今後、中重度の要介護高齢者への対応にシフトしていく必要があるため、市の独自の研修を受けた市民を軽度者に対する家事援助を行うヘルパーとして認定し、緩和した基準によるサービスを提供。

### ■ 新規利用者は要介護(要支援)認定を受けることで統一

- 窓口職員の経験・スキル等によって対応に差が出ることを避けられることや、「主治医意見書」から医療情報を得られることから、新規の利用者は要介護(要支援)認定を受けることとしている。  
➢ 「非該当」となった場合でも、基本チェックリストの結果が有効となるように、認定調査の際に基本チェックリストを同時に実施。  
➢ 認定の更新時には、基本チェックリストのみの実施とすることも可能としている。

### ■ 介護保険と同様の事業者指定制度を独自に創設

- 介護保険で指定を受けていないサービス提供主体の場合、国保連合会を通して報酬を請求することが出来ないため、独自の事業者指定制度を創設。  
➢ 国保連合会の機能を市が担うことで、事業者は市に請求を行い、代理受領によって市から事業費の支給を受けることができる。また、事業者は利用者に対して、直接利用料の請求等を行う。

### ■ 地域住民の通いの場を有料老人ホームと専門職が後押し

- 地域貢献をしたいと考えているが、実際の活動までには至っていない地域住民や団体は少なくない。地域貢献への潜在的な意欲を見つけ出し、実際の活動へと発展させるきっかけを作ることが、多様な主体による支援を広げていくうえで不可欠であると認識。  
➢ 住民主体の通いの場として、有料老人ホームが空きスペースを地域住民に開放し、柔道整復師会が業務外に通いの場に関わる取組を実施。



# 岡山県総社市 ～徒歩圏内に住民運営の体操の集い～

元気な高齢者と要支援・要介護認定を受けている高齢者が一緒に行う住民運営の体操の集いが、公民館や個人宅で、毎週1回開催されており、平成25年現在、市内全域に110会場が誕生し、徒歩圏内で参加できるようになっている。

## 基本情報（平成28年1月1日現在）

地域包括支援センター設置数	直営	0	カ所
	委託	6	カ所
総人口		67,992	人
65歳以上高齢者人口		18,304	人
		26.9	%
75歳以上高齢者人口		8,600	人
		12.6	%
第6期1号保険料		5,200	円



## 介護予防の取組の変遷

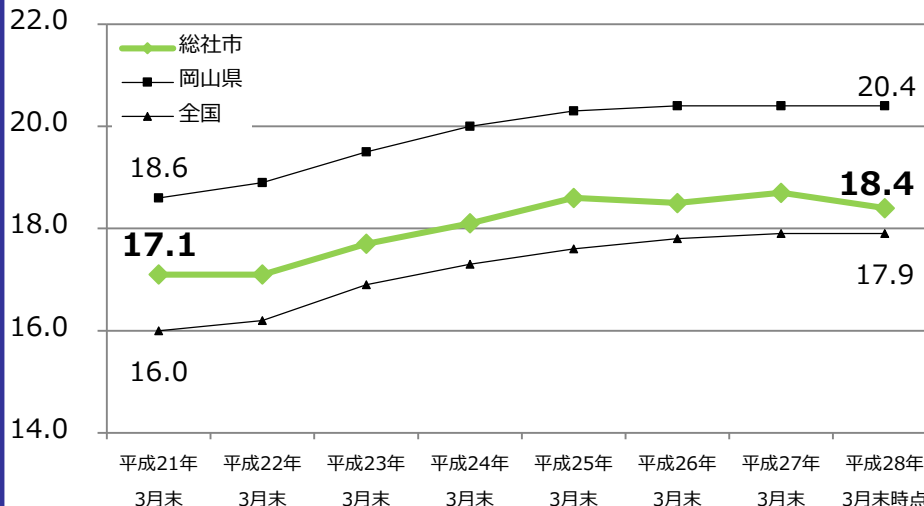
- 〈平成12年〉要介護認定の非該当者の受け皿として、「健康づくりの集い」を介護予防教室として実施。（作業療法士・理学療法士・保健師主導、月1回、17会場）
- 〈平成17年〉小学校区単位で小地域ケア会議を開始。住民・社協・ケアマネ・保険者等の意見交換の場として定着。
- 〈平成20年〉地域包括支援センター（当時直営）が、小地域ケア会議に働きかけ、各地区で週1回の体操の集いが始まる。
- 〈平成24年〉ケーブルテレビ等の各種媒体で市民に広報した結果、100会場まで増える。



H24年度参加実人数	高齢者人口に占める割合
1,535人	9.6%

※要支援1～要介護4の高齢者88人が含まれる。個人宅での体操の集い

## 第1号被保険者における要介護認定率の推移



## 専門職の関与の仕方

- 地域包括支援センターの3職種が事務局（H24.4より委託）、行政の保健師・理学療法士は一委員として、市内21地区で1～2ヶ月に1回開催される小地域ケア会議に参加し、一緒に地域の課題を話し合う。
- 体操の集いの立ち上げ時には、行政もしくは地域包括支援センターの専門職が体操を具体的に指導。
- 集いの全ての会場で年1回体力測定を実施。随時、利用者の変調について住民から情報が入るので、専門職がアセスメントと助言指導を行う。

# 愛知県武豊町 ～住民の参加・社会活動の場としてのサロン～

町・大学・社会福祉協議会が一体となり住民ボランティアに対して支援し(サロン立ち上げ支援、ボランティア育成、運営支援)、徒歩15分圏内(500m圏内)にサロンを設置。その結果、住民が主体的に参加し社会活動をする場として機能している。

## 基本情報 (平成28年1月1日現在)

地域包括支援センター設置数	直営	0	カ所
	委託	1	カ所
総人口		43,042	人
65歳以上高齢者人口		10,203	人
		23.7	%
75歳以上高齢者人口		4,195	人
		9.7	%
第6期1号保険料		4,850	円

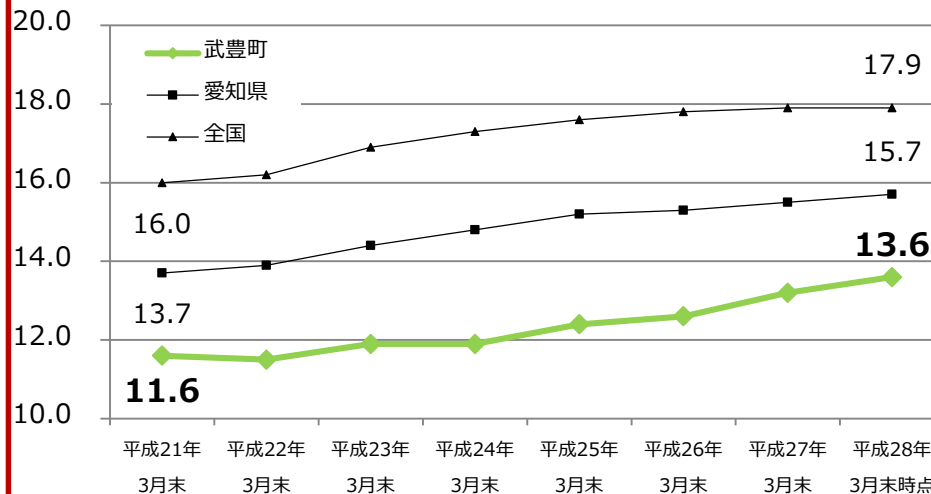


## 介護予防の取組の変遷

- (平成17年) 町・社会福祉協議会(社協)・大学が協働し、高齢者の参加促進・社会活動活性化を進める目的で「憩いのサロン」の事業計画を開始(H20年からの町の総合計画に、政策評価の成果指標としてサロン拠点数が盛り込まれる)
- (平成18年) ボランティア候補者・町・大学とでワークショップや視察を繰り返し行い、各サロンの運営主体となるボランティア組織を形成しつつ、サロンの方向性・運営方法・サロンで実施する内容を固める
- (平成19年) 3会場から始め、500m圏(徒歩15分で通える圏内)にサロンを設置することを目標に順次増設

65才以上高齢者に占める参加者の割合	9.8 %
65才以上高齢者のうち二次予防事業対象者である参加者の割合	1.0 %

## 第1号被保険者における要介護認定率の推移



## 専門職の関与の仕方

- 地域包括支援センターは、サロン立ち上げから1年間は、ボランティア運営組織が自立して金銭管理・サロン運営が出来る様に支援。1年経過後は、日常的な相談支援及び巡回(随時)と、各サロン会場の運営者連絡会を開催(隔月)しサポート
- 町の福祉課は、進捗管理、データ集約・分析及び広報を、健康課(保健師)は各サロンに出向き、健康講話・健康相談を実施
- 共同研究協定を結んでいる大学は町と協力して、事業効果検証や体力測定、認知症検査を実施
- 社協は、ボランティア研修や、ボランティアが加入する保険管理、行所用ボランティア(講師等)の派遣調整などを実施

# 茨城県利根町 ～シルバーリハビリ体操指導士の体操普及活動～

茨城県立健康プラザの主催する講習会を終了した60歳以上の住民ボランティア「シルバーリハビリ体操指導士」が、公民館等で高齢者のための体操教室を立ち上げ、自主活動として運営。平成27年度には参加者は年間延べ16,000人超となっている。

## 基本情報（平成28年1月1日現在）

地域包括支援センター設置数	直営	1	カ所
	委託	0	カ所
総人口		16,977	人
65歳以上高齢者人口		6,427	人
		37.9	%
75歳以上高齢者人口		2,368	人
		13.9	%
第6期1号保険料		4,652	円



## 介護予防の取組の変遷

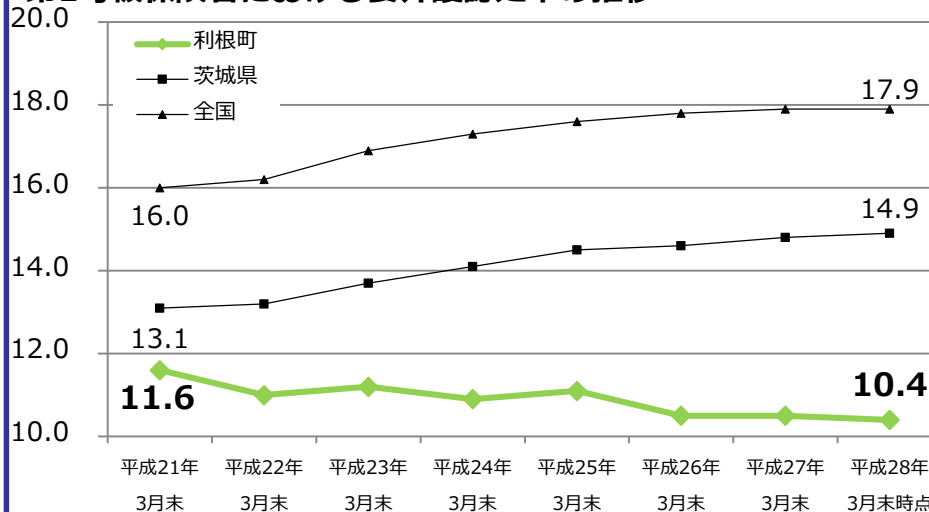
- 平成16年 利根町社会福祉協議会による定年男性のためのボランティア講座と県立健康プラザのシルバーリハビリ体操が結びつき、高齢者のための体操指導士の養成を開始。
- 平成17年 養成された「シルバーリハビリ体操指導士（以下、指導士）」が、「利根町リハビリ体操指導士の会」を設立、社会福祉協議会の行っているふれあいサロンや老人クラブ等町事業で体操教室を開始。
- 平成18年 国保診療所の一室で外来受診者も交えて、地域の高齢者に自主活動として体操を指導するようになった。また、二次予防事業のサポート役として指導士が参加。
- 平成27年 『「シルバーリハビリ体操指導士」による住民参加型の健康づくり・介護予防事業』で、茨城県が「第4回健康寿命をのばそう！アワード」における生活習慣病予防分野の自治体部門で厚生労働大臣優秀賞を受賞。
- 指導士の活動は、高齢世代が高齢世代を支え合う互助の活動として、町内に定着している。

## ※シルバーリハビリ体操

関節の運動範囲を維持拡大するとともに筋肉を伸ばすことを主眼とする体操。立つ、座る、歩くなど日常生活を営むための動作の訓練にもなる。



## 第1号被保険者における要介護認定率の推移



## 専門職の関与の仕方

- 保健師：指導士の体操教室を、町広報誌を活用し普及啓発。必要な人に体操の参加を勧める。
- 国保診療所の医師：外来受診者に体操への参加を勧める。指導士の活動を後押し。

# 生活支援・介護予防の体制整備におけるコーディネーター・協議体の役割

**(1) 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置** ⇒多様な主体による多様な取組のコーディネート機能を担い、一体的な活動を推進。コーディネート機能は、以下のA～Cの機能があるが、当面AとBの機能を中心に充実。

(A) 資源開発	(B) ネットワーク構築	(C) ニーズと取組のマッチング
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域に不足するサービスの創出</li> <li>○ サービスの担い手の養成</li> <li>○ 元気な高齢者などが担い手として活動する場の確保 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関係者間の情報共有</li> <li>○ サービス提供主体間の連携の体制づくり など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動をマッチング など</li> </ul>

エリアとしては、第1層の市町村区域、第2層の中学校区域があり、平成26年度は第1層、平成29年度までの間に第2層の充実を目指す。

- ① 第1層 市町村区域で、主に資源開発（不足するサービスや担い手の創出・養成、活動する場の確保）中心
- ② 第2層 中学校区域で、第1層の機能の下で具体的な活動を展開  
※ コーディネート機能には、第3層として、個々の生活支援サービスの事業主体で、利用者と提供者をマッチングする機能があるが、これは本事業の対象外



**(2) 協議体の設置** ⇒多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進

生活支援・介護予防サービスの多様な関係主体の参画例



等

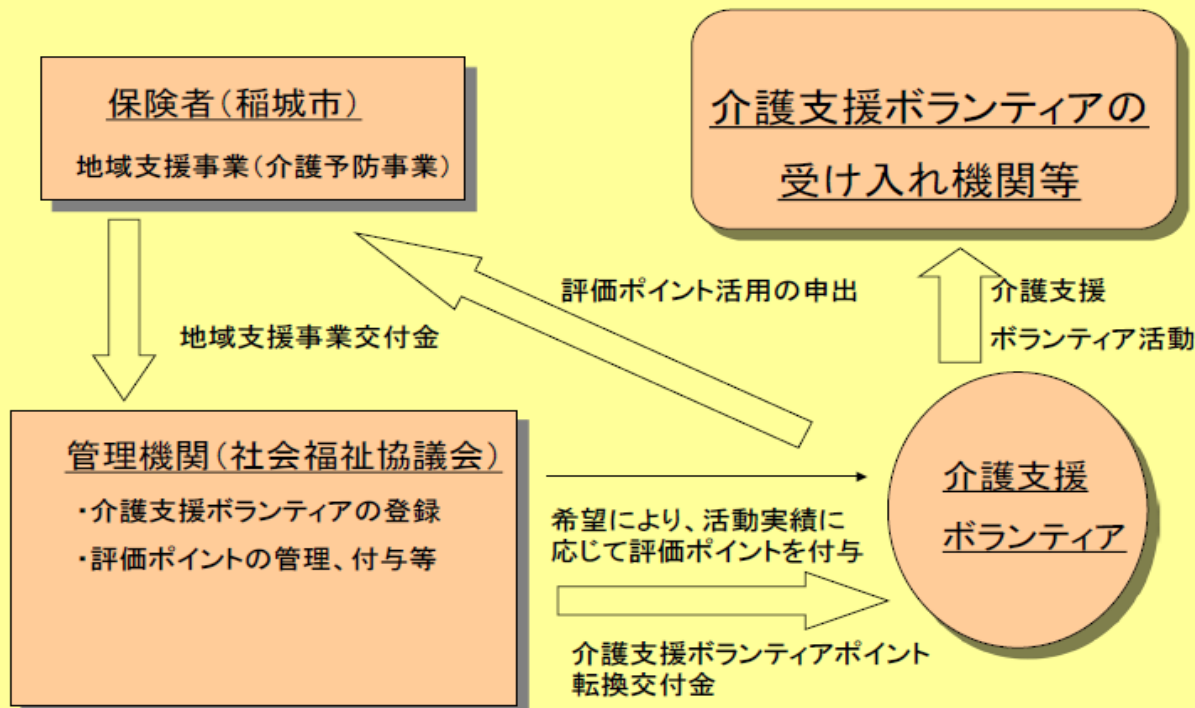
※ コーディネーターの職種や配置場所については、一律には限定せず、地域の実情に応じて多様な主体が活用できる仕組みとなっているが、市町村や地域包括支援センターと連携しながら活動することが重要。

生活支援・介護予防の基盤整備に向けた取組

# 介護支援ボランティアポイント(稲城市、横浜市など)

- 介護予防等を目的とした、65歳以上の高齢者が地域のサロン、会食会、外出の補助、介護施設等でボランティアをした場合にポイントを付与。たまったポイントに応じて、商品交換、換金等を行うことにより、ボランティアの推進、介護予防の推進を図る制度。(介護保険の地域支援事業で実施)。
- 平成29年度では、約397の自治体で実施。

## 稲城市介護支援ボランティア制度の実施スキーム



	付与ポイント数等(例)
A市	◎付与ポイント数: 10~19回 1,000ポイント 20~29回 2,000ポイント ... 50回以上 5,000ポイント ◎年間換金上限:5,000円
B市	◎付与ポイント数:1回200ポイント ◎年間換金上限:8,000円
C市	◎付与ポイント数:1時間200ポイント ◎年間換金上限:5,000円
D市	◎付与ポイント数:1時間50ポイント ◎年間換金上限:6,000円



## 【目的】

町民（高齢男性）と医療・介護・保健福祉の専門職、アーティストらが協働で、高齢男性に多い課題の解決に取り組むことで、地域包括ケアシステムを強化し、誰もが最期までその人らしく暮らせるまちづくりを進める。

## 【ポイント】

- ひきこもりがちの高齢男性が、興味を持つようなネーミングやプログラムを工夫。
- 地域や人とつながりながら、取組が広がって持続していくようなしくみを模索。



## 【概要】

高齢男性は、介護や支援を要する状態になった時に、介護・予防サービスの利用を好まず、家に閉じこもり家族に依存してしまったりするケースが報告されている。そういった課題の解決に向け、当事者らである60～80代の、「ちよいワルじいさん」たちが集まり、さまざまな取組を進めている。

### ちよいワルじいさん 作戦会議

町のどこかに「じいさんの楽園」を作っていこうという、一見ふざけているようでかなり真面目なプロジェクト。



高齢男性を連れ出すための演劇ワークショップ

元気な高齢男性向け事業は？

バーと間違える デイサービス

高齢バンドの野外ライブ

### 地域とつながるセミナー

ボランティア活動、地域包括ケアの現場で活躍する専門職のセミナー、アーティストによるワークショップなどの内容。医師・保健師・看護師等を目指す学生が対象。

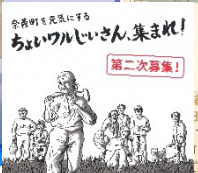
介護や支援が必要な男性は？

介助付き温泉日帰り旅行「ちよいワルの旅」



### 学術研究 (成果・課題)

東京大学大学院医学系研究科 医学教育国際研究センターの孫講師の協力を得て、C B P Rの枠組みに基づくアクションリサーチを行い、学術研究とすることで、成果や課題を明らかにしていく。



地域社会のつながりや支え合いの希薄化等による**地域の教育力の低下**や、学校が抱える課題の複雑化・困難化といった社会的課題の解決を目指すとともに、これからの社会の創り手となる子供たちに、社会や地域と向き合い関わり合いながら学ぶ機会を与える「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた基盤として、**地域と学校が連携・協働**し、**地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていく「地域学校協働活動」**を積極的に推進していくことが必要。

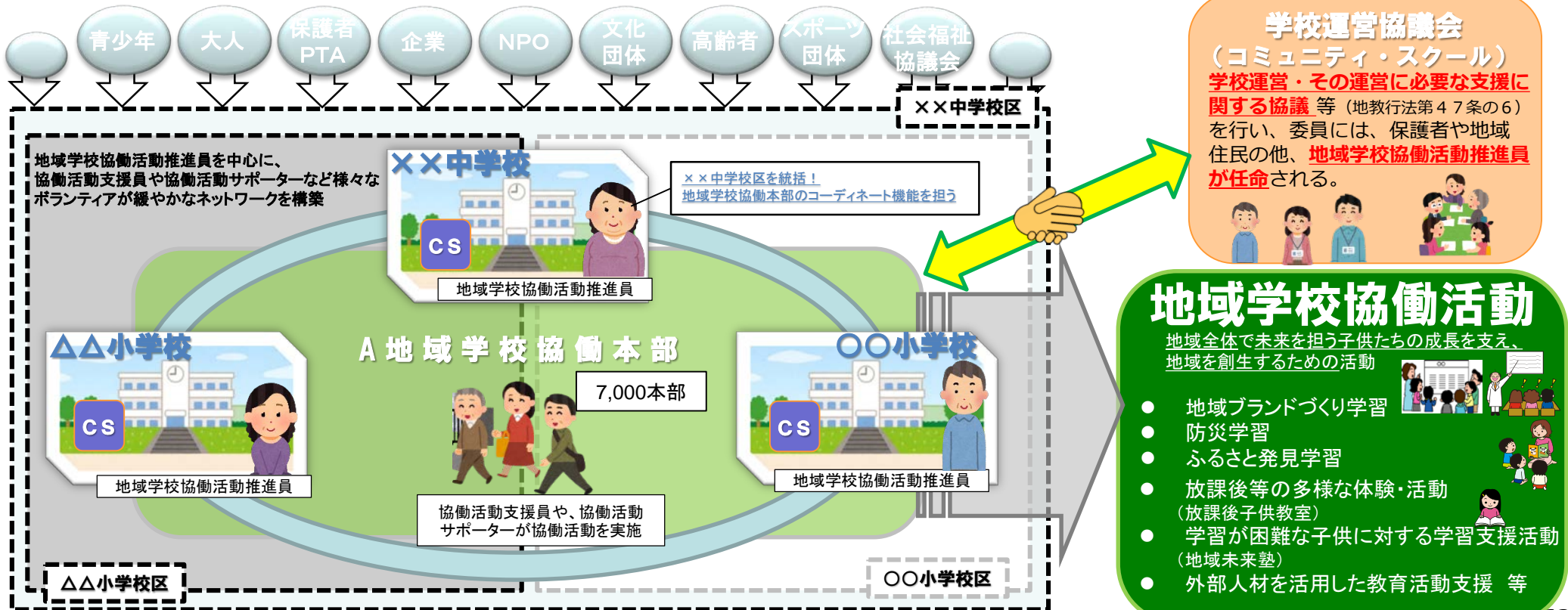
## 目標

2022年度までに全小中学校において幅広い地域住民や地域の多様な機関・団体等の参画を通じた地域学校協働活動の推進を図る。

## 事業内容

幅広い地域住民や企業・団体等の参画により、子供たちの成長を支え、地域を創生する「**地域学校協働活動**」を推進する。

そのため、地域と学校をつなぐ「**地域学校協働活動推進員**」を配置することにより、地域の実情に合わせた様々な地域学校協働活動の総合化、ネットワーク化を目指し、組織的で安定的に継続できる「**地域学校協働本部**」の整備を推進することにより、**社会全体の教育力の向上及び地域の活性化**を図る。



# 大学等における履修証明（certificate）制度の概要

## 趣旨

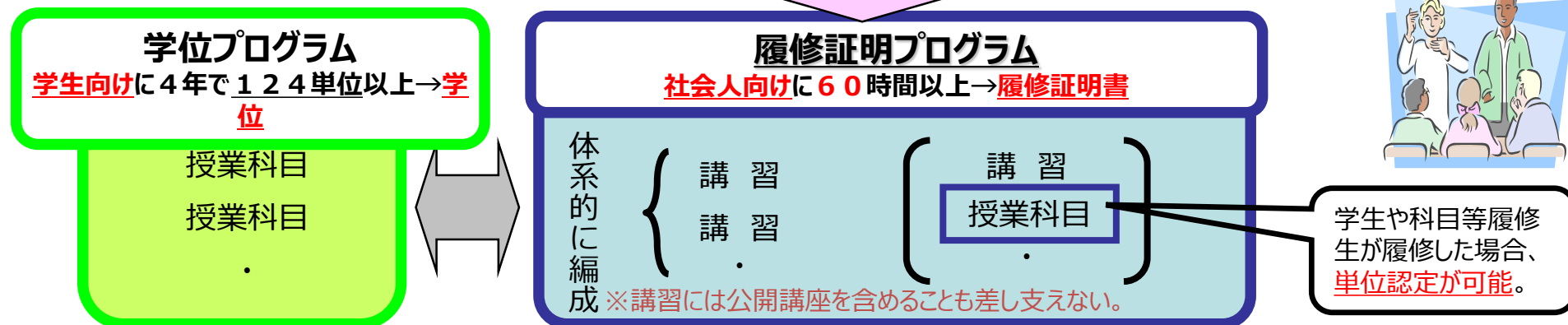
教育基本法第7条及び学校教育法第83条の規定により、教育研究成果の社会への提供が大学の基本的役割として位置付けられたことや、中教審答申の提言等を踏まえ、平成19年の学校教育法改正により、履修証明の制度上の位置付けを明確化。

これにより、各大学等（大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校）における社会人等に対する多様なニーズに応じた体系的な教育、学習機会の提供を促進。

## 制度の概要

- 対象者**：社会人（当該大学の学生等の履修を排除するものではない）
- 内容**：大学等の教育・研究資源を活かし一定の教育計画の下に編成された、体系的な知識・技術等の習得を目指した教育プログラム
- 期間**：目的・内容に応じ、総時間数60時間以上で各大学等において設定
- 証明書**：プログラムの修了者には、各大学等により、学校教育法の規定に基づくプログラムであること及びその名称等を示した履修証明書を交付
- 質保証**：プログラムの内容等を公表するとともに、各大学等においてその質を保証するための仕組みを確保  
※学生を対象とした学位プログラムとは異なり、単位や学位が授与されるものではない。

教育や研究に加え、大学の「第三の使命」としてのより直接的な社会貢献



## **立教大学「立教セカンドステージ大学」**

- 50歳以上のシニアのために、人文学的教養の修得を基礎とし、「学び直し」と「再チャレンジ」のサポート。
- 立教建学の精神に基づくりベラルーツ（教養教育）の重視と、学外からも高い評価を得ている全学共通カリキュラムや先駆的な社会人大学院で培った経験を踏まえ、シニアの人たちがセカンドステージの生き方を自らデザインする、というコンセプトが設計の原点。
- 単に市民に大学を開放するだけでなく、シニアの人たちが集い、人と人のネットワーク、地域や社会とのネットワークを形成し、仕事や多様な社会参加の担い手として、セカンドステージに踏み出すための新しいキャンパスの創造と位置付けている。



## **園田学園女子大学「シニア専修コース」**

- 公開講座の発展型である3年制の専門コース。
- 文学歴史学科、国際文化学科、情報学科に分かれ、専門的な内容まで幅広く学ぶ。
- 卒業後は研究生として、興味のある科目を継続して学ぶことも可能。

# 地域学校協働活動の事例

## 大人も子供も共に育とう

～「幸ヶ谷共育倶楽部」による地域学校協働活動～ (神奈川県横浜市立幸ヶ谷小学校)

### 活動概要・目的

- 「幸ヶ谷共育倶楽部」として、地域住民、保護者、教師を目指す学生等が教育支援ボランティアとして登録し、子供たちの学習活動や学校の教育環境をサポートするネットワーク。
- 平成21年に地域住民や保護者のサークル的な活動（ブックママ、クラブ活動のサポート等）を一つに組織化したのが始まり。
- 学習サポート部門、読書サポート部門、安全見守り部門、栽培緑化環境部門で構成。会員数約240人（H28年度）

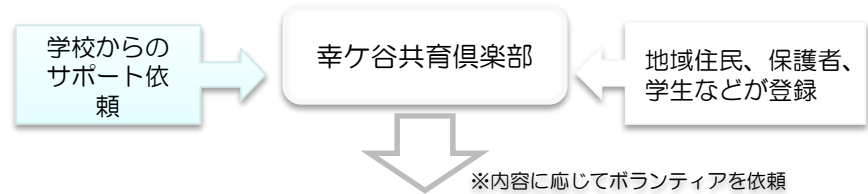


### 活動における工夫・ポイント

- 学校・地域コーディネーターが、学校のオーダーシートに従って効果的にボランティアを割り振り。
- 学習サポートでは、SNS（らくらく連絡網）を活用し、ボランティアへの連絡調整を円滑に実施し、教員の負担も軽減。
- 学校内に倶楽部の事務局を設け、コーディネーターと校長や教職員との情報交換を密に行えるようにしている。

### 活動における成果

- 学校と連携・協働して年間を通して活動を実施し、平成28年度の延べ参加人数は1,900人を超えるなど、地域住民や保護者が積極的に学校にかかわり、子供たちの安全や学びを見守っている。
- 子供が卒業した後もほとんどの人が会員を継続しており、大学生になってからボランティアメンバーとして戻ってくる卒業生もあり、幅広い地域住民による活動への参画の輪が広がっている。



学習サポート部門	読書サポート部門	安全見守り部門	栽培緑化環境部門
校外学習、家庭科調理実習、水泳学習、遠足、社会科見学、クラブ活動等の支援を実施。	読み聞かせグループと本の修繕・装飾を行うグループに分かれて活動を実施。	登下校時の見守り、授業参観時の受付、校外学習付き添いなど幅広く活動。	校庭の芝生整備(苗作り、芝刈り、毎日の水やり等)やパントリープランター作りなどを実施。

# シルバー人材センター事業（概要）

臨時的・短期的または軽易な就業(\*)を希望する高齢者に、シルバー人材センターが就業機会を提供

## ○ シルバー人材センターの概要(30年度)

団体数1,299団体、会員数71万人(男性47万人・女性24万人)、平均年齢73.0歳

就業実人員数59万人、月平均就業日数9.8日、月平均収入3.8万円、就業延人員数<就業人数×就業日数>6,977万人日

契約件数343万件、契約金額3,185億円



シルバー人材センター

① 仕事の発注

④ 料金支払い



企業、家庭、官公庁

⑤ 賃金・配分金  
② 仕事の依頼



臨時的・短期的または軽易な就業  
を希望する概ね60歳以上の高齢者  
(シルバー人材センター会員)

③ 仕事の遂行

- 派遣(センターが会員を発注者の事業所等に派遣して仕事を行う方法)、
- 請負(センターが受注した仕事を会員に請負わせて仕事を行う方法)、
- 職業紹介(センターが紹介した会員を発注者が雇用して仕事を行う方法)により実施

地域の経済・社会の維持・発展 など

企業等の人手不足の解消、現役世代の下支え

高齢者の生きがいの充実、健康の維持増進、生活の安定

## ○ シルバー人材センターが扱う仕事

介護施設・育児施設・スーパーマーケット・ホテル・レストラン・製造業企業等への派遣、

福祉・家事援助サービス、空き屋管理、地域見守りサービス、観光案内、

清掃、除草、自転車置き場管理、公園管理、宛名書き、植木剪定、障子・ふすま張り など

\* おおむね月10日程度以内、または、1週間当たりの就業時間が20時間を超えない就業

(高齢者の就業機会の確保に寄与することが見込まれ、民業圧迫や他の労働者の就業機会に著しい影響を与えるおそれがない場合であって、都道府県知事が指定した場合に、派遣、職業紹介の就業時間の上限を週40時間とする特例措置あり。平成28年4月より施行)

# シルバー人材センターの「臨・短・軽」要件の緩和(高齢法関係)

## 改正の趣旨

地域の実情に応じ、高齢者のニーズを踏まえた多様な就業機会を確保する観点から、現行、臨時的かつ短期的又は軽易な業務に限定されているシルバー人材センター等の取り扱う業務の要件を緩和する。

## 現行の内容

シルバー人材センターの取り扱う業務は、「臨時的・短期的」(概ね月10日程度まで)又は「軽易な業務」(概ね週20時間まで)に限定されている。

## 改正の内容【平成28年4月1日施行】

- シルバー人材センターの業務のうち、派遣・職業紹介に限り、週40時間までの就業を可能とする。
- 要件緩和により、民業圧迫等が起きることのないよう、以下の仕組みを設ける。
  - ・ 要件緩和は、都道府県知事が、高年齢退職者の就業機会の確保に寄与することが見込まれ、厚生労働省が定める基準(※1)に適合すると認められる場合に、対象となる市町村ごとに業種・職種を指定することにより可能とすること。
  - ・ 要件緩和を実施する業種等を指定するに当たっては、あらかじめ地域の関係者(※2)の意見を聴取するとともに、厚生労働大臣に協議すること。
  - ・ 要件緩和に係る指定が厚生労働省が定める基準に適合しなくなったときは、指定を取り消すこと

※1 次の2つの基準を規定。要件緩和を行う市町村の区域において、

①指定しようとする業種・職種について労働者派遣事業、職業紹介事業等を行う事業者の利益を不当に害することがないと認められること。

②他の労働者の雇用の機会や労働条件に著しい影響を与えないと認められること。

※2 次の関係者を規定。①市町村長、②シルバー人材センター等、③指定しようとする業種・職種について労働者派遣事業、職業紹介事業等を行う事業者を代表する者、

④当該市町村の労働者を代表する者

# 高齢者雇用に係る助成金(令和元年度)

## 65歳超雇用推進助成金

### ○65歳超継続雇用促進コース

65歳以上への定年引上げ、定年の定め廃止、希望者全員を66歳以上の年齢まで雇用する継続雇用制度の導入のいずれかの措置を実施した事業主に対して、措置の内容、定年等の年齢の引上げ幅及び60歳以上の雇用保険被保険者数に応じて5～160万円を支給する。

### ○高齢者評価制度等雇用管理改善コース

高齢者の雇用管理制度の整備(高齢者に係る賃金・能力評価制度の構築等)を行う事業主に対して、当該取組に要した費用の45%<60%>(中小企業60%<75%>)を支給。

### ○高齢者無期雇用転換コース

50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換させた事業主に対して、対象者1人につき38万円<48万円>(中小企業は1人につき48万円<60万円>)を支給。

※<>は、生産性要件を満たした場合

## 特定求職者雇用開発助成金

### ○特定就職困難者コース

高齢者(60歳以上65歳未満)などの就職困難者をハローワーク等の紹介により雇い入れる事業主に対して、賃金の一部に相当する額を助成。(中小企業の場合、1人につき60万円(短時間労働者40万円))

### ○生涯現役コース

65歳以上の離職者をハローワーク等の紹介により雇い入れる事業主に対して、賃金の一部に相当する額を助成。(中小企業の場合、1人につき70万円(短時間労働者50万円))

## 中途採用等支援助成金

### ○中途採用拡大コース

これまで学卒採用中心であった企業が、中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中高年齢者(45歳以上)の初採用等により中途採用を拡大した場合に一定額を助成(①45歳以上の者を初めて中途採用した場合は60万円(60歳以上の者を初めて中途採用した場合は10万円を上乗せ)、②中途採用率を向上させた場合は50万円)。

### ○生涯現役起業支援コース

40歳以上の中高年齢者などの方が、起業によって自らの就業機会の創出を図るとともに、事業運営のために必要となる従業員の雇入れに要した費用の一部を助成。(起業者の起業時年齢が60歳以上の場合、助成額の上限は200万円(40歳～59歳の場合は150万円))

また、一定期間経過後に生産性要件を満たした場合には、上記助成額の25%の額を別途支給する。



# 高年齢雇用継続給付の概要

## 給付金の種類と額

### ① 高年齢雇用継続基本給付金

被保険者であった期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の労働者であって、60歳以後の各月に支払われる賃金が原則として60歳時点の賃金額の75%未満となった状態で雇用を継続する高年齢者

### ② 高年齢再就職給付金

基本手当を受給した後、60歳以後に再就職して、再就職後の各月に支払われる賃金額が基本手当の基準となった賃金日額を30倍した額の75%未満となった者で以下の要件を満たす者

- 基本手当についての被保険者であった期間が5年以上あること
- 再就職した日の前日における基本手当の支給残日数が100日以上あること
- 安定した職業に就くことにより被保険者となったこと

(注) 同一の再就職について、再就職手当と高年齢再就職給付金は併給されない。

## 給付額

### 60歳以後の各月の賃金の15%

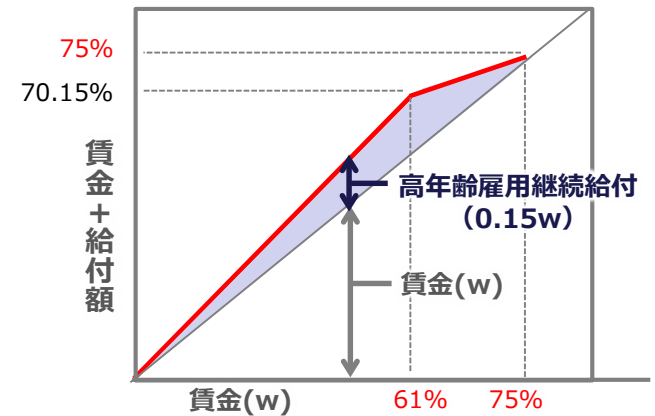
※賃金と給付の合計額が60歳時点の賃金70.15%を超え75%未満の場合は減した率【右図参照】

※賃金と給付の合計が月額360,169円を超える場合、超える額を減額

## 支給期間

### 65歳に達するまでの期間

※②は、基本手当の支給残日数200日以上は2年間、100日以上は1年間)



(注) %は60歳時点の賃金に対する割合である。

# 高齢者の生きがい就労(千葉県柏市)

- 退職した高齢者が、社会とのつながりを保ち、地域で孤立することがないように、(1)農業、(2)生活支援、(3)育児、(4)地域の食、(5)福祉の5分野で高齢者の就労の場を創生する。
- 平成25年3月末現在、これらの分野でのべ152名の高齢者が就労している。

事業統括組織



## 【目的】

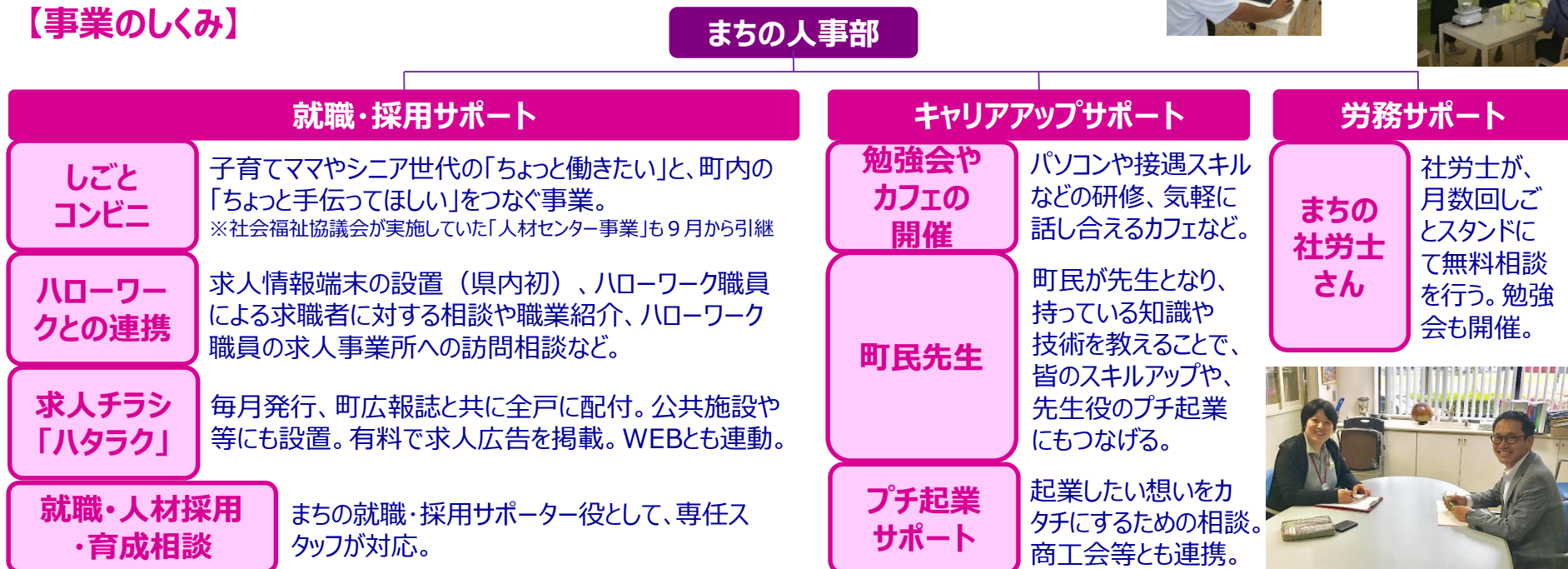
町民や事業所が望む生き方や、なりたい姿を叶えられるような「はたらく」（働き方や経営）を増やし、育て、つなぐことで、子ども達もワクワクする未来を描けるようにし、町を元気にする。

## 【ポイント】

- 休業中のガソリンスタンドをリノベーションした「しごとスタンド」が活動拠点。
- 人材サポートの専門企業と連携して、さまざまなサービスを提供。



## 【事業のしくみ】



# 移住・交流情報ガーデン

- 居住・就労・生活支援等に係る情報提供や相談についてワンストップで対応する窓口「移住・交流情報ガーデン」を開設。
- 地方自治体や関係省庁とも連携し、「全国移住ナビ」を活用して総合的な情報提供を実施。
- 地方自治体等による移住相談会、フェア等の場として利用可能。  
(※都道府県間での連携や市町村間での連携(定住自立圏構想等の取組団体)等複数団体で協力して実施する団体の利用を優先)

地方への移住や地方との交流に興味を持っている都市住民、団体

相談



(ガーデン館内)



(移住フェアの様様)

## <移住・交流情報ガーデン> ワンストップ支援窓口

- ※国の各府省とも連携
- ・厚生労働省(しごと情報)
- ・農林水産省(就農支援情報) 等

全国  
移住ナビ  
とは?

自分に合った暮らし探しを「全国移住ナビ」でお手伝い

総務省所管の全自治体の共同データベース「地域の元気創造プラットフォーム」内

仕事から探してみる

気になる地域の仕事を  
いろいろな条件から検索できます

住まいから探してみる

気になる地域の物件を  
いろいろな条件から検索できます

生活環境・交通から探してみる

気になる周辺施設を  
地図上から検索できます

このほか、こだわり観光情報や移住者の体験談などから情報を検索することができます。  
また、全国の自治体が作成したPR動画から探すこともできます。

※自治体等が実施する短期のPRイベントの場としても活用可



[開館時間] (平日) 11:00-21:00  
(土日祝) 11:00-18:00  
[休館日] 月曜、年末年始

[所在地] 東京都中央区京橋1-1-6 越前屋ビル  
[アクセス] JR/東京駅(八重洲中央口)より徒歩4分  
地下鉄/東京メトロ銀座線 京橋駅より徒歩5分  
東京メトロ銀座線・東西線 都営浅草線 日本橋駅より徒歩5分

# 都市部からの移住促進の取り組み (岩手県 雫石町)

## ステップ1

まずは「雫石」を知っていただく。  
そのための「情報発信」

### 「生涯活躍のまち移住促進センター」 への出展

※都市部での移住相談窓口として東京都千代田区有楽町に開設 URL:<http://iju-center.jp/>

### 移住フェア・相談会等への参加

※都市部で開催される移住フェア・セミナー  
相談会へのブース出展



### 移住・定住支援情報の発信

※移住応援パンフレットの作成やウェブサイトでの情報発信、PR動画「あなたにしか、出会えない場所がある。」の配信

<http://www.town.shizukuishi.iwate.jp/teijyu/>

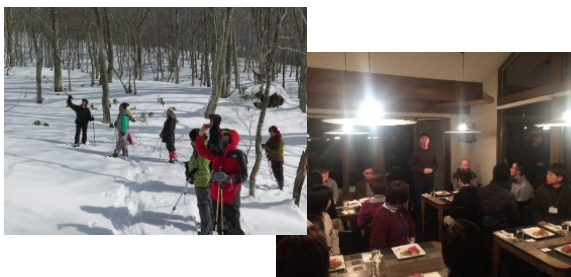


## ステップ2

次に「雫石」に訪れていただく。  
そのための「体験・交流」

### 移住体験・交流ツアーの実施

※四季折々の気候や雫石の魅力に触れていただくためのツアー。平成27～28年度に6回のツアーを実施。29年度も3回のツアーを予定。



### 移住促進イベントの実施

※町民との交流や町民の受入れ意識の醸成をためのイベントの実施



## ステップ3

次に「雫石」への移住を  
実際に検討していただく。

### トータルサポートの実施

※移住したばかりの方や移住に興味がある方を対象に「移住カフェ」や先輩移住者による相談等の実施

### 移住相談の旅費助成

※仕事、住まい、生活環境の確認など、移住を目的とした活動のために町を訪れる場合の旅費の一部を助成。

東北から5,000円助成、関東甲信越から13,000円助成、その他の地域から18,000円など

### お試し居住

※雫石町定住促進住宅の一室(3DK)を活用したお試し居住を実施。

1週間 15,000円(光熱水費込)

1か月 50,000円(〃)

### 空き家バンク制度及び空き家改修補助金

※空き家バンク登録物件に係る改修費用を助成(上限100万円)

◎生涯活躍のまちに関する参考施策集(担当連絡先)

頁	省庁	部局	課室	連絡先
1	国土交通省	住宅局	安心居住推進課	03-5253-8952
2	国土交通省	住宅局	安心居住推進課	03-5253-8952
3	国土交通省	住宅局	安心居住推進課	03-5253-8952
4	国土交通省	住宅局	安心居住推進課	03-5253-8952
5	国土交通省	住宅局	安心居住推進課	03-5253-8952
6	国土交通省	土地・建設産業局	地価調査課	03-5253-8377
		土地・建設産業局	不動産課	03-5253-8288
7	国土交通省	住宅局	不動産課	03-5253-8504
8	国土交通省	土地・建設産業局	不動産課	03-5253-8288
9	国土交通省	土地・建設産業局	不動産課	03-5253-8288
10	国土交通省	住宅局	生産課	03-5253-8510
11	国土交通省	住宅局	生産課	03-5253-8510
12	国土交通省	住宅局	生産課	03-5253-8504
13	国土交通省	土地・建設産業局	不動産課	03-5253-8288
14	国土交通省	土地・建設産業局	不動産課	03-5253-8288
15	国土交通省	住宅局	住宅総合整備課住環境整備室	03-5253-8508
18	国土交通省	住宅局	住宅総合整備課	03-5253-8506
		住宅局	安心居住推進課	03-5253-8952
19	国土交通省	住宅局	安心居住推進課	03-5253-8952
20	国土交通省	住宅局	住宅総合整備課住環境整備室	03-5253-8508
23	国土交通省	住宅局	住宅総合整備課	03-5253-8506
24	国土交通省	住宅局	民間事業支援調整室(JHF)	03-5253-8518
25	国土交通省	国土政策局	地方振興課	03-5253-8403
26	国土交通省	住宅局	住宅政策課	03-5253-8504
28	国土交通省	住宅局	市街地建築課市街地住宅整備室	03-5253-8517
29	国土交通省	住宅局	市街地建築課市街地住宅整備室	03-5253-8517
30	国土交通省	都市局	まちづくり推進課 都市開発金融支援室 ※40ページの右下の施策について	03-5253-8127
		国土政策局	広域地方政策課 ※40ページの左下の施策について (今回、削除依頼提出)	03-5253-8363
		土地・建設産業局	不動産市場整備課 ※上部	03-5253-8289
31	国土交通省	住宅局	民間事業支援調整室(UR)	03-5253-8503
33	厚生労働省	老健局	総務課	03-3591-0954
34	厚生労働省	老健局	高齢者支援課	03-3595-2888
35	厚生労働省	老健局	振興課	03-3595-2889
36	厚生労働省	老健局	振興課	03-3595-2889
37	厚生労働省	老健局	老人保健課	03-3595-2490
38	厚生労働省	老健局	老人保健課	03-3595-2490
39	厚生労働省	老健局	振興課	03-3595-2889
40	生駒市			
41	世田谷区			
42	竹田市			
43	岡山市			
44	厚生労働省	医政局	地域医療計画課医師確保等地域医療対策室	03-3595-2186
		老健局	高齢者支援課	03-3595-2888
45	厚生労働省	老健局	高齢者支援課	03-3595-2888
46	厚生労働省	老健局	高齢者支援課	03-3595-2888
47	厚生労働省	老健局	振興課	03-3595-2889
48	厚生労働省	老健局	振興課	03-3595-2889
49	経済産業省	商務情報政策局	ヘルスケア産業課	03-3501-1790
50	厚生労働省	老健局	高齢者支援課	03-3595-2888
51	厚生労働省	社会・援護局	地域福祉課	03-3595-2615
52	厚生労働省	老健局	振興課	03-3595-2889
53	流山市			
54	小坂町			
55	武蔵野市			
56	総社市			
57	武豊町			
58	利根町			
59	厚生労働省	老健局	振興課	03-3595-2889
60	厚生労働省	老健局		
61	奈義町			
62	文部科学省	生涯学習政策局	地域学習推進課地域学校協働活動推進室	03-6734-3284
63	文部科学省	高等教育局	大学振興課	03-6734-3334
64	立教大学			
65	横浜市立幸ヶ谷小学校			
66	厚生労働省	職業安定局	高齢者雇用対策課	03-3502-6779
67	厚生労働省	職業安定局	高齢者雇用対策課	03-3502-6779
68	厚生労働省	職業安定局	高齢者雇用対策課	03-3502-6779
69	厚生労働省	職業安定局	高齢者雇用対策課	03-3502-6779
70	厚生労働省	職業安定局	高齢者雇用対策課	03-3502-6779
71	厚生労働省	職業安定局	雇用保険課	03-3502-6771
72	総務省	地域力創造グループ	地域自立応援課	03-5253-5392
73	雲石町			